

新・福岡市子ども 総合計画

次世代育成支援福岡市行動計画(後期計画)

～子どもが夢を描けるまちをめざして～



福岡市



毎月1～7日は

ふくおか子ども週間

～子どもや子育てに優しいまち“ふくおか”をめざして～

毎月1～7日の少なくとも1日は、個人や企業（職場）、地域などがそれぞれの立場で子どもたちのためにできることに取り組んで、社会全体で子どもたちをバックアップしていきましょう。

この週間が“ふくおか”ならでの運動にひろがるよう、多くの方のご参加をお願いします。

早めに仕事を
終えて家に帰る

働き方を見直して、
ワーク・ライフ・
バランス

学校行事に
参加

地域で
見守り・声かけ



イラスト協力:カスマさん

賛同企業・団体募集中！

<http://www.city.fukuoka.lg.jp/kodomo/iinafukuoka/index.html>

はじめに

福岡市では、平成12年に「福岡市子ども総合計画」を策定し、平成17年に見直しを行いました。その後の子どもを取り巻く環境変化や市民ニーズの変化、国の少子化対策に関する新たな動きなどを踏まえ、このたび、「新・福岡市子ども総合計画」を策定しました。この計画は、今後5年間（平成22年度～平成26年度）における子ども施策の基本理念や取組の方向性、達成すべき目標などを取りまとめたものです。

次代を担う子どもたちは私たちの大切な宝であり、私たちは子どもたちの未来に大きな責任を負っています。子どもたちが健やかに成長することができる環境を整備することは社会全体の責務です。

誰もが安心して子育てを行うことができ、子どもが自ら育っていく力を育むことができるようになるためには、社会全体で子育て・子育てを支援することが必要とされています。家庭、学校、地域、企業そして行政がそれぞれの役割を果たし、また、相互に連携しながら、子どもが健やかに育ち、夢を描けるまちを市民の皆さまとともにめざしてまいります。

最後に、この計画の策定にあたり、ご審議いただいた児童福祉審議会の委員の皆さま、貴重なご意見をいただいた次世代育成支援推進協議会の委員の皆さま、また、アンケート調査にご協力いただき、パブリック・コメント手続きにご意見を賜りました市民の皆さまに心から感謝申し上げます。

平成22年3月

福岡市長 吉田 宏

第1部 計画総論

1	福岡市子ども総合計画（平成17年3月策定）の評価	1
2	計画の枠組み	2
3	子どもを取り巻く状況	3
4	計画の基本理念	5
5	計画の施策体系	8
6	計画目標	10
7	計画の推進	13

第2部 計画各論

目標1 子どもの権利を尊重する社会づくり

1	子どもに関する相談体制の充実・強化	15
2	児童虐待防止対策の推進	16
3	子どもに対する社会的養護体制の充実	17
4	不登校の子どもへの支援・いじめの未然防止の充実	18
5	思春期のひきこもりの子どもへの支援	19
6	障がい児施策の充実	19
7	子どもの権利の啓発推進	20
8	子どもの社会参加の促進	20
	主な事業（目標1関係）	21

目標2 地域における子育ての支援と健全育成の環境づくり

1	地域で子どもを見守り・育むしくみづくり	22
2	子どもの遊びや活動の場づくり	23
3	家庭での取組の支援	24
4	様々な体験活動の充実と情報提供	24
5	子どもの安全を守る取組と非行防止	26
6	思春期の子どもを育む取組	27
7	子どもの育成に関する人材の育成、支援、連携の推進	28
	主な事業（目標2関係）	29

目標3 子どもを健やかに育む学校教育の推進

1 幼児教育・保育の充実	30
2 たくましく生きる子どもの育成	31
3 信頼される学校づくりの推進	32
4 信頼に応え得る教職員の養成	32
5 社会全体での子どもたちの育成	32
6 教育環境づくりの推進	33
主な事業（目標3関係）	34

目標4 安心して生み育てられる環境づくり

1 保健医療の充実と子どもの健康づくり	36
2 多様な保育サービスの充実	38
3 ひとり親家庭への支援	39
4 子育て家庭への経済的な支援	40
5 子育てに対する意識改革	41
6 子育てを支援する住まいづくり・まちづくり	42
主な事業（目標4関係）	43

第3部 資料編

1 子どもに関する基礎データ	45
2 次世代育成支援に関するアンケート調査（概要）〔就学前児童〕	59
3 次世代育成支援に関するアンケート調査（概要）〔小学生〕	66
4 次世代育成支援に関するアンケート調査（概要）〔中高生等〕	71
5 次世代育成支援に関するアンケート調査（概要）〔青年〕	77
6 福岡市新・基本計画の成果指標に関する意識調査（抄）	81

参考資料

新・福岡市子ども総合計画の策定経緯等	83
--------------------	----

第1部 計画総論



第1部 計画総論

1 福岡市子ども総合計画（平成17年3月策定）の評価

1 総合評価及び課題

本市では福岡市子ども総合計画に基づき、計画の推進体制として平成17年4月に設置したこども未来局を中心に、必要な施策を迅速に実施するとともに、社会全体で子育てを支援する仕組みづくりなど、すべての子どもと子育て家庭を支援する施策を集中的、計画的に推進してまいりました。

また、目標事業量を設定し進捗状況を毎年公表するなど、計画的な施策の執行に努めてまいりました。

その結果、目標事業量の約9割は達成しましたが、保育所の待機児童の解消や小・中学校における不登校児童生徒数の減少などについては、今後とも積極的に取組を進めていく必要があるなどの課題が残っています。

2 ニーズ調査の結果

子ども総合計画の策定にあたっては、市民のニーズを把握するためにアンケート方式によるニーズ調査を実施しています。

前回（平成16年）の調査結果と今回（平成21年）の調査結果とを比較すると、就学前の子を持つ親の行政への要望において割合が減少したのが、「子どもや親子が安心して集まり、遊びや情報交換ができる場」（28.1%→16.9%）や、「安心して医療機関にかかれる体制の整備」（33.8%→27.7%）となっており、子どもプラザや子育て交流サロンの開設、乳幼児医療費の無料化などの施策の効果が出ていると考えられます。

一方、行政への要望の割合が高まったのが、「専業主婦など誰でも気軽に利用できる保育サービス」（16.2%→24.3%）や、「保育所の増設」（13.7%→18.9%）、「残業時間の短縮など企業への職場環境の改善の働きかけ」（17.3%→27.3%）となっており、更なる施策の強化が必要とされていることがわかります。

また、小学生の子を持つ親では、要望の割合が減少したのが、「子どもや親子が安心して集まり、遊びや情報交換ができる場」（48.8%→29.1%）や、「子連れでも出かけやすく、楽しめるイベントの機会がほしい」（45.3%→38.6%）となっており、地域での健全育成活動を促進する事業など一定の施策の効果が出ていると考えられます。

一方、行政への要望の割合が高まったのが、「安心して医療機関にかかれる体制の整備」（39.8%→50.3%）や、「残業時間の短縮など企業への職場環境の改善の働きかけ」（21.4%→28.6%）となっており、更なる施策の強化が必要とされていることがわかります。

3 新計画策定に向けて

福岡市子ども総合計画策定後の課題を踏まえ、子どもの権利を尊重する社会づくり、地域における子育て支援と健全育成、安心して生み育てられる環境づくりなどをさらに充実させていくとともに、ワーク・ライフ・バランスを促進するなど、社会全体で子育てを支援する仕組みづくりをさらに推進していく計画とする必要があります。

2 計画の枠組み

1 計画策定の背景及び趣旨

国においては、平成6年5月、子どもの保護と基本的人権の尊重を目的とする「児童の権利に関する条約」を批准し、また、少子化社会に対応するため、平成15年には「少子化社会対策基本法」及び「次世代育成支援対策推進法」が制定され、国、地方公共団体、企業等が一体となって次世代育成支援を推進することとされました。

さらに「新しい少子化対策について」（平成18年）、「仕事と生活の調和憲章・仕事と生活の調和推進のための行動指針」（平成19年）、「『子どもと家族を応援する日本』重点戦略」（平成19年）等を定め、少子化対策を進めています。

一方、本市では、平成12年1月に保健福祉、健全育成、教育など子どもに関わる行政施策を総合的に体系づけた「福岡市子ども総合計画」を策定し、さらに、「次世代育成支援対策推進法」に基づく、本市の地域行動計画（前期計画）として位置づけられる計画とするため、平成17年3月に計画の見直しを行いました。

しかしながら、その後も、少子高齢化、都市化、核家族化の進行や、地域や家庭における子育て機能低下への懸念、仕事と子育ての両立や子育てに対する負担感・不安感の増大など、子どもを取り巻く社会の状況は大きく変化し続けています。

そのため、このような本市の環境変化や国の新たな少子化施策等を踏まえ、より市民ニーズを反映した子ども行政を、総合的、効果的に推進し、次代を担う子どもたちが健やかに生まれ、生き生きと育つ環境づくりを進めていくため、計画の見直しを図るものです。

2 計画の位置づけ

本計画は、「次世代育成支援福岡市行動計画・後期計画」として位置づけます。

また、「福岡市 新・基本計画（総合計画）」及び「政策推進プラン（実施計画）」や、「新しいふくおかの教育計画」、「福岡市保健福祉総合計画」とも連携を図ります。

3 計画期間

平成22年度から平成26年度まで

4 計画の対象

この計画は、すべての子ども（おおむね18歳未満の児童）と子どもを育成し又は育成しようとする家庭、市民、事業者、行政、地域社会全体を含めた個人、団体を対象とします。（一部の施策においては、18歳以上の青年も対象とします。）

3 子どもを取り巻く状況

1 少子化の現状

本市では、全国同様、未婚化・晩婚化などの影響から少子化が進行していますが、他都市に比べ、総人口に占める若い世代の割合が高いため、少子化の流れを変えていく潜在能力も高いと考えられ、子ども施策のより一層の充実が求められていると言えます。

2 家族の状況や就労形態の変化

結婚する・しない、子どもを生む・生まないといった個人の価値観やライフスタイルに加え、家庭内での男女の役割や父親・母親としての役割も変化するなど、家庭や家族のあり方が多様化しています。

また、核家族化や親の子育て経験の不足、都市化を背景に子育て家庭の地域の中での孤立化などにより、家庭の持つ機能が変化しています。

さらに、経済情勢の悪化等を反映し、女性の雇用就労が増加する一方、若年失業者やフリーターなどの若者の雇用の問題など、就労形態も大きく変化しています。

3 子どもの権利侵害への対応

少子化や都市化は、家族や地域社会へも大きな影響を与え、子どもたちの社会性が育まれにくくなるなど、子ども自身の健やかな成長への影響が懸念されるとともに、ニートやひきこもりなど自立に困難を抱える若者も増えています。

また、子どものいじめや暴力行為などをなくしていくためには、他者の人権や社会のルールを尊重する規範意識や正義感の確立を図り、それらの育成に努める必要があります。

4 地域社会や社会環境の変化

都市化等による地域コミュニティの機能の低下や、近所の遊び場や身近な自然の減少などにより、地域の機能や子どもの遊びも変化しています。

そこで、地域組織の活性化を図るとともに、地域のまちづくりを行う「自治協議会」などとの連携を進め、地域と行政の共働による取組を推進していく必要があります。

また、学習塾通いの増加、受験競争の低年齢化などが進んでいる一方、子どもが自然の中で大勢で遊ぶ機会が減り、テレビゲーム等の普及により屋内での遊びが増加したり、地域で一定の役割を果たすことが減少したりしています。

そのため、自然体験や生活体験が不足し、自律性や社会性が十分に育っていない子どもが増えていると言われており、社会的な活動に取り組める子どもの育成に努める必要があります。

さらには情報社会、国際社会への積極的な適応も求められています。

5 学校における今日的課題への対応

子どもを取り巻く社会状況が変化する中、子どもの基本的な生活習慣や学習習慣が十分に定着していないこと、学習意欲、規範意識や自尊感情が十分に高まっていないことが各種調査から明らかになっています。

また、いじめや暴力行為、不登校児童生徒数は減少傾向にあり、これまでの取組の成果が現れていますが、解消するまでには至っていません。発達障がいをはじめとする特別支援教育が必要な子どもも増加傾向にあります。

その他にも、学校の組織力強化や教員の資質・能力の向上、児童生徒数の偏りにより生じる学校規模の不均衡や学校施設の耐震化など、様々な課題があります。

これからの学校は、そのような現状や課題を踏まえ、子どもの発達段階に応じた社会的自立の基礎を培う教育を一層重視し、知・徳・体の調和の取れた「生きる力」を持った子どもを育てることが求められています。

6 社会全体での取組の推進

従来、少子化の主たる要因であった晩婚化や未婚化に加え、最近では、「夫婦の出生力そのものの低下」という新たな状況が生じています。

これは、多くの人が子育ては楽しいと感じている一方で、子育て家庭の孤立化により、子育てに対する不安感や負担感が増大するなど、十分な支援を得られない環境の中で子育てをしていることが原因のひとつとして考えられています。

さらには、働き方に対する考え方が多様化する中で、長時間労働や働き方の選択肢

が十分に整っていないこと、一部では女性において就労と子育てが二者択一となっていることなど、働き方に関する様々な課題が存在することも大きく影響していると考えられます。

これらのことから、子育てと仕事の両立支援のみならず、すべての子どもと子育て家庭を社会全体で支えていく仕組みづくりを進める必要があるとともに、働き方の見直しを含む仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進を図る必要があります。

4 計画の基本理念

1 基本目標

大人は、子どもの価値観を理解し、また、子どもは社会のルールを学び、大人と子ども、子ども同士や社会の中の様々な人々が支えあい、子どもが健やかに育ち、夢を描けるまちを社会全体でめざします。

2 基本的視点

● 子どもの権利の保障と主体性の醸成

子どもが心身ともに健やかに育ち、自立していくためには、その最善の利益を考慮するとともに、子どもを基本的人権を有する社会の一員として認識して、自分らしく育つ権利を保障し、確保していく必要があります。

子どもは本来、自ら育っていく力を持っており、子どもを「ひとりの市民」としてとらえ、その主体性を醸成していくことが大切です。このためには、家庭、学校、地域がそれぞれの役割を認識し、様々な場面で連携を図りながら、子どもがルールや社会性を習得できるようにトレーニングを行っていくことが必要です。

また、子どもを画一的にとらえたり、大人の固定的な価値観を押しつけたりするのではなく、まして、大人の扱いやすい子ども像をよしとするのではなく、子どもの個性や多様な価値観を尊重することが大切です。

さらに、子どもにはいろいろな発達段階があり、子育てにあたる者やその家族をはじめ、地域の人々や行政は、発達段階ごとの特性を踏まえ対応することが大切です。

● 地域社会での取組の推進

子どもは、社会生活の中で様々な経験を積み、また、様々な価値観を持った人々と接しながら成長していくものです。

したがって、次代を担う子どもの健全な育成は社会全体の責務であり、家庭、学校、地域住民や関係団体が情報を共有しながら一体となって、地域での子育て支援や健全育成の取組を推進することが大切です。

● 子どもを健やかに育む教育の推進

幼稚園や保育所等と連携しながら、子どもの豊かな感性を育み、健康で安全な環境での幼児教育や、小・中学校等での個に応じたきめ細かで多様な学校教育を推進することが大切です。

● 安心して生み育てられる環境づくりの推進

次代を担う子どもが健やかに生まれ、生き生きと成長することは社会全体の責務であります。次世代育成を支援する取組が、次の世代に連綿と引き継がれるためにも、すべての子どもと子育て家庭を社会全体で支援することにより、子育てに夢を持ち、そして、子どもが心身ともに健やかに生まれ育つための環境を、中長期的な観点にたち整備することが大切です。



5 計画の施策体系

先に掲げた基本理念のもと、具体的に達成すべき4つの目標を掲げ、子どもに関する施策を総合的に展開することにより、計画を推進します。

目標1

子どもの権利を尊重する社会づくり

1 子どもに関する相談体制の充実・強化

- (1) こども総合相談センターの充実 (2) 区及び地域における相談体制の充実・強化
- (3) 学校における相談体制の充実

2 児童虐待防止対策の推進

- (1) 予防, 早期発見・早期対応等 (2) 関係機関との連携等
- (3) 児童虐待による死亡事例等の重大事例の検証

3 子どもに対する社会的養護体制の充実

- (1) 家庭的養護の推進 (2) 施設機能の強化 (3) 家庭支援機能等の強化
- (4) 自立支援策の強化 (5) 人材確保のための仕組みの強化 (6) 子どもの権利擁護の強化

4 不登校の子どもへの支援・いじめの未然防止の充実

5 思春期のひきこもりの子どもへの支援

6 障がい児施策の充実

- (1) 障がい児福祉(早期発見・早期支援, 療育体制等の整備・充実, 地域における活動の場づくり)
- (2) 特別支援教育の推進

7 子どもの人権の啓発推進

8 子ども社会参加の促進

目標2

地域における子育ての支援と健全育成の環境づくり

1 地域で子どもを見守り・育むしくみづくり

- (1) 子育て支援のネットワークづくり (2) 地域における子育て家庭への支援と健全育成の取組

2 子どもの遊びや活動の場づくり

- (1) 乳幼児親子の遊びや活動の場づくり (2) 公民館や学校施設などを活用した遊びや活動の場づくり
- (3) 若者の居場所づくり (4) 子どもの視点からの施設の整備・運営 (5) 自然に親しみ遊べる場の確保

3 家庭での取組の支援

4 様々な体験活動の充実と情報提供

- (1) 様々な体験機会の提供の推進
(子どもの国際交流の推進, 子どもの文化芸術活動等の推進, 子どものスポーツや野外活動の推進, 子どもの読書活動の推進, その他の体験活動の推進)
- (2) 子育てや子どもの活動に関する情報提供

5 子どもの安全を守る取組と非行防止

- (1) 交通安全対策の推進, 家庭内等での事故防止及び自然災害等への対応
- (2) 子どもの安全を守る取組の充実強化 (3) 被害にあった子どもの保護の推進 (4) 非行防止
- (5) 有害環境の浄化

6 思春期の子どもを育む取組

- (1) 思春期保健・健康教育の充実 (2) 思春期相談の充実 (3) 若者の自立に向けた取組

7 子ども育成に関する人材の育成, 支援, 連携の推進

目標3

子どもを健やかに育む学校教育の推進

1 幼児教育・保育の充実

2 たくましく生きる子どもの育成

- (1) 知・徳・体のバランスのとれた子どもの育成 (2) 市立高等学校の活性化
- (3) 人権教育の推進 (4) 不登校の子どもへの支援・いじめの未然防止の充実
- (5) 特別支援教育の推進

3 信頼される学校づくりの推進

- (1) 学校の組織力の強化 (2) 学校と家庭・地域の連携の強化

4 信頼に応え得る教職員の養成

5 社会全体での子どもたちの育成

- (1) 子どもの安全確保に向けた取組の推進 (2) 家庭・地域における教育の支援

6 教育環境づくりの推進

目標4

安心して生み育てられる環境づくり

1 保健医療の充実と子どもの健康づくり

- (1) 母親と子どもの健康づくり（健康診査、指導の推進、親等への相談事業の充実、子育てに関する情報提供・情報交換、予防接種、学校等や地域における健康づくり）
- (2) 小児医療の充実 (3) 不妊等に悩む人への相談体制の整備や支援 (4) 食育の推進

2 多様な保育サービスの充実

- (1) 保育所整備の推進 (2) 多様な保育サービスの実施 (3) 保育サービスの質の確保
- (4) 幼稚園（預かり保育）

3 ひとり親家庭への支援

- (1) 子育てや生活支援 (2) 就業支援 (3) 養育費の確保 (4) 経済的支援 (5) 相談体制の充実

4 子育て家庭への経済的な支援

5 子育てに対する意識改革

- (1) 子育てへの男女共同参画の促進 (2) 子育て支援社会に向けた意識啓発

6 子育てを支援する住まいづくり・まちづくり

6 計画目標

1 目標事業量

	施策名		指数	21年度末 (実績)	26年度末
目標1	療育センターの整備		設置数	1	2
	ファミリーホーム		設置数	2	7
	児童家庭支援センター		設置数	-	2
	自立援助ホーム		設置数	1	2
	児童養護施設の耐震化		整備数	-	1
目標2	地域子ども育成事業（育みネット支援事業）		設置数 (校区)	91	140
	地域子育て交流支援事業（子育て交流サロン）		延べ 参加者数	110,000 (20年度)	138,000
	地域子育て支援拠点（子どもプラザ）		設置数	14	14
	ファミリー・サポート・センター事業		会員数	4,946 (20年度)	7,200
	留守家庭子ども会		全学年受入れが 可能な施設数	-	139
	放課後等の遊び場づくり事業		設置数	16	※ 23 (22年度)
	「赤ちゃんの駅」事業		設置数	187	300
	若者の居場所づくり事業		設置数	1	※ 1 (22年度)
	身近な公園の整備における子どもが参加したワークショップの割合（累計）		割合	58.0%	80.0%
目標3	「新体力テスト」の実施		完全実施率 小学校 中学校	19.0% 81.0% (20年度)	60.0% 90.0% (25年度)
	校務情報化推進事業（全教員へのパソコン整備）		配置率	20.0% (20年度)	100.0% (24年度)
	学校施設の耐震対策事業		耐震化率	65.0% (20年度)	100.0% (25年度)
目標4	乳幼児健康診査受診率	4か月児	受診率	98.3% (20年度)	上昇
		1歳6か月児	受診率	95.3% (20年度)	上昇
		3歳児	受診率	94.0% (20年度)	上昇
	母子巡回健康相談		延べ相談者数	21,664 (20年度)	増加
	通常保育事業		定員数	24,319	26,519
	延長保育事業		設置数	164	172
	一時預かり事業		設置数	-	8

	施策名	指数	21年度末 (実績)	26年度末
目標 4 こども	夜間保育事業	設置数	2	2
	特定保育事業	設置数	3	7
	休日保育事業	設置数	5	7
	病児・病後児デイケア事業	設置数	12	16
	子どもショートステイ	設置数	5	8
	歩道のうちフラット化された割合	割合	20.7% (20年度)	26.0% (23年度)
	通学路の歩車分離確保率 (小学校から半径250m以内)	割合	58.0% (20年度)	70.0% (23年度)
	“「い～な」ふくおか・子ども週間♡”賛同企業・団体数	賛同数	732	1,500
	企業の次世代育成支援行動計画策定支援事業（セミナー受講後に行動計画を策定した中小企業数）	中小企業数 (累計)	-	100
	都心部新婚・子育て世帯住まい支援事業対象世帯の入居戸数	戸数	187 (20年度)	200以上 (23年度)
	体育施設へのキッズルーム（コーナー）設置	設置施設数	4 (20年度)	10

※「放課後等の遊び場づくり事業」及び「若者の居場所づくり事業」の目標事業量（平成26年度）については、平成22年度以降に設定する。

2 成果指標

	指 標	21年度末 (実績)	26年度末	
	子育て環境満足度 ※ 福岡市が子育てしやすいまちと感じる高校生以下の子を持つ保護者の割合	60.2%	70.0%	
目標1	里親委託率 ※ 児童養護施設、乳児院、ファミリーホーム及び里親に委託された児童のうち、里親及びファミリーホームへの委託率	18.3% (20年度)	25.0%	
目標2	子育てについて配偶者や親族以外で気軽に相談できる人が身近にいる人の割合	84.7%	90.0%	
	地域の公園で子どもが安心して遊べると感じている市民の割合	52.3% (20年度)	70.0% (27年度)	
目標3	国語や算数・数学がわかるという児童生徒の割合	71.4% (20年度)	75.0% (25年度)	
	「体力運動能力調査」の総合得点の状況(全国平均を50とする)	小学5年生 男子	48.9%	50.0%
		女子	47.8% (20年度)	50.0% (25年度)
	中学2年生	男子	48.0%	50.0%
		女子	47.5% (20年度)	50.0% (25年度)
	学校のきまりを守っているという児童生徒の割合	小学校	73.0% (20年度)	90.0% (25年度)
		中学校	70.6% (20年度)	80.0% (25年度)
	「自分には、よいところがあると思う」という児童生徒の割合	小学校	75.3% (20年度)	85.0% (25年度)
中学校		61.2% (20年度)	70.0% (25年度)	
	「不登校児童生徒」の人数	1,263人 (20年度)	885人 (25年度)	
	子どもと向き合う時間が確保されているという教員の割合	44.0% (20年度)	60.0% (25年度)	
目標4	4か月児健診時のアンケート調査			
	育児に心配があると答えた母親の割合	13.5% (20年度)	減少	
	育児は疲れると答えた母親の割合	19.1% (20年度)	減少	
	育児は楽しいと答えた母親の割合	87.6% (20年度)	増加	
	保育所入所待機児童数	473人	0人	
	育児休業明けに希望する保育サービスをすぐ利用できた人の割合	84.3%	90.0%	
	固定的性別役割分担に否定的な人の割合	男性	59.9% (20年度)	70.0% (25年度)
女性		64.0% (20年度)	70.0% (25年度)	

7 計画の推進

1 推進体制

子どもを取り巻く様々な状況の変化に対応していくために、今後、行政も市民も、子どもの視点に立ち、総合的に取組を進めていくことが必要です。

新しい時代を迎え、全市レベル、地域レベルで、関係団体や地域コミュニティ、NPO、ボランティア、民間企業等と行政が、様々な形で連携し、あるいはネットワーク化を図りながら、推進体制を整備し、施策を総合的・効果的に推進していきます。

● 子ども行政の推進体制

子どもに関する分野は、保健福祉、健全育成、教育、まちづくりなど多岐にわたっており、子どもに関する施策を総合的・効果的に推進するため、平成12年度に子ども部を創設し、平成14年度には保健福祉局に学校教育を除く子ども行政を統合・一元化、さらに、次世代育成支援を市民全体の課題として早急かつ集中的に取り組むため、平成17年度にこども未来局を創設しています。

また、同年、子ども施策に関係する部署とのさらなる連携の強化を図る全庁的な計画の推進体制として「福岡市次世代育成支援推進本部」を設置しました。

これらの組織において、職員の意識の醸成と資質の向上を図りながら、子ども施策や次世代育成を推進していきます。

● 全市レベルの推進体制（関係機関や民間活動等のネットワーク化）

全市レベルの子どもの問題に関する市長の附属機関として学識経験者などからなる「福岡市児童福祉審議会」が設置されており、子どもに関する問題を、随時、調査審議しています。

また、平成17年度に設置した「福岡市次世代育成支援推進協議会」において、次代を担う子どもが、健やかに生まれ成長する地域社会の実現に向けて、地域の関係団体や地域コミュニティ、民間企業等と行政が一体となり、次世代育成を支援する取組を推進しています。

なお、子どもに関する取組は、児童福祉施設、教育施設、相談関係施設、NPOや大学などにおいて幅広く展開されていますが、それらの事業実施や、運営等にあたって、相互の連携を取りながら、本計画を推進していきます。

● 地域レベルの関係者のネットワーク化

地域社会は、子どもが日々充実した生活を営むための大切な場でもあることから、自治協議会をはじめ、青少年育成連合会、民生委員・児童委員、主任児童委員、子ども会育成連合会などの団体や保育所、幼稚園、学校、PTA、また、地域での子育てサークルやボランティアなどが相互に協力し、連携を図りながら、活動を推進していく体制づくりを促進します。

● 子どもについての情報提供、啓発事業等

子どもや子育て支援などに関する情報提供や啓発事業は、本計画を推進するうえで重要です。情報発信の手段として、情報誌の発行やホームページなどを活用して、市民にわかりやすい情報提供や啓発事業を行います。

● 計画の進行管理

本計画は、子どもに関する情報収集・発信を行いながら、「福岡市次世代育成支援推進協議会」やその他関係団体などから、子ども施策に関する意見を聴くなど、市民のニーズを的確に把握し、推進していきます。

また、本計画の推進状況を各年度ごとに一括して把握、点検するとともに、ホームページなどへの掲載により広く市民に周知を図ります。



第 2 部 計畫各論



第2部 計画各論

目標1 子どもの権利を尊重する社会づくり

【現状と課題】

こども総合相談センターを核に、児童虐待防止や思春期のひきこもり、いじめ・不登校など、子どもを取り巻く様々な問題に対する相談・支援機能の強化等に取り組んでまいりましたが、児童虐待の相談件数は高い水準にあり、家庭での養育が困難な児童数も恒常的に高く推移しています。また、不登校の児童生徒数は依然として多く、その対応が課題となっています。

【施策の基本的方向】

子どもは基本的人権を有する社会の一員として認識されるべきであり、子どもとしての権利を保障し、確保していく取組を推進します。

援助を要する子どもをはじめとして、すべての子どもが健やかに育つための取組を推進します。

子ども自身が社会の一員として社会的な活動に取り組むなど、主体的に活動できる力を醸成するとともに、他者の権利や社会のルールを尊重する規範意識の育成に家庭、学校、地域そして行政が一体となって取り組んでいきます。

1 子どもに関する相談体制の充実・強化

子どもに関する相談が増加、複雑化、深刻化し、相談支援が長期化する等の状況に対し、全市的な相談機関と区や地域を単位とした身近な相談体制を総合的に拡充する必要があります。

このため、市の相談機関の中核となるこども総合相談センターは、子どもに関する様々な相談内容に総合的に対応する相談窓口機能の充実を図るとともに、保健・福祉・教育の分野から一体的、継続的に相談・支援等を行います。

また、区や地域における身近な相談体制についても充実、強化を図ります。

さらに、発達教育センター、心身障がい福祉センターなどの全市レベルの専門相談機関などを含めて、様々な相談機関が相互的・有機的な連携を強化し、総合的な相談支援体制の充実・強化を目指します。

1 こども総合相談センターの充実

こども総合相談センターにおいては、子どもや親等が気軽に早期に相談ができるよう24時間電話相談や女性相談員が対応する女の子専用電話を設置していますが、今後も総合的な相談体制の充実を図ります。

また、子どもの虐待や非行、発達上の問題や思春期、いじめ・不登校の問題、養育環境に関することなど、子どもにかかわる相談に対応するため、児童福祉司や児童心理司などの専門性強化や、カウンセリングをはじめ必要に応じて、家庭訪問や子どもの一時保護、グループ援助など様々な支援プログラムを活用するなど、専門相談機能の充実・強化を図ります。

2 区及び地域における相談体制の充実・強化

区役所においては、こども総合相談センターと適切な役割分担を行いながら、子どもに関する不安や悩みを気軽に相談できるようにするため、保健福祉センターを中心に保健師、助産師、家庭相談員、保育士等の専門性を活かした区内部の連携強化により相談機能を強化するとともに、民生委員・児童委員や主任児童委員をはじめ、保育所、幼稚園、学校など地域における関係機関と連携し、より身近な地域レベルでの相談支援体制を充実・強化します。

3 学校における相談体制の充実

子どもに関する問題について、早期発見・早期対応を図り、問題の深刻化を防止するとともに、教職員の研修の充実や、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の配置など、学校における相談体制の整備や教育相談力の向上に努めます。

2 児童虐待防止対策の推進

児童虐待は、子どもに対する重大な人権侵害であり、一人ひとりの子どもが安全で安心して生育していけるよう、虐待の予防から早期発見、早期対応、保護・支援、社会的自立までの切れ目のない取組を社会全体で推進します。

1 予防、早期発見・早期対応等

親や関係機関等に対する子どもの権利擁護と虐待防止のための講演会の開催や啓発活動を進めるとともに、育児不安や育児困難な家庭への交流の場の提供や育児支

援家庭訪問などを充実して、子育て不安の軽減などによる虐待の未然防止に努めます。

また、乳幼児健康診査や母子巡回健康相談、家庭児童相談室など区窓口での相談などにおいて、早期に発見、対応できる体制を強化するとともに、育児不安や産後うつなど早い段階で、気軽に相談を受けられるような区の子どもの相談体制の充実強化を図ります。

さらに、医療機関、保育所、幼稚園、学校、警察、民生委員・児童委員、主任児童委員など虐待を早期に発見できる機関と区保健福祉センター、こども総合相談センターがより一層の連携を深め、研修の機会などを通して相互理解を進めるなど、虐待の早期発見・早期対応のための体制づくりを推進します。また、こども総合相談センターと区保健福祉センターとの連携を強化し、虐待相談への対応、子どもの自立支援、そして、親への支援等がより的確に行えるよう、必要な体制の強化を行います。

2 関係機関との連携等

福祉、医療、保健、教育、警察等の関係機関を含めた地域全体で子どもを守る支援体制である市及び区要保護児童支援地域協議会において、要保護児童等についての情報交換や支援内容の協議等、きめ細かな支援を行います。

また、地域においては、地域レベルの支援ネットワークの構築に努めます。

さらに、NPO等の民間団体とも、協力関係を進めます。

3 児童虐待による死亡事例等の重大事例の検証

児童虐待による死亡事例など児童が心身に著しく重大な被害を受けた事例が生じた場合は事例の検証を行い、その結果に基づき必要な措置を講じるなどして、再発の防止に努めます。

3 子どもに対する社会的養護体制の充実

家庭での養育が困難な子どもに対して、里親制度の拡充などにより家庭的な環境下での養育の推進を図るとともに、児童養護施設などの施設機能の強化、家庭支援機能等の強化を図ります。また、施設を退所した子どもなどの自立を支援する体制整備、人材確保のための仕組みづくり、児童養護施設などに入所している子どもの権利擁護の強化等を推進します。

1 家庭的養護の推進

新規里親の開拓，里親に対する支援の充実，里親委託率の向上を図るとともに，小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）について促進を図ります。

2 施設機能の強化

児童養護施設に情緒障害児短期治療施設の機能を持たせるなど，施設における専門的なケア体制を強化するとともに，ケア単位の小規模化を促進します。また，施設の耐震化を進めます。

3 家庭支援機能等の強化

家庭，施設，関係機関等との連携を十分に図り，家族再統合に向けた支援を強化します。

4 自立支援策の強化

施設退所後まで見据えた自立支援に資するケアを計画的に実施するとともに，施設を退所した子どもなどの自立を支援する自立援助ホーム等を推進します。

5 人材確保のための仕組みの強化

社会的養護の質を確保するための研修体制の整備及び人材育成を推進します。

6 子どもの権利擁護の強化

被措置児童等虐待防止に関するガイドラインの策定や体制を整備するとともに，専用電話や権利ノートの配付など入所児童の権利擁護事業を推進します。

4 不登校の子どもへの支援・いじめの未然防止の充実（再掲）

5 思春期のひきこもりの子どもへの支援

思春期のひきこもりや、その傾向のある子どもへの状態改善や自立に向けた支援に取り組みます。家庭にひきこもっている子どもには、訪問相談員の派遣やフリーなスペースを活用した集団支援に取り組み、対人関係の改善や社会参加を支援します。

また、保護者会の開催や関係機関との連携による支援にも取り組んでいきます。

6 障がい児施策の充実

1 障がい児福祉

障がいのある子どもは、障がいが判明した、あるいは発達に心配があるなど障がいの疑いがでてきた段階からの早期対応・早期支援が必要です。

このため、障がいのある子どもに対し、早期発見、早期支援、さらにノーマライゼーションの理念のもとに、それぞれの自立をめざした対応、地域でともに育つ環境づくりを進めます。

● 早期発見・早期支援

障がいの発見については、医療機関の受診や乳幼児健康診査などを通じ、障がいの疑いがある場合は、専門機関である心身障がい福祉センターや療育センターで医学的診断等を実施する中で早期発見に努めます。

また、発達が「気になる段階」から、保健福祉センター等の身近なところで家族を含めた支援をしていくとともに、心身障がい福祉センターや療育センター、こども総合相談センターで療育相談を行うなど、関係機関の連携により早期発見・早期支援に努めます。

● 療育体制等の整備・充実

障がいの重度重複化や発達障がいへの対応の強化のため、就学前の子どもが、知的障がい、肢体不自由といった障がいの種別にかかわらず、身近な地域で相談や訓練を受けることができるよう、東部地区における支援の中核となる東部療育センターを整備します。

また、障がい児のいる家庭の地域生活を支えるため、就学前の障がい児に対しては通園や外来による療育、通園が困難な重症心身障がい児等に対しては訪問療育を行うとともに、障がい児が通う幼稚園、保育所等への支援及び障がい児施設等での日中一時支援事業の実施など、地域でともに健全に育っていくための環境づくりを進めます。

さらに、自閉症などの発達障がいを有する障がい児（者）及びその家族に対する

乳幼児期から成人期までライフステージに応じた一貫した支援のため、発達障がい者支援センターを中心に、障がいの特性を踏まえた相談・支援や発達障がい理解促進のための啓発を行うとともに、専門家や幅広い関係機関で構成する「発達障がい者支援協議会」等を通じて、関係機関の連携を強化し支援体制の充実を図ります。

● 地域における活動の場づくり

障がい児や特別支援教育に対する認識や理解を深め、地域における障がい児の受入れ体制の整備を図るため、特別支援学校の児童生徒と地域の小・中学校の児童生徒との交流活動を行うとともに、障がい児と同じ地域に住む子どもたちとの交流の催し等を実施している団体の活動を支援します。

また、特別支援学校に通学する障がい児に放課後等の活動の場を提供するため、特別支援学校放課後等支援事業を推進します。

2 特別支援教育の推進 (再掲)

7 子どもの権利の啓発推進

子どもの権利を尊重する意識を高めるため、児童の権利に関する条約の周知徹底や、虐待、いじめ、不登校の防止などについて、様々な機会を捉え、子どもにかかわる指導者をはじめ、広く市民に対し啓発活動を実施します。

また、外国籍等の子どもを含むすべての子どもが、お互いの文化の違いを尊重し、共に生きる心を育む環境づくりを進めるとともに、外国人の子ども等が学校や地域においてコミュニケーションを図るために日本語等の習得の支援を行います。

8 子どもの社会参加の促進

子どもの発達段階に応じて、家庭、学校、地域など子どもを取り巻くすべての大人が、子どもの権利について理解し、子どもが発言する機会の確保に努めるとともに、子どもの意見の反映を促進します。

また、子どもが社会の一員として、責任を持った「ひとりの市民」として活動するきっかけとして、また、多様な体験や人との交流のため、子どもの主体的な活動を促進します。

主な事業（目標1関係）

主な事業	事業概要
総合相談機能の充実	こども総合相談センターにおいて、0歳から20歳までの子どもや保護者等を対象に、子どもに関する様々な問題に対して、保健、福祉、教育の分野からの総合的・専門的な相談・支援を行う。
区子育て支援推進事業	子育て不安の解消と虐待防止に向け、区における子ども施策を総合的に推進するとともに、市民に身近な区役所で相談しやすい体制を整備する。
児童虐待防止事業	こども総合相談センターにおいて、児童虐待の未然防止、早期発見・対応、子どもや親のケア、再発防止などを行う。
虐待防止等強化事業	児童虐待防止策を強化するため、区こども相談係の専門性強化のための研修等を実施する。
里親制度推進事業	より多くの児童があたたかい家庭的な雰囲気の中で生活できるよう里親の広報啓発、研修、レスパイト・ケア、養育支援、養育相談を行う。
ファミリーホーム	要保護児童の養育に関し、相当の経験を有する者（里親を除く）の住居において、家庭的な環境の下できめ細かな養育を行う。
自立援助ホーム	児童養護施設等を退所した児童等が共同生活する住居（自立援助ホーム）において、相談その他の日常生活支援、生活指導及び就業の支援を行い、あわせて自立退所後の相談その他の援助を行う。
入所児童の権利擁護事業	児童養護施設に入所する児童の権利を擁護するため、相談専用電話の設置、権利ノートの配付、第三者評価への補助、施設ケア基準の整備指導などを行う。
思春期ひきこもり等相談モデル事業	思春期後半のひきこもり、またはひきこもり気味な子どもの状況の改善を目的に、思春期訪問相談員の派遣等の支援を行い、自立に向けた問題解決を図る。
地域思春期相談事業	大学との連携により、大学構内にひきこもり等へのフリーなスペースを確保し、ひきこもり状態にある15歳からおおむね20歳くらいのひきこもり等の本人・家族への相談体制を強化する。
東部療育センターの整備	就学前の障がい児に対する総合的な療育を行う東部療育センターの整備を行う。
発達障がい者支援体制整備事業	発達障がい児（者）及びその家族に対し、乳幼児期から成人期まで一貫した支援のため、「発達障がい者支援センター」を中心とした関係機関の連携強化を図る。
障がい児地域交流支援事業	障がい児と同じ地域に住む子どもたちとの交流を促進するため、独自に工夫して交流のための催し等を実施している団体に経費の一部を助成する。
特別支援学校放課後等支援事業	特別支援学校に通学する障がい児に放課後等の活動の場を提供するとともに、保護者の就労やレスパイト等の支援を行う。

目標 2 地域における子育ての支援と健全育成の環境づくり

【現状と課題】

都市化・核家族化また、少子化の急速な進行を背景に、地域や社会から孤立しがちな親が増えるとともに、子育て経験の不足などにより、多くの親が子育てに負担感や不安感を抱えています。また、地域においては子どもの体験・交流の場や機会が減少するとともに、子育て支援者や子どもを育成する指導者等の減少が課題となっています。

そのため、子育て交流サロンの開設・運営支援、子どもプラザの設置、すこやか赤ちゃん訪問事業など、地域の子育て支援を進めるとともに、地域こども育成事業の推進、留守家庭子ども会の充実、放課後の遊び場づくりなど健全育成の環境づくりに取り組んできましたが、子育て支援者等との連携など、更なる施策の充実が求められているほか、子ども会育成連合会などの地域における子ども育成団体の充実・活性化が望まれています。

【施策の基本的方向】

地域全体で子どもを見守り育むしくみや、子どもの遊びや体験活動の場や機会の充実を図るとともに、それを支援していく人材の育成・確保を図り、子どもが生き生きと育つ環境づくりや家庭教育の支援を進めます。また、子どもの主体性を尊重しながら、地域の様々な取組の中に、子どもの意見を取り入れていきます。

1 地域で子どもを見守り・育むしくみづくり

地域の人々への啓発活動を積極的に推進し、地域全体で子どもを見守り育む意識の醸成や、年齢・性別に関わりなく子どもを育む活動に地域の様々な人たちが関わられるしくみづくりに努めます。

1 子育て支援のネットワークづくり

次代を担う子どもたちを地域の中で健やかに育むためには、地域の子どもを育成・教育する力を回復することが重要です。

そのため、子ども会育成連合会等育成団体の活動の活性化や、子育て家庭や子育て支援者の交流など子どもを育む地域のネットワークづくりを推進します。

2 地域における子育て家庭への支援と健全育成の取組

すべての子育て家庭が安心して子育てができるよう、また、子どもたちが健やかに成長するよう、地域全体で支援する環境づくりを推進します。

特に、乳幼児については、乳幼児親子の交流の場を充実するとともに、区役所や公民館が、自治協議会や保育所・幼稚園など地域の子育て関係者と連携しながら地域ぐるみの子育て支援を推進します。

また、留守家庭子ども会事業の対象学年を拡大し、老朽化・狭あい化した施設の整備を進めるとともに、放課後等の遊び場づくり事業を推進し、放課後等の児童の健全育成の取組を推進します。

子どもは、地域における多様な体験や異年齢の子どもとの交流を通して、連帯感、協調性、責任感などを身につけます。このような活動を支える子ども会育成連合会などの子ども育成団体やPTA、自治協議会などを積極的に支援し、遊びや地域活動などを通じた、子ども同士や地域住民との世代間交流の機会の充実に努めます。

2 子どもの遊びや活動の場づくり

身近な地域において、乳幼児親子や子どもたちが自由に集い、子どもの発達段階に応じた、安全で安心して遊びや活動ができる場の確保と機会の提供を、子どもの視点を取り入れながら積極的に推進します。

1 乳幼児親子の遊びや活動の場づくり

地域の見守りのもと、乳幼児親子が気軽に集える子育て交流サロンの開設や運営を支援するとともに、子育てサークルの結成や活動の支援を行います。

また、乳幼児親子がいつでも利用できる常設の遊び場として、子どもプラザを運営するとともに、老人いこいの家などの地域の施設を活用し、より身近な地域における遊びや交流、子育て支援活動の場の充実に努めます。

2 公民館や学校施設などを活用した遊びや活動の場づくり

公民館においては、学校週5日制関連事業をはじめ、子どもの健全育成に向けた生活体験・社会体験・自然体験など様々な活動機会を提供します。

また、子どもの心身にわたる健全育成を図るため、学校施設等を活用し、地域のボランティアやNPOなどの参画を得て、日常的な遊びや活動の場や機会の充実に努めます。

なお、老朽化した中央児童会館については、今後の施設のあり方を検討し、建替え整備を進めます。

3 若者の居場所づくり

中高生を中心とした若者が気軽に立ち寄り、自由な時間を過ごすことのできる居場所づくりに取り組み、若者の自立心や社会性の醸成と健全な育成を図ります。

4 子どもの視点からの施設の整備・運営

身近な公園などの新規整備や再整備を行うにあたり、子どもをはじめとして、多くの人々が利用しやすいものとなるようにワークショップなど住民参加の計画づくりを進めます。

また、子どもが利用する施設については、子どもの視点から施設の整備・運営のあり方を検討するとともに、子どもの意見を取り入れていきます。

5 自然に親しみ遊べる場の確保

特別緑地保全地区などの指定を進め、市街地に残る貴重な樹林地の保全を図るとともに、自然とふれあえる空間を創出し、子どもが自然と親しみ、遊び学べる場としての活用を図ります。

3 家庭での取組の支援

育児不安、過保護や過干渉、放任など、家庭の教育機能の低下が指摘されていますが、家庭は本来、家族のふれあいを通じ、基本的な生活習慣や他人への思いやり、情報モラルを含めた社会的なマナーなど、子どもの基礎的な資質や能力と豊かな情操や健やかな身体を育む重要な役割をもっており、家庭教育の充実を支援します。

4 様々な体験活動の充実と情報提供

1 様々な体験機会の提供の推進

● 子どもの国際交流の推進

子どもたちが、異文化とのふれあいを通じて、豊かな国際感覚を身につけるため、地域に居住する外国人とその子どもたちとの交流を深め、地域の国際化を推進するとともに、国際交流の様々な機会の提供に努めます。

● 子どもの文化芸術活動等の推進

子どもたちの創造力や感性を高め、多様な価値観やコミュニケーション能力を身

につけることができるよう、学校や地域とも連携を図りながら、子どもたちが様々な文化芸術に触れ、体験する機会を提供する取組を推進します。

また、科学に接する機会を提供し、科学への興味関心を高め、探求心や創意工夫する力を養うとともに、建築後40年となる少年科学文化会館については、近年の科学技術の進展なども踏まえ、より充実した事業の展開を図れるよう、今後の施設のあり方について検討していきます。

● 子どものスポーツや野外活動の推進

スポーツ活動を通じて、青少年の心と体の健康づくりを促進するとともに、スポーツを行うきっかけづくりと、気軽に継続的なスポーツ習慣を身につけられるよう、体育館やプール、公民館等において、各種スポーツ教室等を実施し、スポーツ・レクリエーション活動の促進に努めます。

また、背振少年自然の家や海の中道青少年海の家において、野外活動を通じて自然の豊かさや、大切さを学び、子どもたちの豊かな心と健康な体を育てるため、小・中学校自然教室の受け入れ、天体観測、家族野外活動等の自然体験活動を推進します。

● 子どもの読書活動の推進

子どもの自主的な読書活動を推進するため、家庭・地域・図書館・学校の連携した取組を充実し、読書活動に関する理解と関心を高める等、環境の整備を進めます。

● その他の体験活動の推進

家庭や地域において、福祉や環境問題等の身近な分野での体験学習の機会提供や啓発活動等を推進します。

2 子育てや子どもの活動に関する情報提供

情報誌の発行やホームページ、その他テレビ等のマスメディアを活用し、子どもに関する行政の施策や、施設、団体・サークル、イベントなどの民間の情報を含めた様々な情報を市民に分かりやすく提供し、子育て支援や子どもの多様な体験・活動機会の充実を図ります。

5 子どもの安全を守る取組と非行防止

1 交通安全対策の推進, 家庭内等での事故防止及び自然災害等への対応

子どもの交通事故を防止するため、各年齢層に対する交通安全教育やチャイルドシート着用の周知徹底に努めるとともに、子どもの通学路については、地域や警察など関係機関との連携を図りながら、スクールゾーンの設定や、交通安全施設の整備など、子どもの安全確保に取り組みます。

また、乳幼児期は、交通事故と並んで家庭内等での事故が多いため、事故の予防と対処法について親等への啓発を推進します。

さらに、地震、台風、水害、火災等の災害に直面した時に、子どもが自分の身は自分で守れるよう、福岡市民防災センターでの体験学習等を実施します。

2 子どもの安全を守る取組の充実強化

子どもの安全を確保するために、学校や保護者、また、地域の関係団体が連携し、子どもの見守りやパトロールを実施します。さらに、地域社会の一員である民間企業や商業施設などの協力も必要であり、民間での取組との連携を強化するとともに、文具店、書店、飲食店、コンビニエンスストア等を対象に指定する青少年を見守る店の制度などとあわせ、地域社会全体で子どもの安全を守る取組を進めていきます。

また、学校・幼稚園・保育所においては、「危機管理マニュアル」等に基づき、不審者侵入対策を含む防犯体制を明確にするとともに、日常的な安全管理に努めます。

3 被害にあった子どもの保護の推進

事件・事故に遭遇した子どもの心のケアを図るため、学校とこども総合相談センター等の関係機関が連携を取りながら、被害を受けた子どもやその関係者への支援を行います。

4 非行防止

少年の非行は、未然の防止と早期発見及び適切な指導が重要であるため、家庭、学校、地域及び関係機関・団体が相互に連携を図りながら非行防止活動を推進し、青少年にとって健全な育成環境づくりに努めます。

5 有害環境の浄化

危険箇所やたまり場など、校区内の健全育成を阻害する要因を早期に発見するための少年愛護パトロールや、有害図書類・有害がん具類を販売する店舗及びゲームセンター・カラオケボックスなどの興行場等に対する立入調査など、有害環境の浄化を推進します。

また、市民ボランティア等と連携して、ピンクちらし等の違反広告物の除去を行うとともに、違反者の取締りを行う警察に協力していきます。

6 思春期の子どもを育む取組

思春期は子どもから大人になる移行期として心理的にも身体的にも大きく成長する時期であり、不安や悩み、ストレスも多くなってきます。このため、思春期の子どもに対する相談体制を充実し、社会性や規範意識を育む環境づくりや、自立した社会人として成長できるように支援する体制づくりを推進します。

1 思春期保健・健康教育の充実

学校や区保健福祉センターで、乳幼児とのふれあい等を通じて、家族のふれあいの大切さや親になるための相互の協力の必要性を教えるとともに、正しい性知識や生命の尊さを伝えます。

また、子どもの発達段階に応じ、エイズや性感染症、喫煙・飲酒・薬物乱用防止のための教育や啓発活動を推進し、家庭や地域における取組を支援します。

2 思春期相談の充実

こども総合相談センターや区保健福祉センターにおける、電話や窓口での相談など、子ども自身や親等からの相談体制を充実します。

3 若者の自立に向けた取組

子どもが自立した若者へと成長していくためには、社会とのかかわりを学び、生きる力を発揮できるようにしていくことが重要です。このため、小学校や中学校段階からの職場見学、職場体験など、児童・生徒の発達段階に応じた勤労観・職業観を育てる教育を推進します。

また、雇用情勢の悪化や不安定な就労環境を背景に、若者の社会的な自立が困難となっていることから、若者の就労支援に向けた取組を推進します。

7 子どもの育成に関する人材の育成，支援，連携の推進

子どもの地域での様々な遊びや体験活動の場や機会の充実を図るとともに，社会全体での子育て・子育て支援を進めるため，地域の様々な人材を発掘し，子育てや子どもたちの育成に関わる支援者や指導者の養成，確保を図ります。また，子どもたちにより多くの活動の場や機会を提供しているNPOなどの民間団体とも連携し，市民参画による子育て支援社会の構築をめざします。



主な事業（目標2関係）

主な事業	事業概要
地域子ども育成事業	地域の子どもの育む力の回復をめざして、地域の大人の意識変革、子どもを育む活動の活性化やネットワークの再生に取り組み、子どもたちを健やかに育む環境づくりを推進する。
地域子育て交流支援事業(子育て交流サロン)	地域全体で乳幼児の子育てを支援する体制づくりを行い、地域の見守りのもと、公民館等を活用して、乳幼児親子が気軽に集える「子育て交流サロン」の開設や運営を支援する。
子どもプラザ事業	乳幼児親子がいつでも気軽に集まり利用できる常設の遊び場であり、情報交換・相談ができる「子どもプラザ」を設置し、乳幼児の親の子育ての不安の軽減を図り、子育てしやすい環境づくりを進める。
ファミリー・サポート・センター事業	「子育てを応援してほしい人」と「子育てを応援したい人」が、地域のなかで行う育児の相互援助活動を推進する。
「赤ちゃんの駅」事業	授乳やオムツ交換のスペースがある施設を「赤ちゃんの駅」として登録し、各施設はシンボルマークを掲示することにより、乳幼児親子が外出しやすい環境づくりと地域社会全体で子育て家庭を支える意識の醸成を図る。
すこやか赤ちゃん訪問事業	民生委員・児童委員が、赤ちゃんの生まれた家庭を訪問し、地域の子育て支援の情報提供などを実施する。
留守家庭子ども会	保護者等が、就労等の理由により、昼間家庭にいない児童を対象に、遊びと生活の場を提供し、児童の健全育成及び仕事と子育ての両立支援を行う。
放課後等の遊び場づくり事業	児童の心身の健全な育成を図るため、放課後等に、安全に安心して、自由に自発的に、遊びや活動ができる場や機会づくりを、児童にとって身近で使い慣れた小学校施設を活用して推進する。
若者の居場所づくり事業	中高生を中心とした若者が気軽に立ち寄り、自由な時間を過ごす中で、青年スタッフや若者同士で相談しあったり、体験活動ができる「若者の居場所」を開設し、若者の自立心や社会性の醸成と健全な育成を図る。
さわらっ子育て応援事業	市民に身近な区役所での子どもや家庭に関する相談機能を充実し、また子育てに関する情報発信を行い、子育て不安の解消や、虐待防止に向けた施策の強化を図る。
公園再整備事業	老朽化した公園や周辺環境の変化により住民のニーズに合わなくなった公園等について、ワークショップ等市民参加型の手法を用いて、子どもが安心して遊べる公園づくりなどを行う。
特別緑地保全地区の管理と活用の充実	市内に残る貴重な樹林地等を特別緑地保全地区等に指定することにより、緑地の保全を図る。
元気っこを育む公園整備事業	子どもが安全にのびのびと外遊びができるよう、南区公園情報誌「げんきっこマップ」に掲載されている公園を対象に、砂場の砂の入れ替え、グラウンド補修、遊具等の設置・塗装などの整備を行う。
アジア太平洋子ども会議・イン福岡	アジア太平洋の国・地域から子どもたちを招聘し、交流キャンプやホームステイなどで交流するとともに、アジア太平洋の国・地域に福岡の子どもたちを派遣し、ホームステイを中心に交流する。
国際理解教育講師派遣事業	県内在住の外国人（留学生等）や海外滞在経験（青年海外協力隊等）のある日本人を小・中・高校にゲストティーチャーとして派遣し、児童・生徒に国際理解を深める機会を提供する。
「子ども達芸術活動」事業	「子ども達に創造の舞台を」事業を発展させ、演劇をはじめ、多様な芸術活動についても広く出会いの場を提供できるよう、環境整備を行う。
犯罪のない安全で安心な住みよいまちづくり事業	地域、事業者、警察、関係機関・団体、市で構成する「犯罪のない安全で住みよいまちづくり推進本部」を設置し、全市を挙げて犯罪の抑止に取り組む。
都心部風俗関係違反広告物除却	都心部において、集中的に貼付されているピンクちらし等を除去し、青少年の健全な育成及び市の美観風致を維持する。
「見守りタッチ」普及事業	児童が登下校する際や駅を通過する際に、児童の所持する「はやかけん」を読み取り端末にタッチするだけで、保護者に児童の登下校等時刻がメール配信されるシステムを整備する。

目標 3 子どもを健やかに育む学校教育の推進

【現状と課題】

幼稚園や保育所では、子どもの豊かな感性を育み、健康で安全な環境での幼児教育や保育の充実に努めるとともに、地域の子育て支援にも取り組んでまいりましたが、幼稚園と保育所の連携、小学校教育との更なる連携や地域における子育て支援活動の更なる推進が求められています。

小・中学校では、35人以下の少人数学級を小学校1年生から3年生及び中学校1年生で実施するなど、個に応じたきめ細かな学習指導を行うとともに、読書活動の促進や職場体験など多様な教育活動にも取り組んできましたが、学力向上に向けた更なる取組や、様々な体験を通じた教育活動の多様化が求められています。

それとともに、学校の組織的経営体制の確立、教員が子どもと向き合う時間の確保、学校施設の安全対策や学校規模の適正化などの良好な学習環境づくりなども課題となっています。

【施策の基本的方向】

幼稚園と保育所の連携について検討するなど、小学校就学前の子どもの育ちを支える体制を整備していくとともに、地域における子育て支援活動や小学校との連携を進めます。

学校では、「基本的生活習慣を身につけ、自ら学ぶ意欲と志を持ち、心豊かにたくましく生きる子ども」を育みます。

また、教育は学校だけで成立するものではないので、学校、家庭、地域・企業等の各主体（担い手）が責任を持って、それぞれの役割を果たしながら、同じ方向に向かって連携し、社会全体で子どもを育む「共育」を推進します。

1 幼児教育・保育の充実

幼稚園教育においては、幼児の心身の発達に応じた教育の推進に努め、家庭・地域や小学校との連携を推進します。また、幼稚園教諭の資質向上のため研修の充実など私立幼稚園の振興を図ります。

保育所においては、子どもの最善の利益を第一に考え、家庭及び地域と連携し、子ども一人ひとりの背景を考慮して、正しいものの見方や考え方ができる子ども、思いやりのある子どもの育成を目指すとともに、子どもの心身の発達に応じ、養護と教育が一体的に展開できるよう保育の質の向上に努めます。また、地域における子育て支援活動の充実に取り組むとともに、小学校との連携を推進します。

また、幼稚園と保育所の連携について検討します。

2 たくましく生きる子どもの育成

1 知・徳・体のバランスのとれた子どもの育成

「新しいふくおかの教育計画」に基づき、小・中学校が連携し9年間を見通したうえで、効果的な教育環境の充実を図ります。学力実態調査で把握した課題をもとに、学力向上に向けた実践的な取組など確かな学力の向上や、「ことばの教育」などによる豊かな心の育成、部活動の支援など体力向上の取組や食育の推進による健やかな体の育成等を推進します。また、福岡市が持つ自然や歴史、文化的・社会的資源を活用し、福岡の特性を生かした教育の推進に取り組みます。

2 市立高等学校の活性化

生徒の多様な個性や能力の一層の伸長をめざし、教育方法、教育内容の改善に努めます。

3 人権教育の推進

「福岡市教育委員会人権教育推進計画」に基づき、組織的・計画的な推進を図るとともに、児童生徒の発達段階に応じた教材等を整備し、児童生徒の人権感覚を高めます。

4 不登校の子どもへの支援・いじめの未然防止の充実

不登校をはじめとする「中1ギャップ」への確に対応するため、中学校1年生の少人数学級を実施するとともに、不登校児童生徒の支援を行います。

また、いじめの兆候をいち早く把握し、迅速な対応を行い、いじめを許さない学校、学級集団づくりを家庭・地域とともに行い、いじめの未然防止に努めます。

さらに、児童生徒の暴力行為の防止にも取り組むなど、児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に対する取組を進めていきます。

5 特別支援教育の推進

障がい等のある児童生徒の自立と社会参加を促進するための基本計画「福岡市特別支援教育推進プラン」を策定し、各校における校内支援体制の整備、特別支援学校における教員の専門性の向上とセンター機能の充実などに取り組みます。

3 信頼される学校づくりの推進

1 学校の組織力の強化

校長のリーダーシップのもと、学校全体で課題や目標を共有し、職員一人ひとりが、その持てる力を最大限に発揮できるよう学校の組織力の強化を図り、家庭や地域に信頼される学校づくりを進めます。

2 学校と家庭・地域の連携の強化

各学校における教育活動の状況を市民に周知するためのホームページ等の充実など、家庭・地域の理解と協力が得られるような情報公開と説明責任を果たす取組を行っています。

4 信頼に応え得る教職員の養成

子どもの教育を担当する教職員の専門性や指導力を高める研修と指導の充実を図ります。

5 社会全体での子どもたちの育成

1 子どもの安全確保に向けた取組の推進

学校が家庭や地域の団体や関係機関等と連携を図りながら、地域社会全体で子どもの安全を見守る体制を整備します。

また、インターネットなどの各種メディアの有害情報から子どもたちを守るために情報モラル教育を実施するとともに、関係機関や地域と連携しながら、メディアリテラシー※の育成に取り組みます。

※メディアリテラシー：新聞やテレビ・ラジオ、インターネットや携帯電話等、さまざまな情報を伝達するメディア（媒体）の本質を理解するとともに、メディアの情報を主体的に読み解いて必要な情報を引き出し、その真意を見抜き活用する能力

2 家庭・地域における教育の支援

すべての親に対して家庭教育支援を行うとともに、地域全体で学校教育を支援する事業を進めます。また、地域のボランティアによる様々な学校支援活動や学校と地域の連携した活動を促進するため、学校内の余裕教室等にボランティアや住民の活動拠点を整備します。

6 教育環境づくりの推進

学校施設の耐震化を進めるとともに、学校規模の適正化をはじめとした教育環境整備に取り組み、すべての学校が十分な教育効果を発揮できるようにします。また、教室の暑熱対策として計画的に扇風機を設置するなど、安心して学習できる良好な環境を整備していきます。



主な事業（目標3関係）

主な事業	事業概要
学力パワーアップ総合推進事業	福岡市学力実態調査や全国学力・学習状況調査で明らかになった課題を克服するために、調査から実践に重点を移した全市的な取組を推進する。また、平成16年度から実施してきた「学力づくりパワーアップ推進事業」における実施校の成果を活かし、本市児童生徒の着実な学力向上を図る全市的な取組を推進する。
ことば 伝え合い 響き合い推進事業	児童をとりまく言語環境を整備し、国語の能力と豊かな人間関係を形成するため、「音読・朗読ハンドブック」を作成し、全児童・生徒に配布する。また、「言語活動指導の手引き」を作成し、国語の能力を伸ばすための教員の指導力向上に努める。
小中連携教育推進事業	「福岡市小中連携教育指針」をもとに、小中連携教育の取組を支援する推進体制づくりのために小中連携拠点ブロックを設置し、教育目標を共有化し、学力の向上や生徒指導上の課題解決をめざす。
子ども読書活動の推進	子どもの自主的な読書活動を推進するため、家庭・地域・図書館・学校での取組などを進め、読書活動に関する理解と関心の普及を図るなど、市民と共働で環境の整備を進める。
特色ある教育の推進事業	地域に開かれた学校づくりの視点に立って、地域の人材や社会施設を活用するなど、子どもや地域の実態に応じ創意工夫した「特色ある教育活動」を推進する。 心の教育や国際理解教育、福祉教育、情報教育、進路教育、地域の伝統・文化教育、男女平等教育、健康教育、勤労・生産的教育活動などの視点から、それぞれの学校の実態に応じた教育計画を立て実施。 地域の高齢者、校区在住の留学生との交流活動、社会福祉施設での介護体験や自然環境を守るボランティア活動など、地域の特色を生かした体験活動を実施。
職場体験学習事業	生徒が「生きる力」を身につけ、将来直面するであろう様々な問題に、主体的に対応できる力を育むために、すべての中学校において職場体験学習を実施する。
不登校対応教員の配置	不登校・不登校傾向のある生徒に適切な指導・支援や校内適応指導教室の運営に従事するとともに、学校におけるコーディネーターの役割を担うなど、不登校生徒への対応に専任的に従事する不登校対応教員を配置する。
中学校1年生における少人数学級の実施	「中1ギャップ」への的確な対応を図るために、学級担任が生徒1人ひとりに深く関わることができるよう1学級35人以下の少人数学級（選択制）を実施する。
スクールカウンセラーの配置等	子どもに関する問題について、早期発見・早期対応を図り、問題の深刻化を防止するため、「心の専門家」であるスクールカウンセラーを市立の全中学校・高等学校へ配置し、学校の教育相談体制の充実・強化を図る。
教育相談機能の充実	不登校をはじめとする教育的問題を解決するために、臨床心理士等の教育カウンセラーによる電話・面接相談を実施する。
適応指導教室サテライト事業	心理的、情緒的理由により登校できない状態にある児童生徒に、個別面接や集団生活への適応指導を組織的・計画的に行うことにより、早期の学校復帰や社会的自立を支援する。
スクールソーシャルワーカーの配置	複雑・多様化している児童生徒の不登校や問題行動等に対応するためスクールソーシャルワーカーを配置し、関係機関との連携や社会福祉的な知識・技術を用いた支援等、効果的な活用を行う。
特別支援教育の推進	小・中学校に在籍するLD（学習障がい）やADHD（注意欠陥多動性障がい）等、様々な障がいのある児童生徒に対する支援を行うため、特別支援教育支援員及び学校生活ボランティアを配置する。

主な事業	事業概要
子どもの安全対策(スクールガード)	スクールガードによる学校巡回や、学校と地域諸団体等との連携による通学路のパトロール強化など、地域ぐるみで学校の安全を守る取組を進める。
空き教室活用事業	地域のボランティアによる様々な学校支援活動や学校と地域の連携した活動を促進するため、学校内の余裕教室等にボランティアや住民の活動拠点を整備する。
学校施設の耐震対策事業	学校施設の耐震診断及び耐震改修を実施する。
学校規模適正化事業	小規模校や大規模校で生じている、様々な教育上の課題を解決するために、学校規模の適正化を推進する。
学校給食センター再整備	より安全で、おいしい給食を提供するとともに、学校給食法に基づく徹底した衛生管理、アレルギーを持つ生徒への対応や食器の改善等に取り組むため、老朽化した給食センターの再整備を進める。
学校施設のアセットマネジメント	学校施設においては、建築後30年を超える校舎が全体の6割に達している状況であり、計画的な施設整備や維持管理により、長期的な投資経費の縮減・平準化に取り組む。

Memo

新・福岡市子ども総合計画は、「新しいふくおかの教育計画」と連携を図りながら進めていきます。



「福岡スタンダード」推進キャラクター
「スタンバード」

「新しいふくおかの教育計画」の中では、福岡のすべての子どもに身につけてほしい大事なこととして、「福岡スタンダード(あいさつ・掃除、自学、立志)」を掲げています。

目標 4 安心して生み育てられる環境づくり

【現状と課題】

核家族化・都市化を背景とした「育児の孤立化」により家庭の「子育て力」が低下しているため、虐待予防、発達障がい等の早期発見、早期支援などの取組に加え、支援が必要な家庭を増やさないための取組がより重要になってきています。

また、これまで、保育需要に対応すべく、保育所整備を進めてきましたが、整備数を上回る入所申込みにより、待機児童の解消には至っておりません。また、病児・病後児の保育や、一時預かりなど多様な保育サービスの一層の充実が求められています。

さらに、平成19年4月から「い〜な」ふくおか・子ども週間♡を開始し、社会全体で子どもの成長を支援する取組を進めていますが、今後もさらに運動の輪を広げて行く必要があります。

【施策の基本的方向】

社会全体が「子育て」は次代を育む重要なことであると認識し、子育てや子育てを社会全体で支援する環境づくりを推進します。

子育てに関わるすべての人々が、安心して、夢を持って、楽しく子どもを生み育てられる環境づくりを推進します。

中長期的な視点にたち、広くすべての子どもと子育て家庭に対する支援を推進します。

1 保健医療の充実と子どもの健康づくり

1 母親と子どもの健康づくり

母親が安心して出産し、子どもが健やかに生まれ育つために、出産前から出産後まで一貫した母子保健対策を実施し、特に育児不安の高い時期の支援等、市民ニーズに対応した質の高い母子保健医療体制等の充実に努めます。

● 健康診査、指導の推進

妊婦の健康管理の充実・向上、疾病や異常の早期発見や予防などを図るため、医療機関での妊婦健康診査について費用を助成します。

また、乳幼児の健全育成と心身の異常や言葉の遅れなどの早期発見・早期治療、訓練などのため乳幼児健康診査を実施し、必要に応じて、保健指導や関係機関への紹介などの支援を行います。

● 親等への相談事業の充実

妊娠，出産，育児等に関する相談に，日常的に区保健福祉センターで対応するほか，マタニティスクールや乳幼児健康診査などにおいても，乳幼児の健康や発達上の不安や悩みに対する相談・指導を充実するとともに，市民の身近な場所で受けられる健康相談を実施します。

また，必要に応じて家庭訪問を行うなどの支援を行うとともに，乳幼児の子育てに関わる様々な相談に対応するため，こども総合相談センターで24時間の電話相談を実施します。

● 子育てに関する情報提供・情報交換

母子健康手帳の交付や副読本等の配付を通して，乳幼児の発達段階に応じた育児や健康に関する情報提供を行います。

区保健福祉センターでの健診や相談事業等の機会をとらえ，事故防止，安全対策や応急手当，また，食生活など基本的な生活習慣の形成について親等への啓発を推進するとともに，医療機関，民生委員・児童委員，主任児童委員等との連携を強化するため，育児支援ネットワーク会議等を開催し，育児支援等に関する知識の普及，情報交換を進めます。

● 予防接種

疾病予防のための予防接種，結核予防のための健康診断・予防接種を推進します。

● 学校等や地域における健康づくり

幼稚園，保育所や小・中学校においては，園児，児童生徒への健康教育や給食などを通じて，健康についての自己管理能力を高めるとともに，健康診断等を実施し，子どもの健康の保持増進を推進します。

また，子どもが心身ともに健康に過ごすため，地域の人々が子どもの健康について関心を持ち，地域団体と連携した取組を通して，地域での子どもの健康づくりを支援します。

区保健福祉センターが地域団体や学校と協力・連携しながら，子どもの基本的な生活習慣づくりや喫煙・飲酒，薬物乱用の危険性などについての学習機会の提供や啓発を推進し，子どもの健康づくりについての地域の取組を支援します。

2 小児医療の充実

小児医療については，こども病院・感染症センターにおいて高度専門医療やこころの医療を提供するとともに，新病院では小児医療の更なる充実を図り，産科を新設し，周産期医療に取り組んでいきます。

さらに，急患診療センター等に従事する医師の確保を図るなど，初期救急医療体

制を強化し、小児救急医療体制の充実を図ります。

また、未熟児、慢性疾患等長期療養児等を持つ親に対し、医療費の経済的支援に加え、適切な情報提供、身近な相談の場として地域における医療の確保や専門医との連携を密にして在宅医療の推進を図ります。

3 不妊等に悩む人への相談体制の整備や支援

子どもを持つことを望んでいるにもかかわらず、不妊に悩み、治療を受ける夫婦が抱える心の悩みの相談への対応や不妊治療への経済的支援を実施します。

4 食育の推進

乳幼児期は、食習慣の基礎が確立する大切な時期であり、「子どもの心とからだの健康のための食生活の大切さ」を伝えることに努めます。

また、保育所・幼稚園では、生活や遊びの中で子どもが食に興味を持つよう、発達段階に応じた食育を進めます。

学齢期は、正しい食事のあり方や望ましい食習慣を体得する大切な時期であり、これらを身につけ、食事を通して自らの健康管理ができるよう、学校ごとに食育指導計画を作成し、学校教育活動全体の中で広く食に関する指導を行います。

また、子どもの健康づくりを進めるため、食品の安全性確保に努めるとともに、食生活に関する情報発信や調査研究の充実を図ります。

2 多様な保育サービスの充実

保育サービスについては、子どもの幸せを第一に考えるとともに、利用者の生活実態等を十分に踏まえてサービスの提供体制を整えることが必要です。子育てと仕事の両立支援の観点に加え、子育ての孤立化等の問題なども含め、すべての子どもと家庭への支援という観点から保育サービスを推進します。

1 保育所整備の推進

保育所については、これまでも計画的に整備してきたところですが、本市の出生数の増加や厳しい経済・雇用情勢などの影響により、保育所整備数を上回る入所申込みがあり、保育所へ入所できない児童が増加しています。

子育てと仕事の両立支援の観点からも、保育所整備は喫緊の重要な課題であることから、これまでの保育所整備状況の検証に基づき、今後、潜在する保育需要を含めた地域の保育需要を考慮して、待機児童の解消に努めます。

保育所整備については、新築、増築、幼稚園の活用、分園整備、認可外保育施設の認可化、家庭的保育事業などの様々な整備手法を活用し、地域の実情に即した整備を推進します。

2 多様な保育サービスの実施

利用者のニーズに柔軟に対応するため、延長保育、特定保育、休日保育、夜間保育、病児・病後児保育など、需要動向を踏まえながら多様な保育サービスの充実を図ります。

特に、一時預かりについては、保育所やその他の場所において、様々な手法により取り組みます。また、病児・病後児デイケア事業について充実していきます。

3 保育サービスの質の確保

保育に携わる関係職員の資質や専門性の向上のために、保育所職員の研修の充実に努めるなど、保育を支える基盤の強化を図ります。また、利用者による選択の利便性や保育サービスの質の向上に資する観点から、保育サービスに関する積極的な情報提供に努めるとともに、第三者評価の実施を促進します。

認可外保育施設については、保育内容や児童の健康、安全・衛生面の充実を促進します。

4 幼稚園（預かり保育）

幅広い保育ニーズに柔軟に対応するため、地域の社会資源である幼稚園の預かり保育などの充実を促進します。

3 ひとり親家庭への支援

ひとり親家庭は、社会の変化により増加しており、経済的自立、子育てと就労の両立などのための幅広い施策の展開により必要な支援を行います。

1 子育てや生活支援

ひとり親家庭が安心して子育てを行えるとともに、就業や求職活動、職業訓練を十分に行うことができるよう、子育てや生活面での支援を推進します。

2 就業支援

母子家庭等の自立に向けて、就業に必要な知識や技能の習得のための主体的な能力開発を支援するとともに、母子福祉センターにおいて、就業に関する相談や情報提供を行います。

3 養育費の確保

子どもの養育に対する責務は両親にあり、別れた配偶者から受け取る養育費は、子どもが健全に育っていくために必要なものであるため、養育費の取得に関する啓発や、法律面での相談の場を提供します。

4 経済的支援

自立に向けた準備期間において経済的支援を必要とするひとり親家庭に対して支援を行います。

そのほか、母子寡婦福祉資金の貸付けやひとり親家庭に対する医療費の助成を行います。

5 相談体制の充実

区保健福祉センターの家庭児童相談室、母子福祉センター、男女共同参画推進センターにおける相談体制の充実を図るとともに、それぞれの連携を強化します。

4 子育て家庭への経済的な支援

子育てにかかる経済的負担の軽減は、次世代育成支援として市民のニーズが高く、その取組を推進します。

中学校修了までの児童を対象に新規に創設された子ども手当を支給します。

認可保育所への入所を希望しながら入所できず、認可外保育施設を利用している保護者に対して、所得に応じて支援する制度を創設します。

また、子どもの健やかな成長を願い、安心して医療機関を受診できるよう、子どもの医療費助成について拡大を図ります。

5 子育てに対する意識改革

1 子育てへの男女共同参画の促進

男女が互いに尊重しあい、ともに支えあう社会の形成を目指して、固定的性別役割分担意識にとらわれない男女共同参画による子育てを促進します。

企業を通じての啓発を実施するとともに、男女共同参画推進センターや市民センター、公民館などにおいて、男女共同での子育て意識を高めるための講座等を開催するなど、市民への啓発・広報を推進します。

また、母子健康手帳交付時やマタニティスクールで、労働分野における妊娠等の支援に関する制度、問い合わせ機関の紹介を行うほか、父親の育児参加を促進するための講演会の開催等を行います。

学校教育においても、学校における行事や教科の学習、啓発冊子の活用により、子育てに対する男女の共同参画への理解を深めることを推進します。

妊娠、出産、育児等で仕事を離れていた人が、再就職に必要な力を身につけ、離職期間のブランクを克服するための講座等を開催し、母親等の再就職支援を行います。

2 子育て支援社会に向けた意識啓発

これまでの子どもや子育て家庭を支援する取組に、働き方に関する意識や行動を変革していく取組を加え、市民や企業と共働り、仕事と生活が調和した、子どもと子育て家庭にやさしい社会づくりを目指します。

そのため、子育てに配慮した働き方について、一般事業主行動計画の策定、労働時間の短縮、育児休業制度の充実など、企業が就労環境を整備する気運を高め、その取組を支援していきます。

また、働く親が子どもの病気や授業参観などのための休暇を取得しやすくなるだけでなく、働く人すべてが、仕事と生活を両立させることができる職場づくりを進めるため、働き方の見直しを含めた意識改革について企業の経営者などへ働きかけていきます。

さらに、「「い〜な」ふくおか・子ども週間♡」の普及など、社会全体で子育てを支援するための市民意識の啓発に取り組みます。

6 子育てを支援する住まいづくり・まちづくり

安心して子どもを生き育てられるような環境をつくるために、良質な住まいづくりのための情報提供や居住支援に関する施策を推進するとともに、ユニバーサルデザインに配慮し、市民、事業者及び市がそれぞれの責務に応じて子育てバリアフリーを進めることによって、子どもや子どもを連れた人、妊産婦などが安心して外出でき、楽しく利用できるまちづくりを進めます。

Memo

福岡市ワーク・ライフ・バランス推進都市宣言

福岡市では都市の成長とともに、市民の生活様式や生活に対する価値観が変化してきました。特に共働き世帯が過半数を超え、雇用形態も多様化する中、働く時間は依然長く、市民にとって、仕事と家事・育児・介護などとの両立が重要な課題となっています。また、少子高齢化などの社会環境の変化は、今後とも引き続き、働き方に大きな影響を与えていきます。

私たちは、働き方を見直すことで、やりがいや充実感を持って働き、家族とともに過ごし、地域活動やボランティア活動に参加するなど多様な選択の下、調和のとれた生き方が可能な社会にすることができます。こうしたワーク・ライフ・バランスの推進は、働く人の意欲とともに、企業の生産性や競争力、都市活力を高めます。

市制施行から120年が経過した今、すべての市民が豊かに暮らすことができ、明るく活気ある都市を目指して、本市は、経済界・労働界・政府などが合意した「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」や「同行動指針」を踏まえ、市民・企業・団体とともに、ワーク・ライフ・バランスの推進に取り組むことを宣言します。

平成22年3月

福岡市

主な事業（目標4関係）

主な事業	事業概要
妊婦健康診査	妊婦の健康管理の充実を図るため、医療機関に健康診査を委託する。
妊婦歯科健康診査	女性の生涯を通じた歯の健康及び赤ちゃんの健やかな成長のため、妊婦を対象に、歯科健診を委託歯科医療機関で実施する。
乳幼児健康診査	4か月児、1歳6か月児、3歳児を対象に保健福祉センターで医師等による総合的健康診査を実施し、その結果に基づき保健指導を行う。また、10か月児を対象に委託医療機関による健康診査を実施し、乳幼児の健康管理の向上を図る。
母子保健訪問指導	妊産婦や乳幼児の保護者を対象に保健師や母子訪問指導員（助産師）が訪問し、妊娠・出産や育児に関し保健指導を実施。また、出生体重2,500g未満の低出生体重児のうち養育上指導の必要があると認められる乳児に対し保健師による訪問指導を実施。
母子巡回健康相談	母親の妊娠、出産、育児に関する不安や悩みを解消するとともに、子どもの健全育成を図るため、公民館などの市民の身近な場所で母子巡回健康相談を実施し、健康相談や「親子歯科保健教室」などの健康教育を行う。
母親の心の健康支援事業	妊産婦や新生児に対する母子保健訪問において、母親の心の健康状態を把握し、継続的な支援が必要な場合には、母子訪問指導員（助産師）及び校区担当保健師による継続訪問を行う。また、育児不安が強い場合などに「こども家庭支援員」を派遣し、よりきめ細かい支援を行っている。
新市立病院創設事業	現こども病院の老朽化や狭あい化への対応に加え、将来にわたって優秀な医師等を確保し、高度な医療水準の維持・向上を図るために、移転・整備を進める。
食育推進事業	子どもの健全な食習慣の形成等のため、保健福祉センター等において離乳食教室や親と子の料理教室等を実施する。
保育所整備の推進	子育てと仕事の両立を支援するため、特に0歳から2歳児の受入児童数の拡大を図る等、待機児童数の解消に向けて、「新待機児童解消プラン」に基づき保育所の整備を推進する。
延長保育	保護者の就労形態の多様化、通勤時間の増加等に伴う保育時間の延長に対する需要に対応するため、保育時間を延長し、もって乳幼児の福祉の増進を図る。
休日保育	就労形態の多様化に伴い、保護者が日曜・祝日等に就労することにより、児童が休日において保育に欠ける場合の保育需要に対応することにより、乳幼児の福祉の向上を図る。
一時保育	パート就労などの断続的・短時間就労等、就労形態の多様化に伴う一時的な保育や、保護者の疾病等による緊急時の保育、さらには、保護者のリフレッシュのための保育等、一時的な保育を行う。
障がい児保育	保育に欠け、発達に遅れがある、または心身に障がいや有する児童を保育所に受け入れ、健常児とともに統合保育を実施し、児童の健全な成長発達を促進するなど、障がい児の福祉の増進を図る。
特定保育	短時間勤務や隔日の勤務など就労形態の多様化に対応するため、週2、3日程度または、午前か午後のみなど必要に応じて柔軟に対応できる保育サービスを提供する。
病児・病後児デイケア事業	保育所等へ通っている子どもが病気のときで、保護者が仕事の都合などで看病できない場合に、病児デイケアルームで一時預かりを行う。

主な事業	事業概要
一時預かり事業	保護者等が通院等のため一時的に家庭内で保育ができない場合に子どもを預かる「一時預かり」を実施する。
市営住宅の優先入居	市営住宅の定期募集の申し込みにあたり、ひとり親家庭に対して抽選の優遇制度を適用する。また、一定の要件に該当するひとり親家庭については、優先入居制度による入居の促進を図る。
ひとり親家庭就業支援事業	母子福祉センターにおいて母子家庭等の各種相談に応じるとともに、他の相談機関等と連携しながら就業情報の提供、就業支援講習会、企業合同面談会、無料職業紹介事業などの就業支援を行う。
子ども手当	次代の社会を担う子ども一人ひとりの育ちを社会全体で応援する観点から、中学校修了までの児童を対象に、子ども手当を支給する。
児童扶養手当	ひとり親家庭等の生活安定と自立を促進するため、18歳に達する月以降の最初の3月31日まで(障がい児については20歳未満)の児童を監護しているひとり親家庭の父・母または養育者に手当を支給する。
子どもの医療費助成	子どもの健やかな成長を願い、安心して医療機関で受診できるよう医療費の助成を行う。
ひとり親家庭等医療費助成	母子家庭の母及び児童、父子家庭の父及び児童、父母のない児童の保健の向上と福祉の増進を図るため、医療費の助成を行う。
第3子優遇事業	18歳未満(18歳に達する年度末まで)の児童を3人以上養育する保護者に対し、第3番日以降の児童が小学校入学前3年間の期間にいる間、保育料の減免等の支援を実施し、子育てにかかる経済的負担の軽減を図る。
私立幼稚園就園奨励費	保護者の経済的負担の軽減と幼稚園教育の一層の普及充実を図るため、私立幼稚園に満3歳児～満5歳児が通園している保護者に対して、入園料・保育料を減免するための就園奨励費補助を行う。
待機児童支援事業	認可保育所への入所を希望しながら入所できず、認可外保育施設を利用している一定の所得階層以下の待機児童の保護者へ、所得階層に応じた支援制度を創設する。
就学援助	経済的な理由により就学困難な児童生徒の保護者に対して、給食費、学用品費、修学旅行費などを学校教育法に基づき援助することにより、児童生徒が支障なく義務教育を受けることができるよう支援する。
市民や企業と共働した子育て支援(ワーク・ライフ・バランスの推進)	“「い～な」ふくおか・子ども週間♡”の普及・広報。また、次世代育成支援推進本部内に、副市長をトップとする庁内横断的組織“「い～な」ふくおか応援団”を設置。ワーク・ライフ・バランスが企業をはじめ社会に浸透するための取組について調査・検討するとともに、周知・啓発を行う。
企業の次世代育成支援行動計画策定支援事業	中小企業を対象にしたセミナーを実施し、次世代育成支援対策推進法に定める一般事業主行動計画の策定を支援する。
都心部新婚・子育て世帯住まい支援事業	子育て支援及び都心部のコミュニティの活性化を図るため、都心部の公社借上特定優良賃貸住宅のストックを活用し、新規入居の新婚・子育て世帯を対象とした家賃助成による居住支援を推進する。
道路のバリアフリー化の推進	妊婦、ベビーカー利用者や子ども、高齢者、障がい者など、誰もが安心して利用できるバリアフリー化された歩行空間の整備を促進する。
キッズルーム設置事業	子育て世代の市民が、気軽にスポーツに親しめる環境づくりを推進するため、体育施設(体育館、プール)へキッズルーム(キッズコーナー)を設置する。

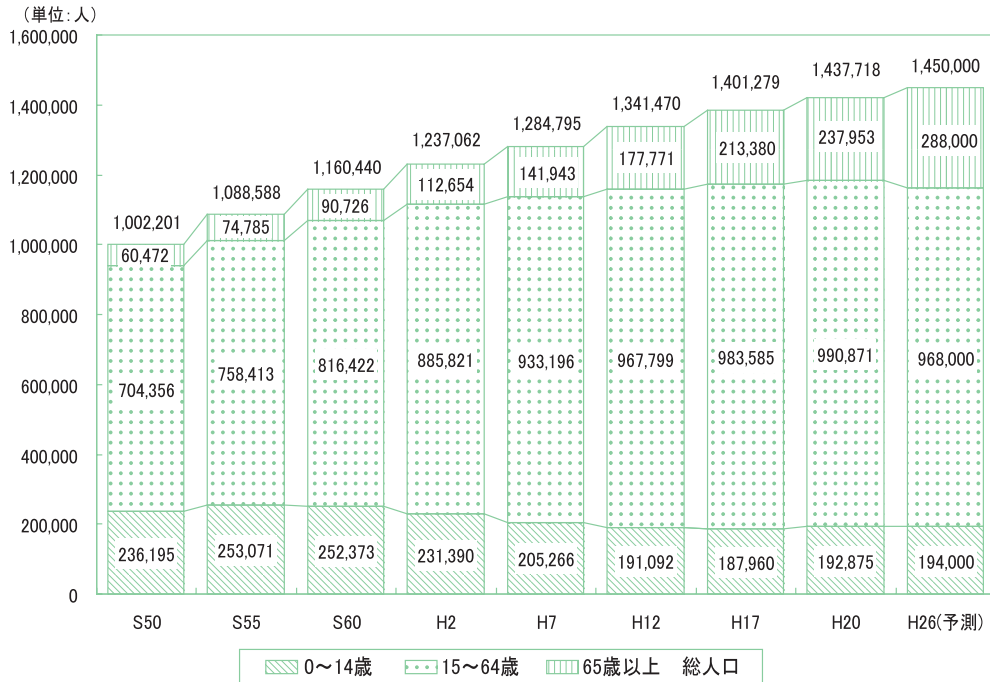
第3部 資料編



第3部 資料編

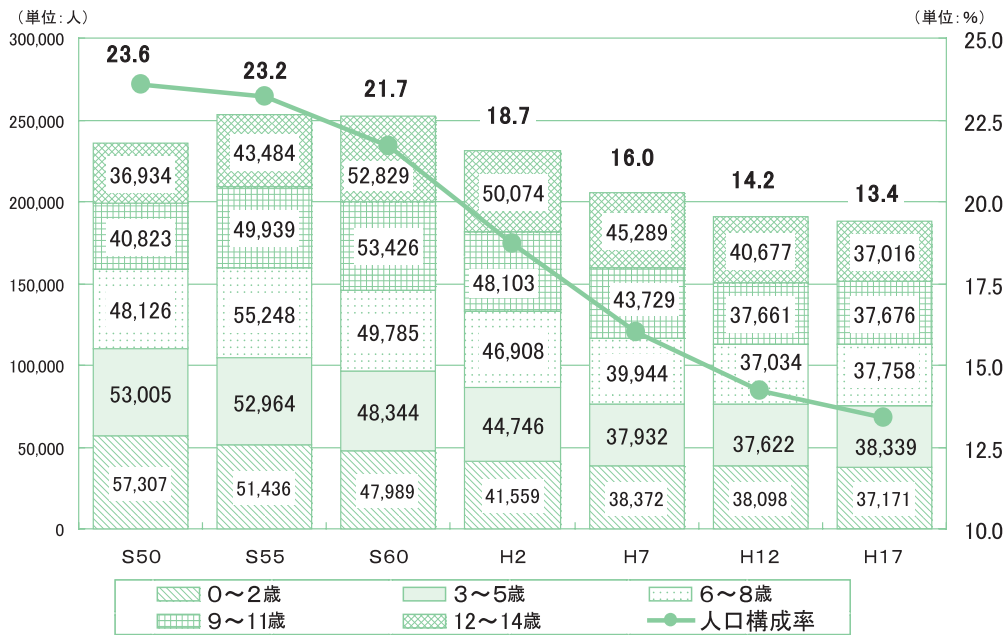
1 子どもに関する基礎データ

1 福岡市の人口と年齢構成の推移



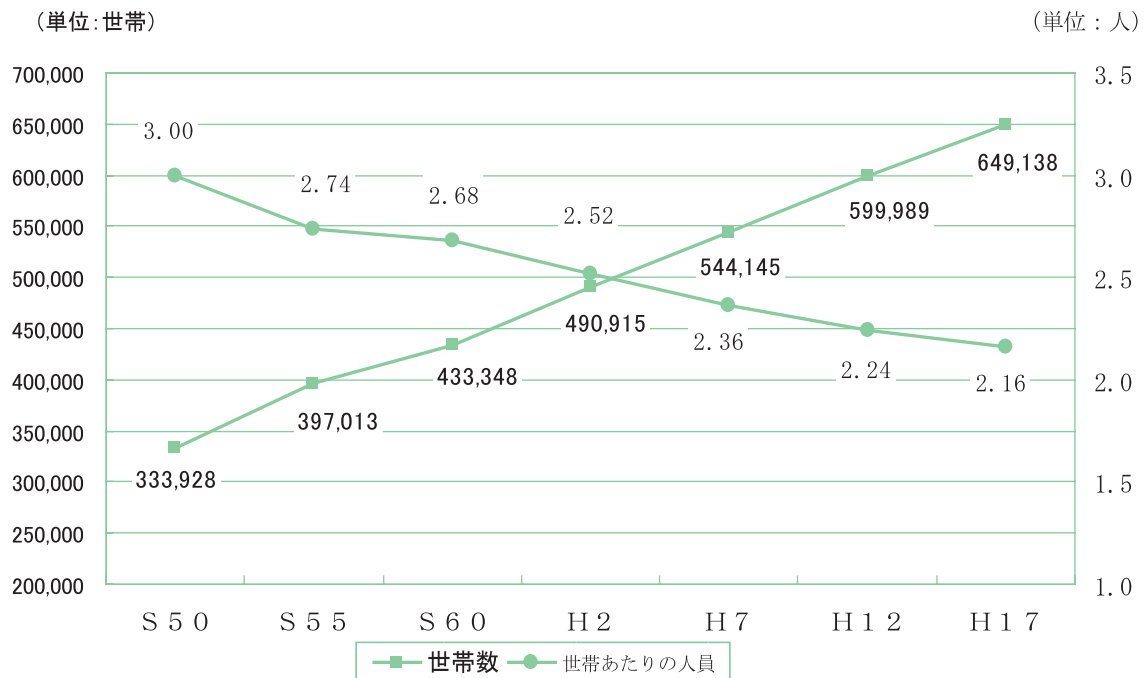
資料: S50~H17国勢調査, H20推計人口, H26「福岡市新・基本計画」予測値

2 福岡市の15歳未満人口内訳と構成率の推移

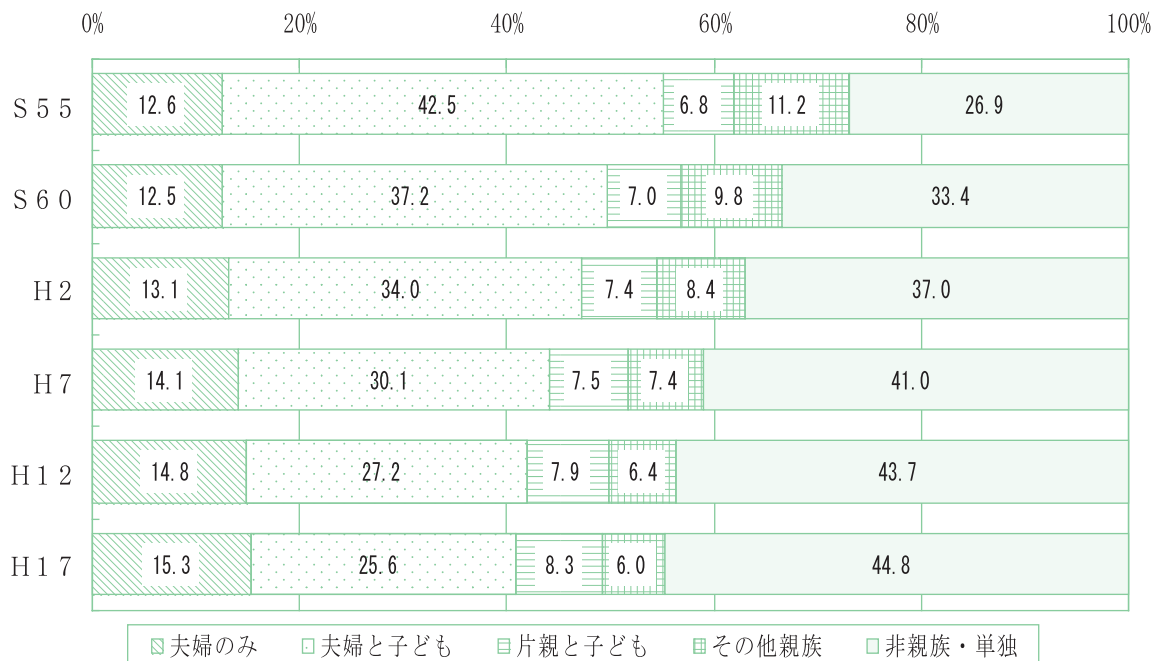


資料: 国勢調査

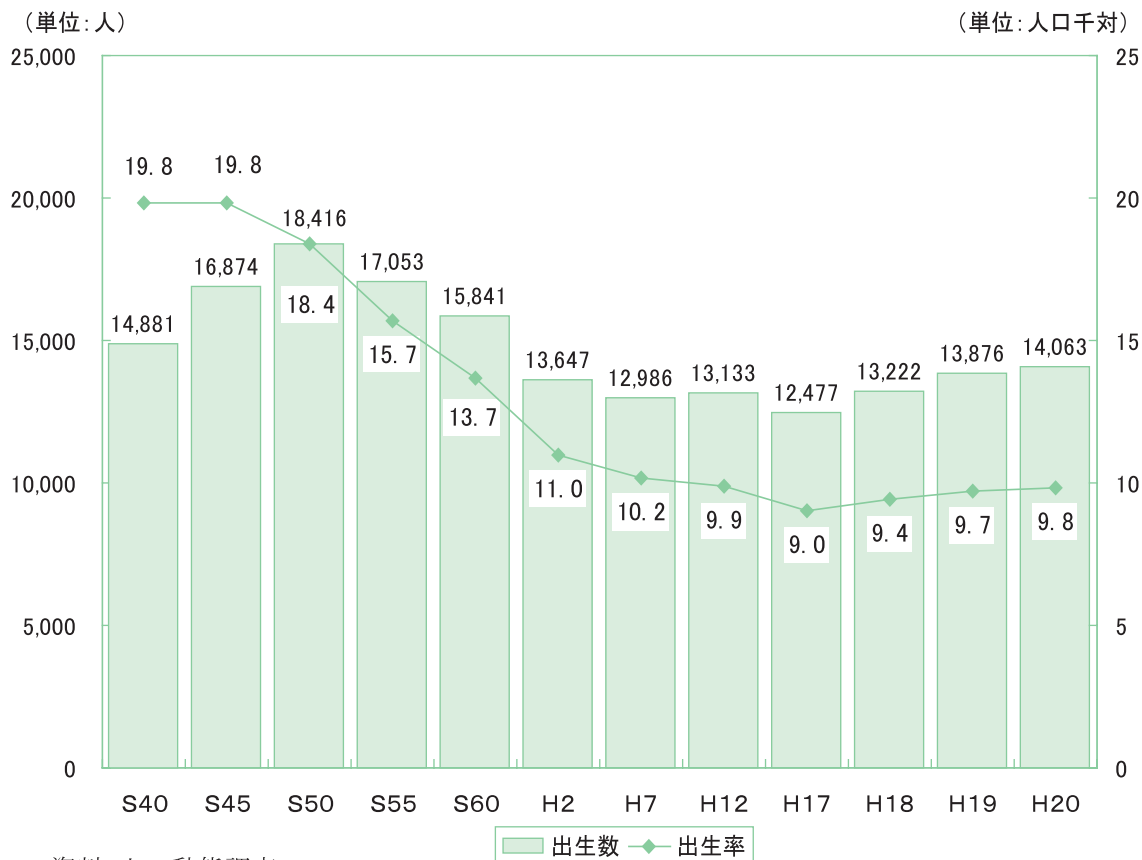
3 福岡市の世帯数及び一世帯あたりの平均世帯人員の推移



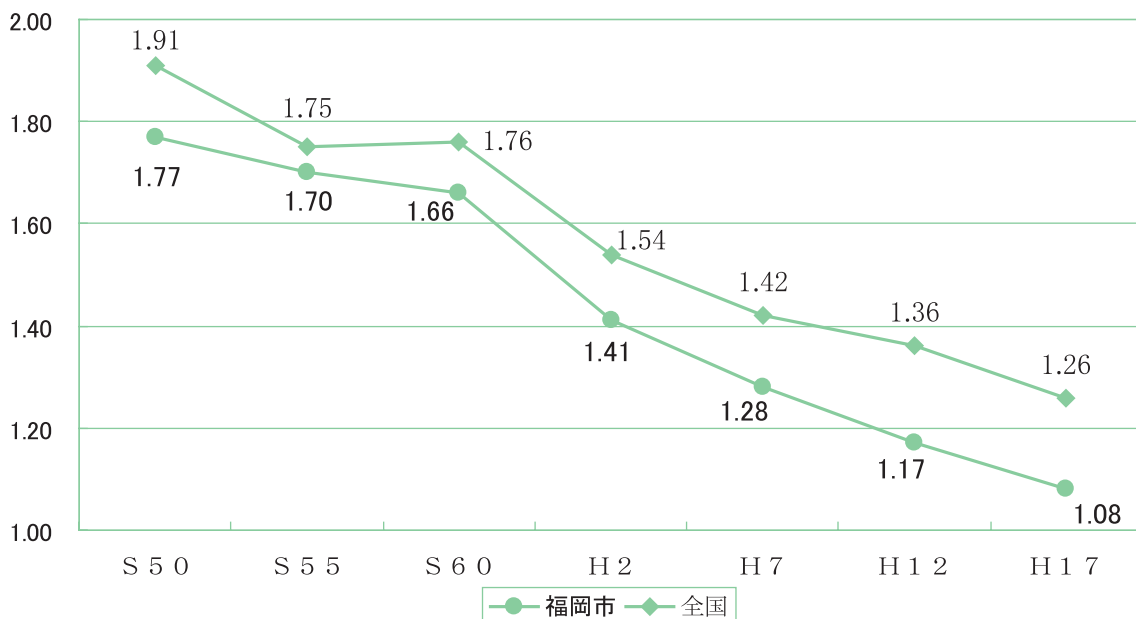
4 福岡市の家族類型別一般世帯数割合



5 福岡市の出生数と出生率（人口千対）の推移

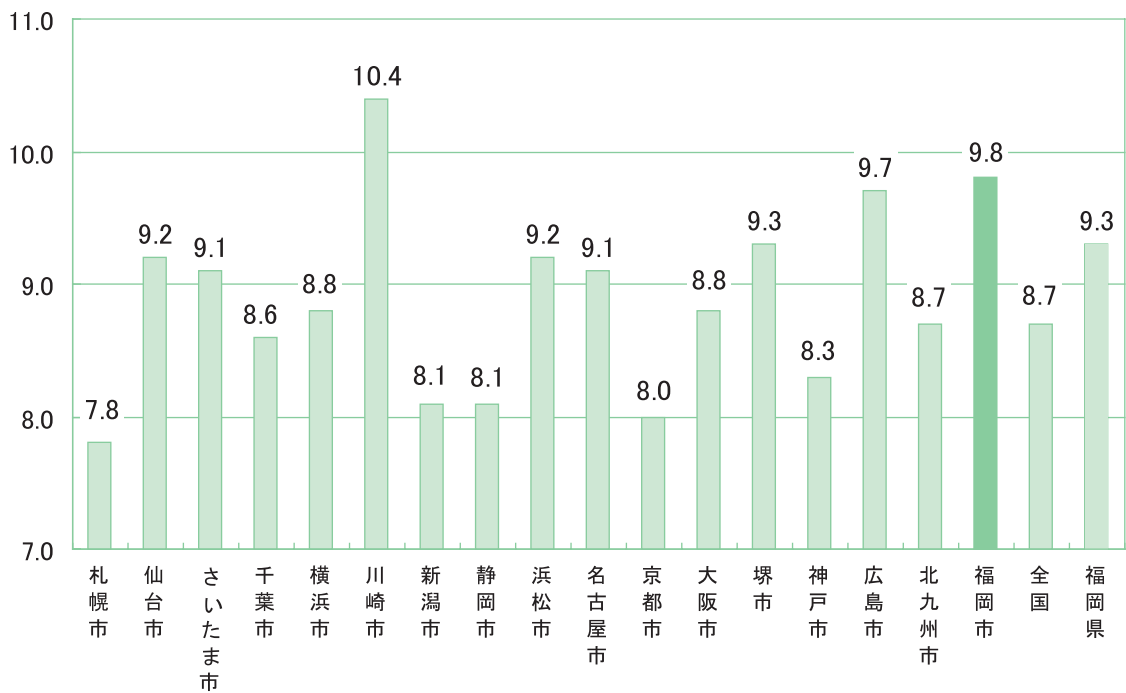


6 福岡市と全国の合計特殊出生率の推移



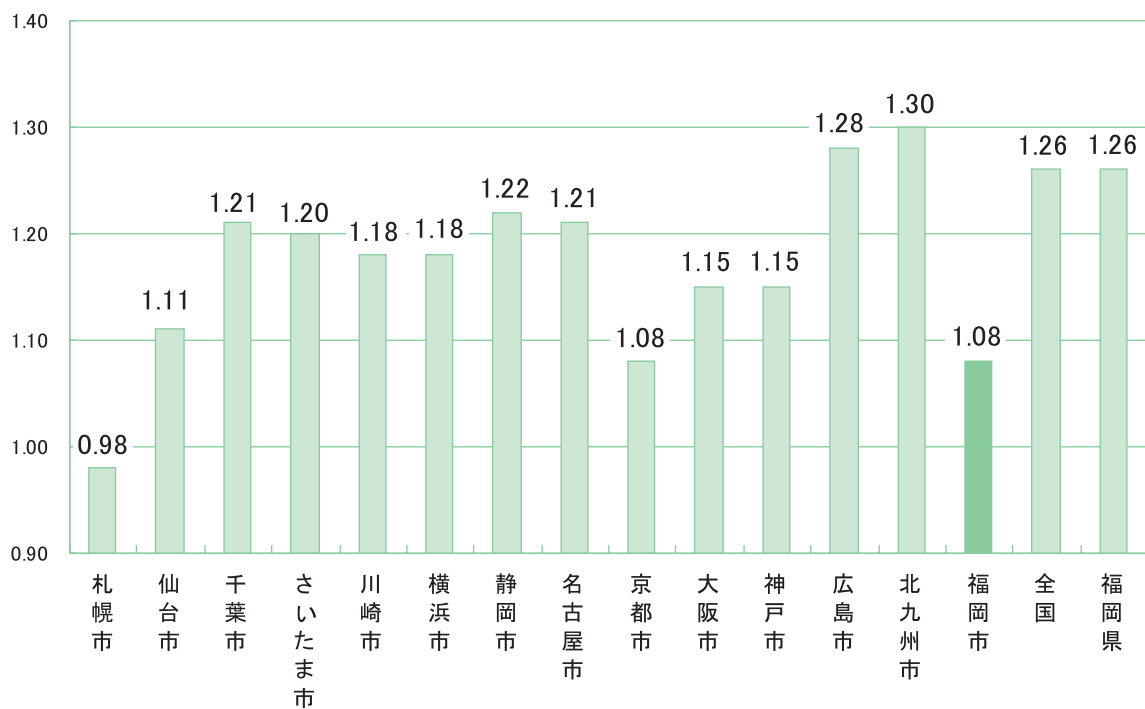
※合計特殊出生率とは、その年次の15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が、仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に子どもを生むと仮定したときの子どもの数に相当する。

7 出生率（人口千対）の比較



資料:人口動態調査(平成20年)

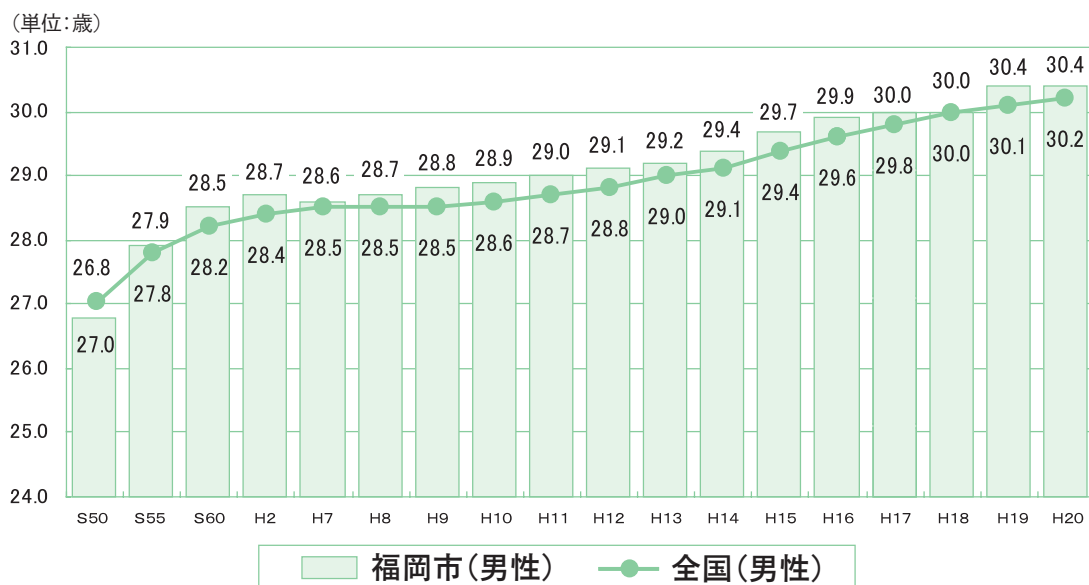
8 合計特殊出生率の比較



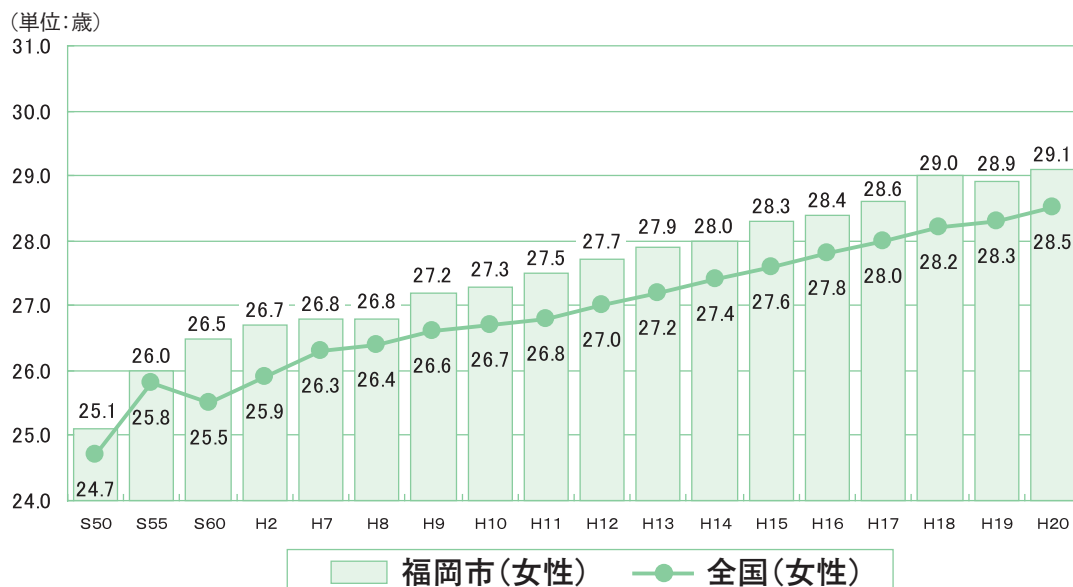
資料:国勢調査(平成17年)

9 福岡市と全国の平均初婚年齢の推移

初婚年齢（男性）



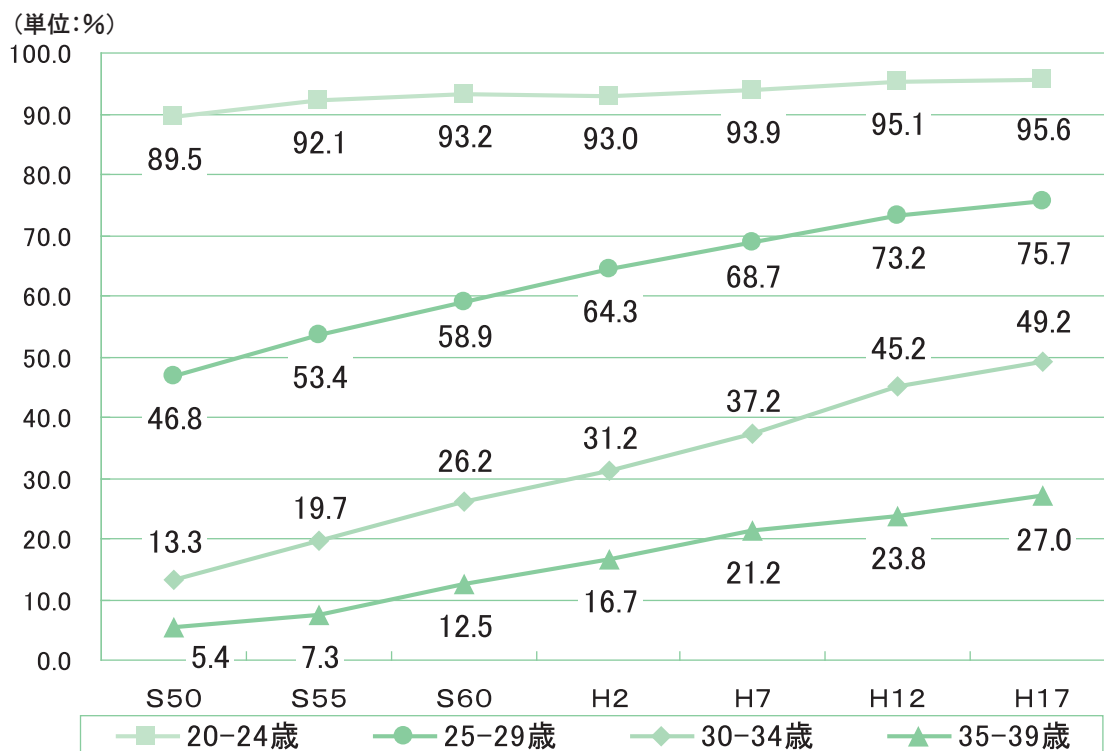
初婚年齢（女性）



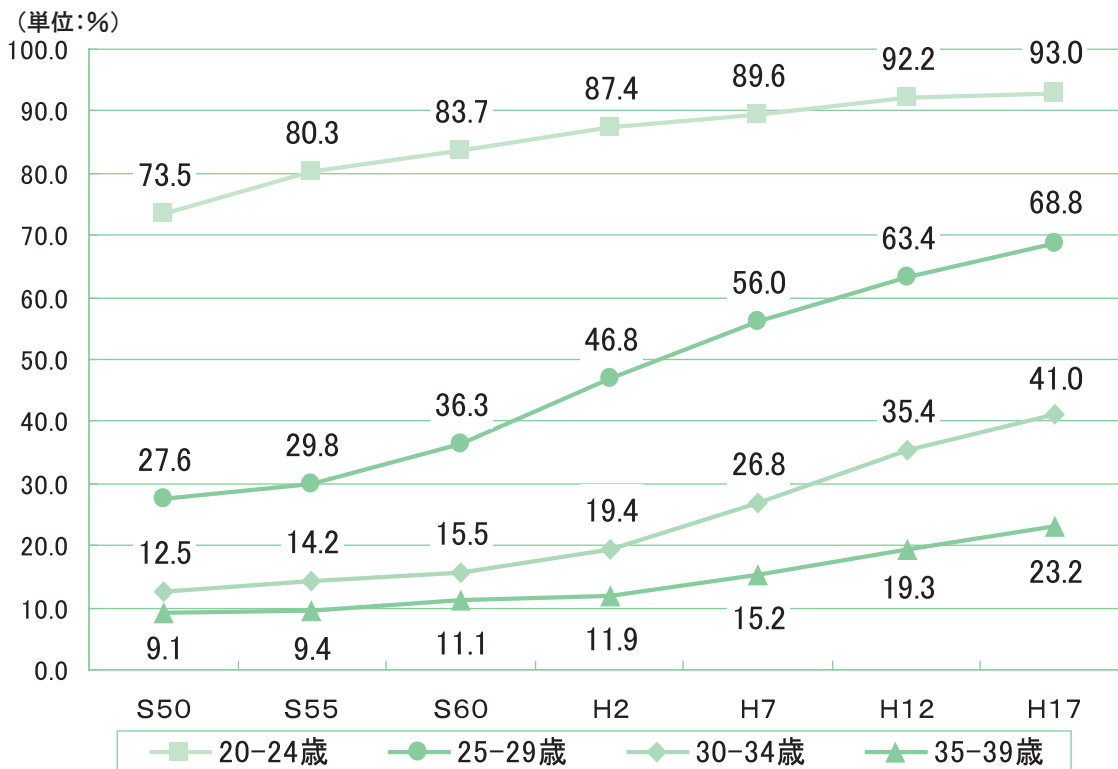
資料:人口動態調査

10 福岡市の未婚率の推移

福岡市の男性の未婚率

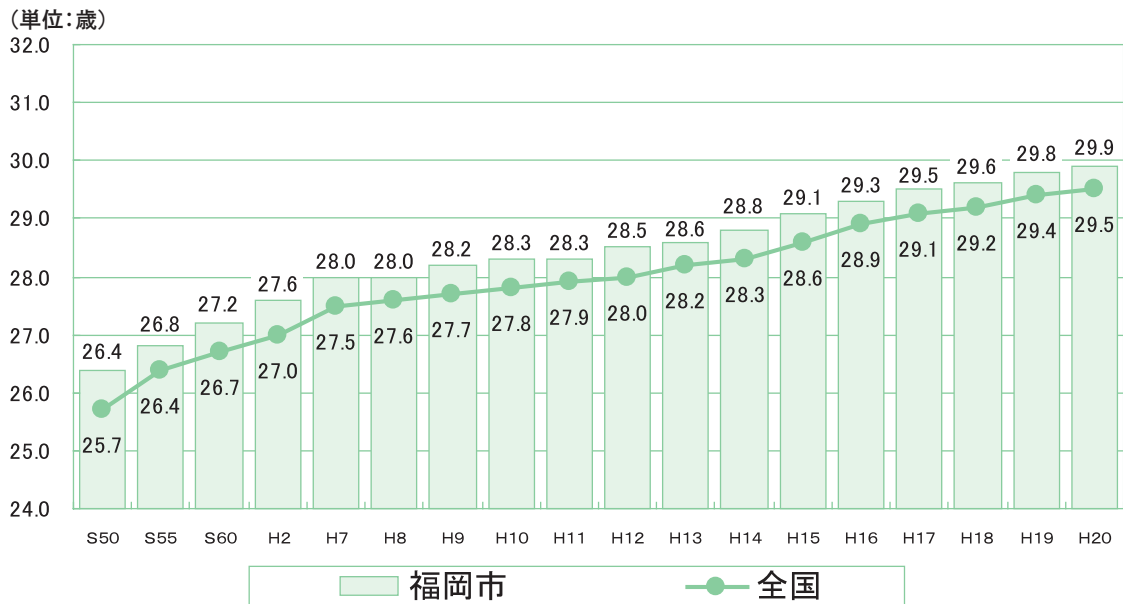


福岡市の女性の未婚率

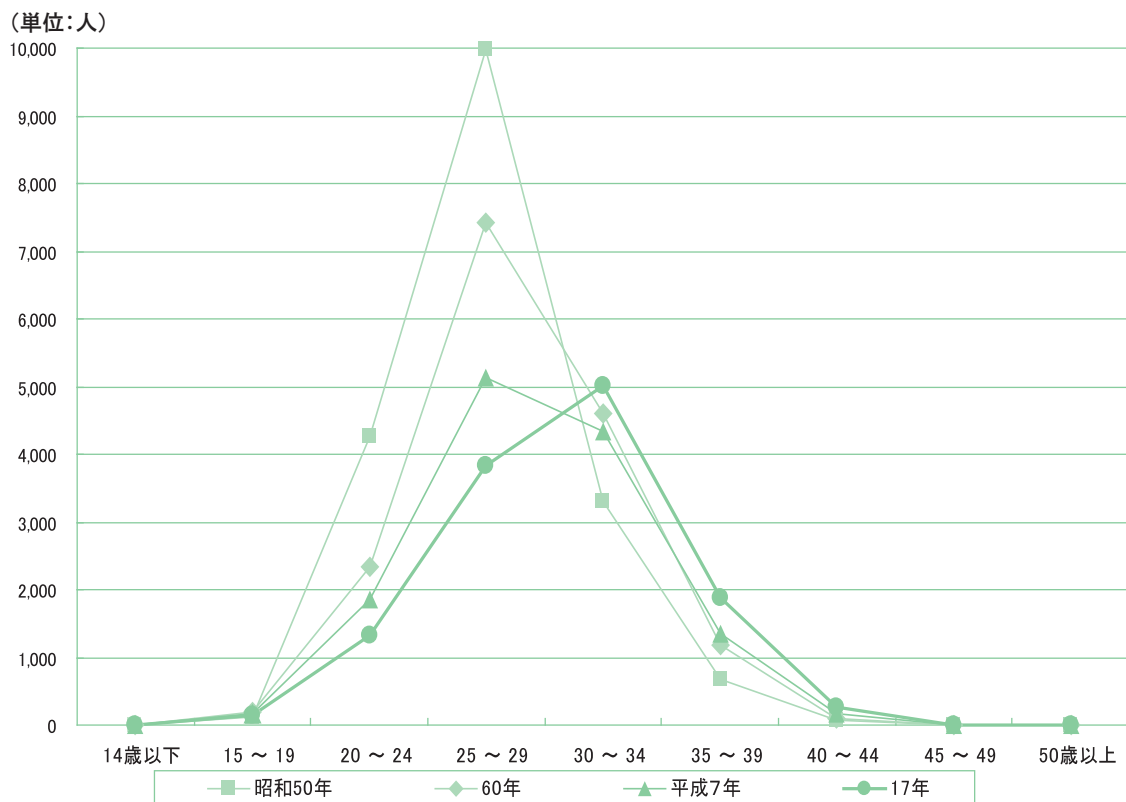


資料:国勢調査

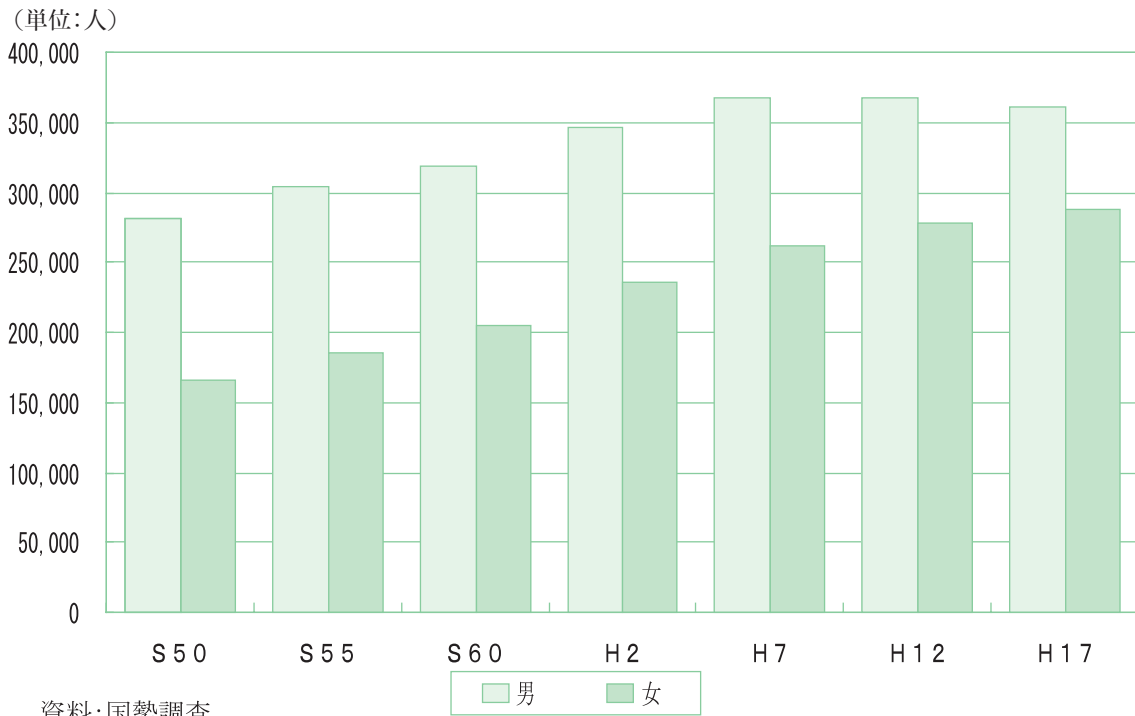
11 福岡市と全国の平均初産年齢の推移



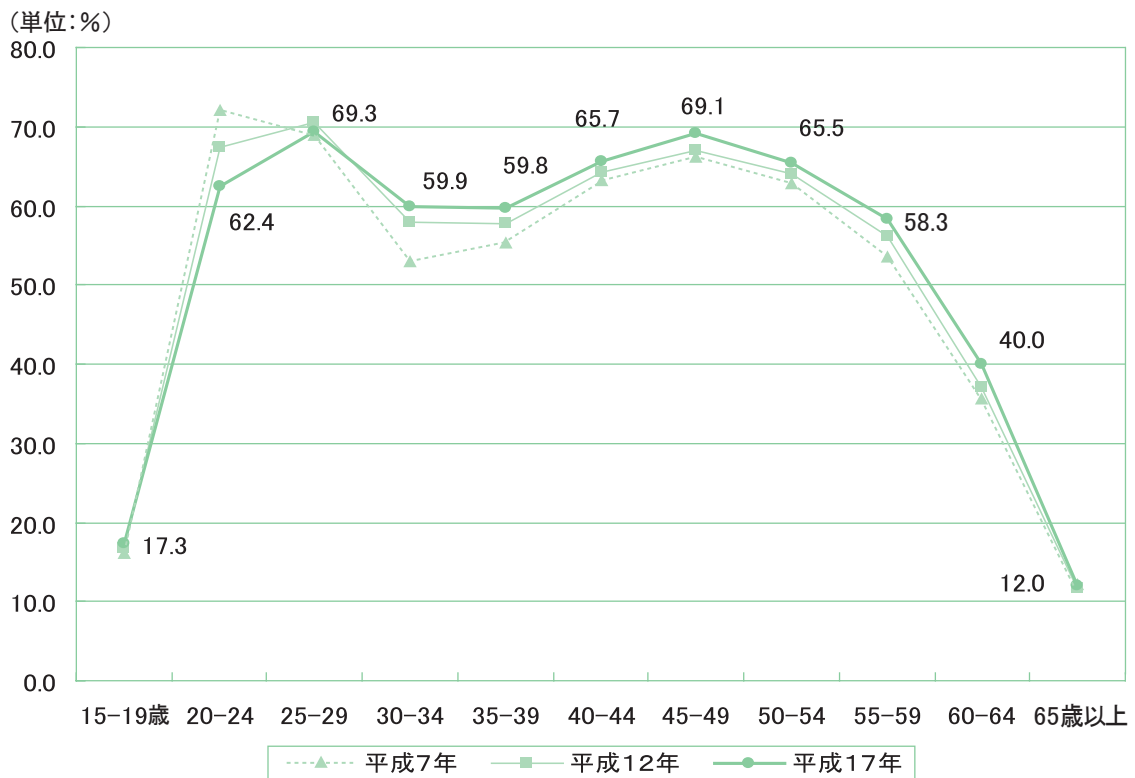
12 福岡市の母年齢別の出生数推移



13 福岡市の男女の就業者数の推移

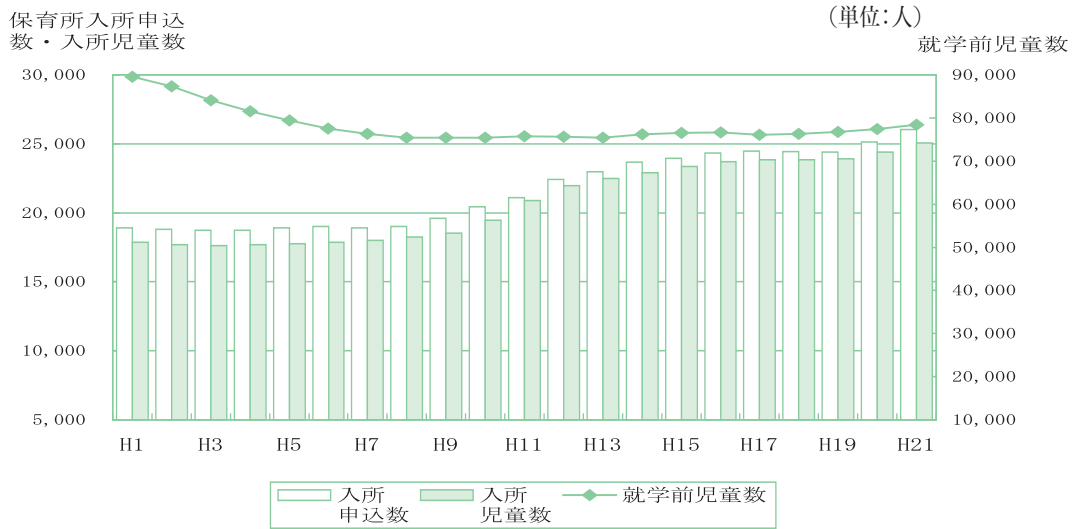


14 福岡市の年齢階層別労働力率の推移 (女性)



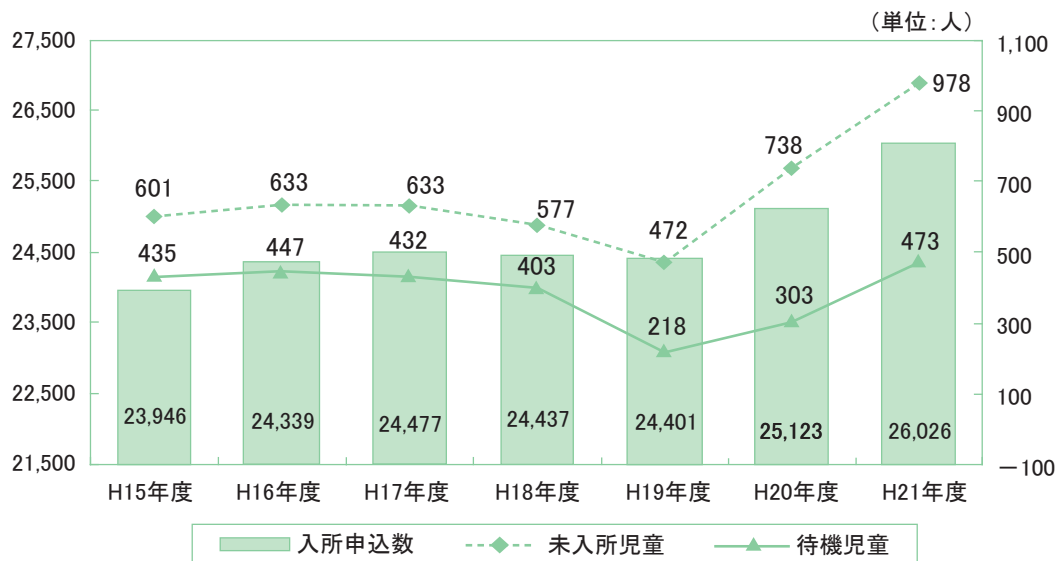
15 福岡市の保育需要の推移

保育需要の推移



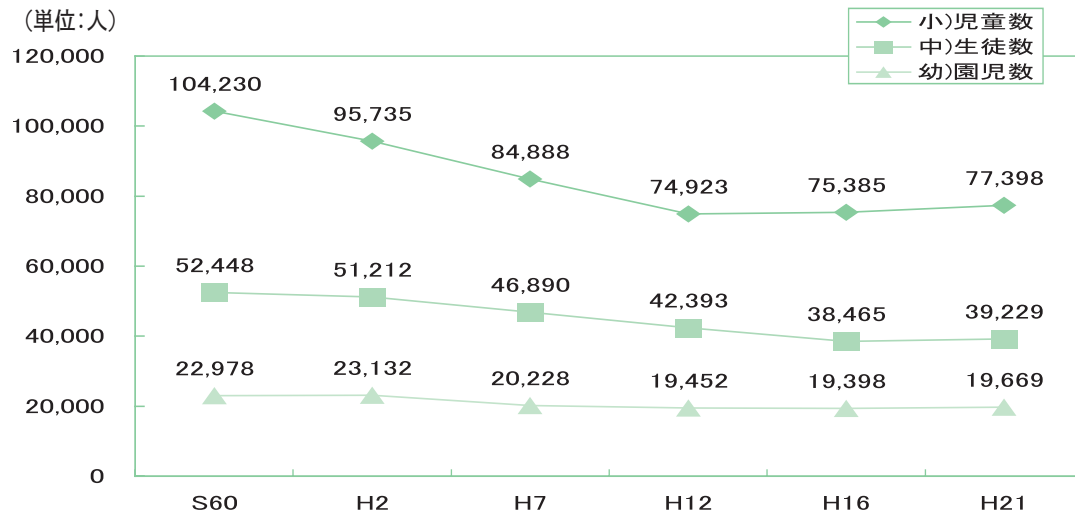
資料:福岡市こども未来局

保育所入所申込と待機児童数の推移



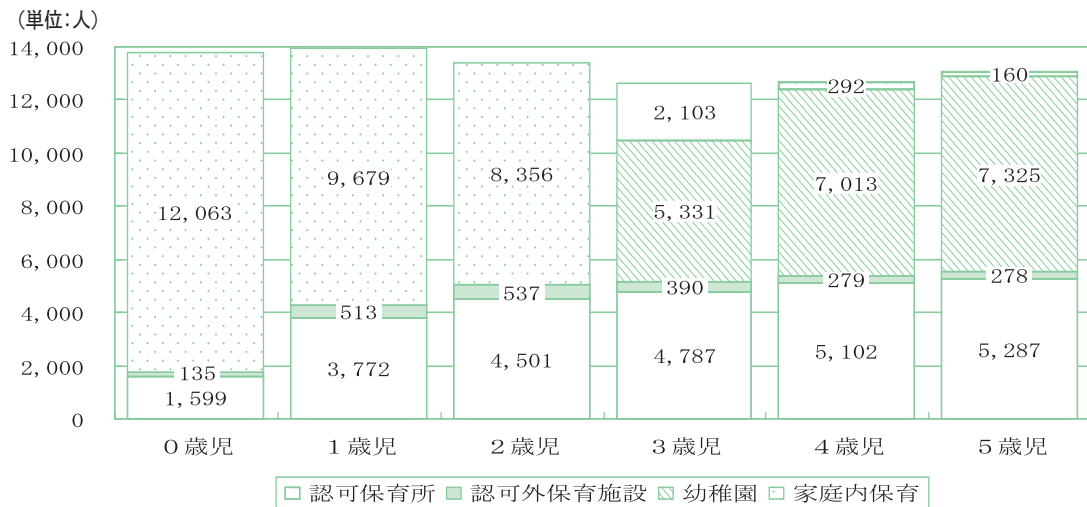
資料:福岡市こども未来局

16 福岡市幼稚園児・児童・生徒数の推移



資料:福岡市教育委員会

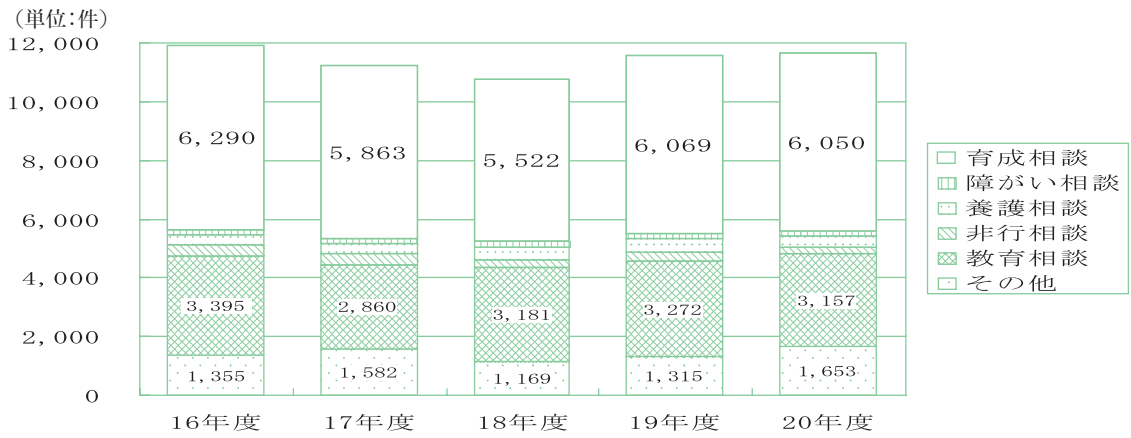
17 未就学児童の保育状況



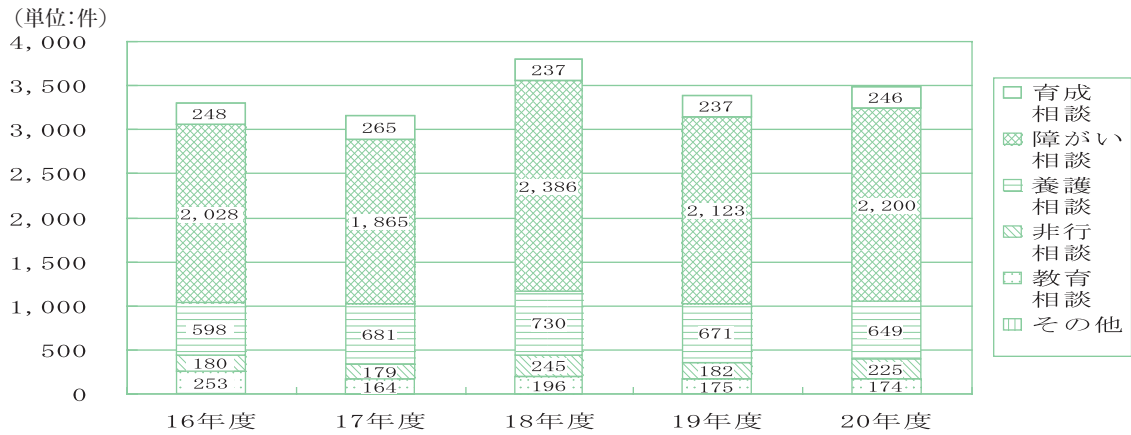
資料:福岡市こども未来局, 福岡市教育委員会(平成21年4月現在)

18 相談件数の推移

電話相談受案件数（こども総合相談センター）

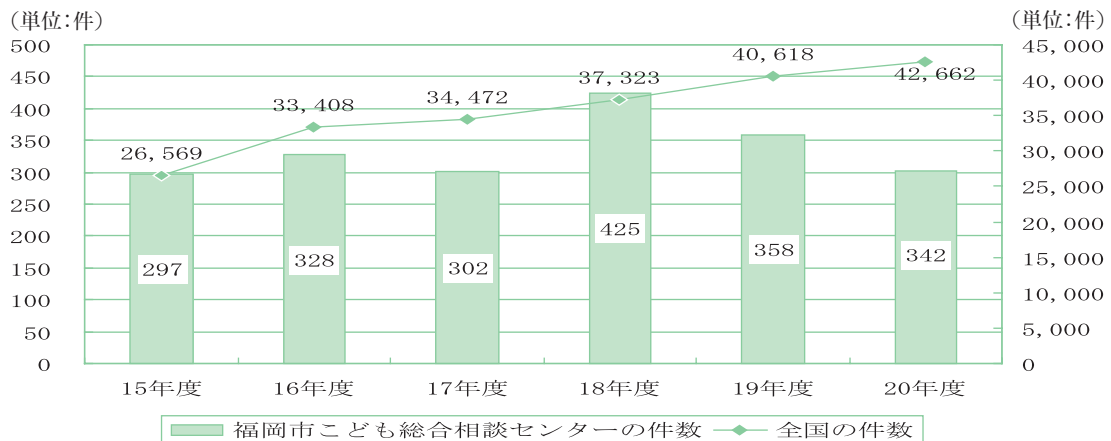


面接相談受案件数（こども総合相談センター）



資料:福岡市こども未来局

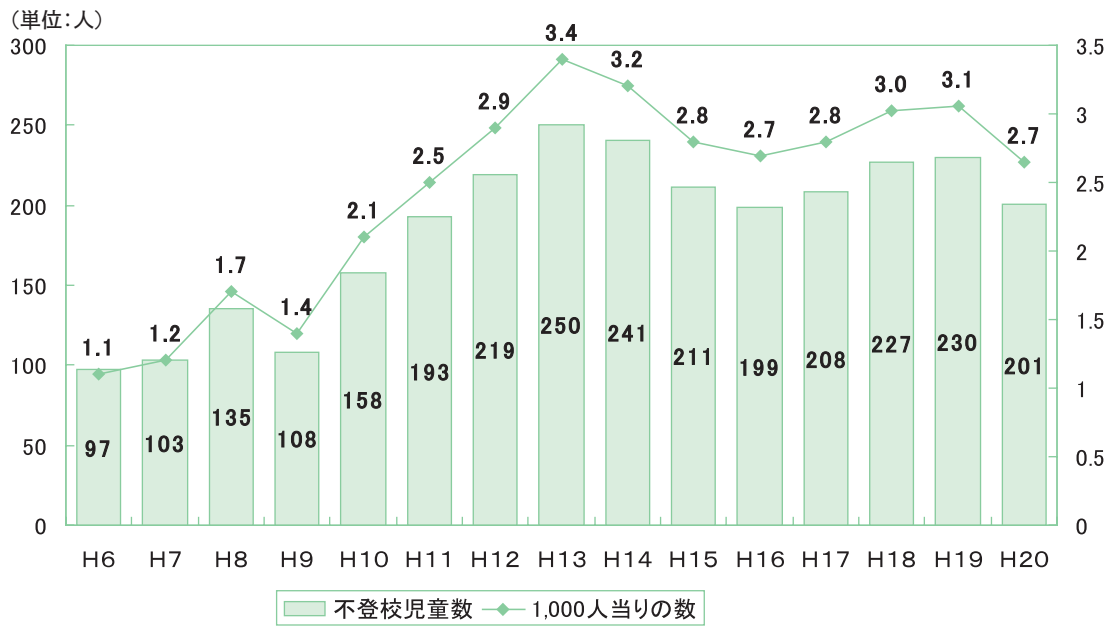
19 虐待相談件数の推移



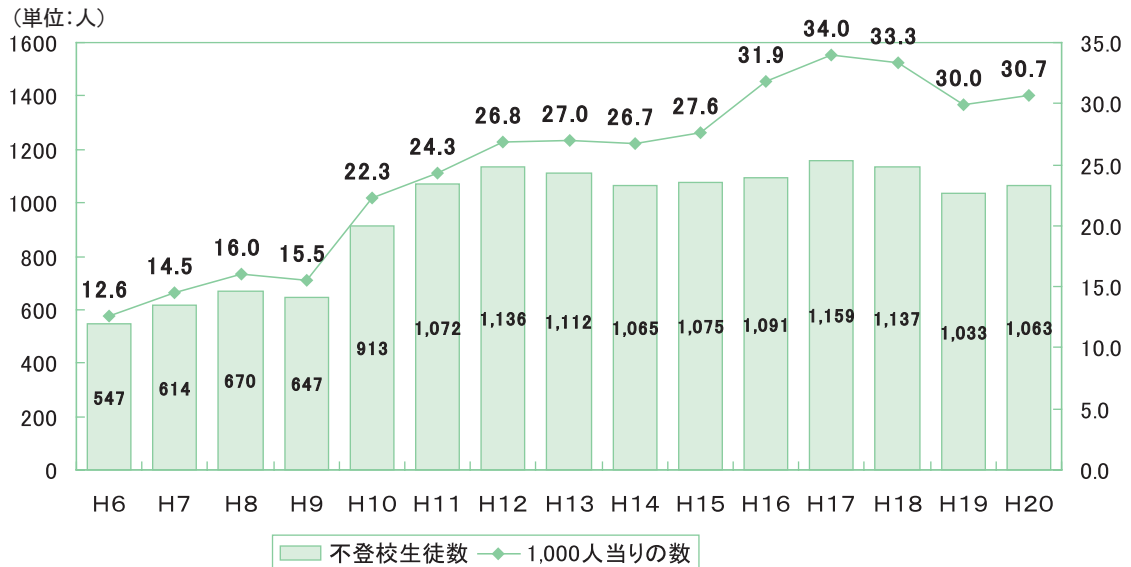
資料:福岡市こども未来局

20 不登校児童・生徒数の推移

不登校児童数の推移(小学生)



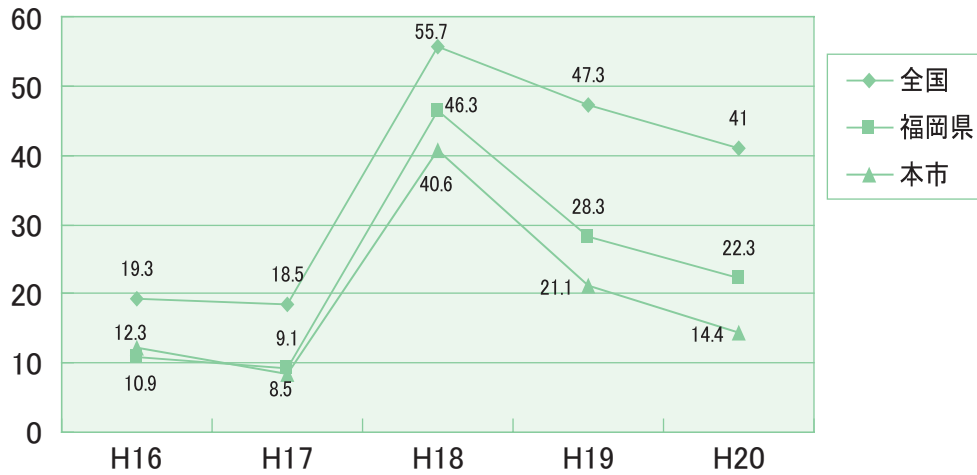
不登校生徒数の推移(中学生)



資料:福岡市教育委員会

21 いじめの発生率の推移 (公立小中学校対象)

(単位: %)

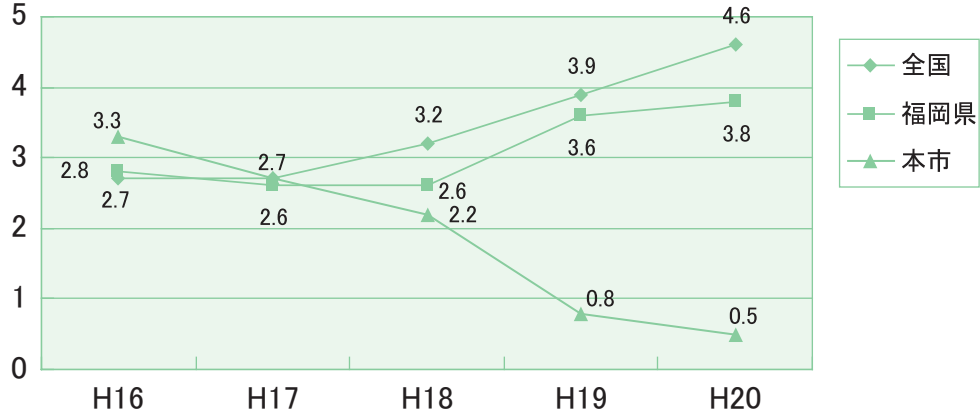


(いじめの発生率=いじめを認知した学校数/学校数×100)

資料:福岡市教育委員会

22 暴力行為の発生件数の推移 (1,000人あたりの発生件数, 公立小中学校対象)

(単位: 件)

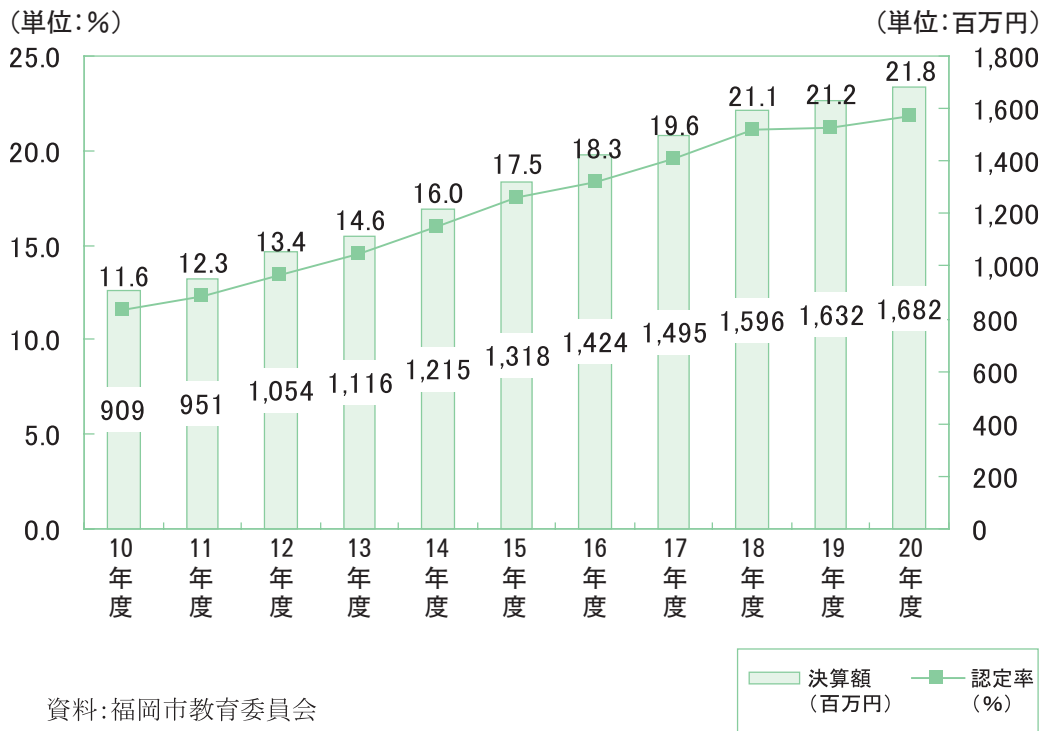


暴力行為: 対教師暴力, 対人暴力, 生徒間暴力, 器物損壊の合計

(暴力行為の1000人あたりの発生件数=暴力行為の発生件数/生徒数×1000)

資料:福岡市教育委員会

23 就学援助の推移



2 次世代育成支援に関するアンケート調査(概要)【就学前児童】

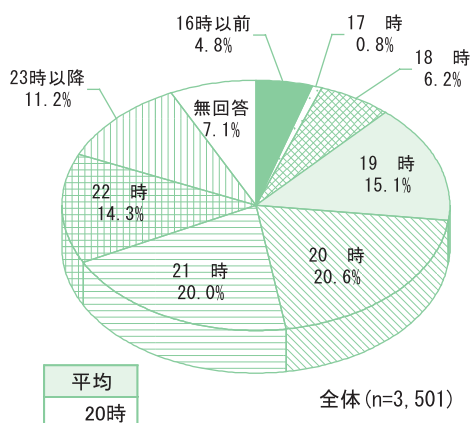
福岡市における子育てについての意識や要望、また子どもの生活や遊びの環境などについての実態を把握し、「次世代育成支援・後期行動計画」(平成22～26年度)を策定するための基礎資料を得ることを目的として実施した。

- (1) 調査地域 福岡市全域
- (2) 調査対象者 就学前児童(0～5歳)のいる世帯
- (3) 調査対象者数 9,000サンプル(回収数3,783サンプル 回収率42.0%)
- (4) 抽出方法 住民基本台帳より抽出
- (5) 調査方法 郵送法
- (6) 調査期間 平成21年1月～2月

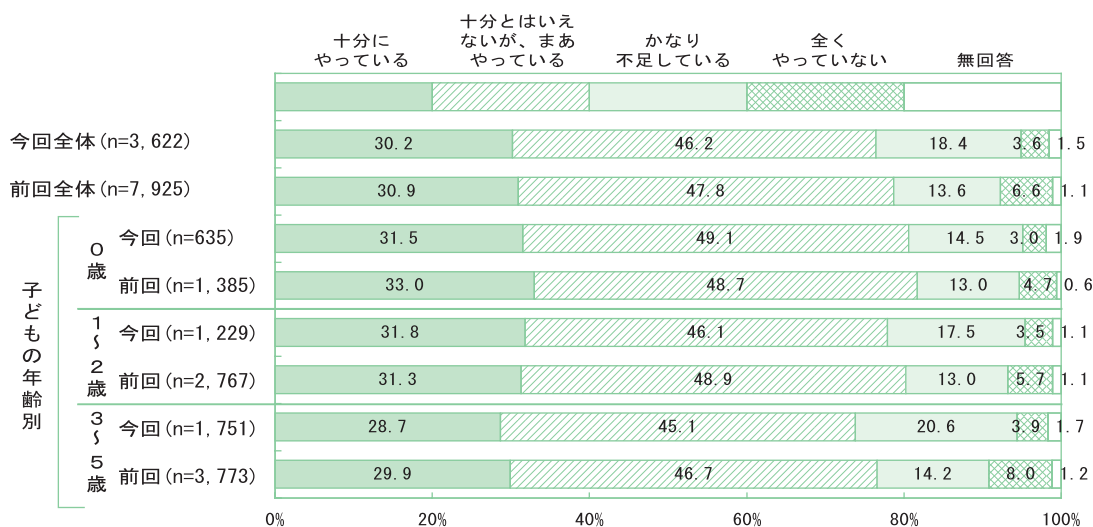
※グラフにおいて「前回」とあるのは、平成16年に実施した「次世代育成支援に関するアンケート」を指す。

1 子育てに関する意識とかかわり

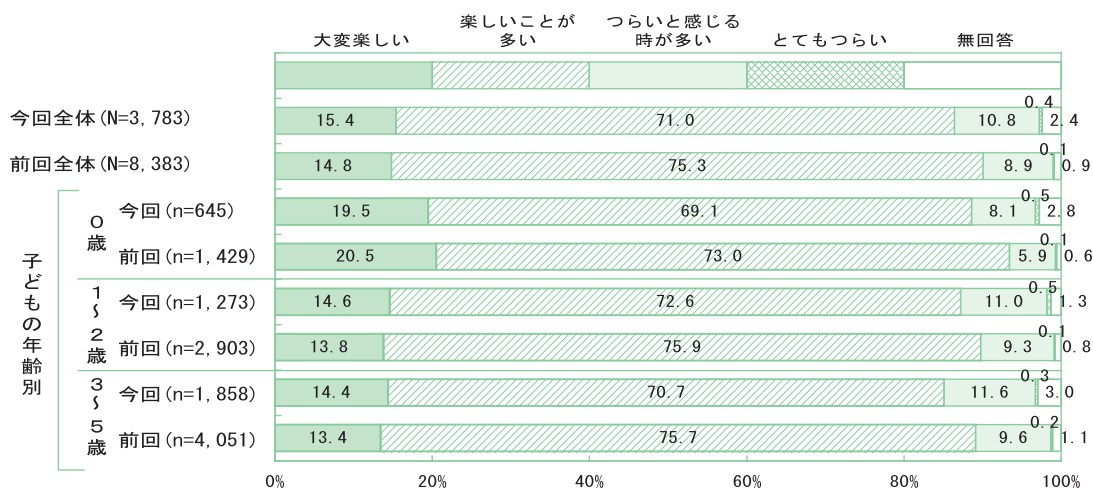
父親の平均帰宅時間(フルタイム就労の場合)



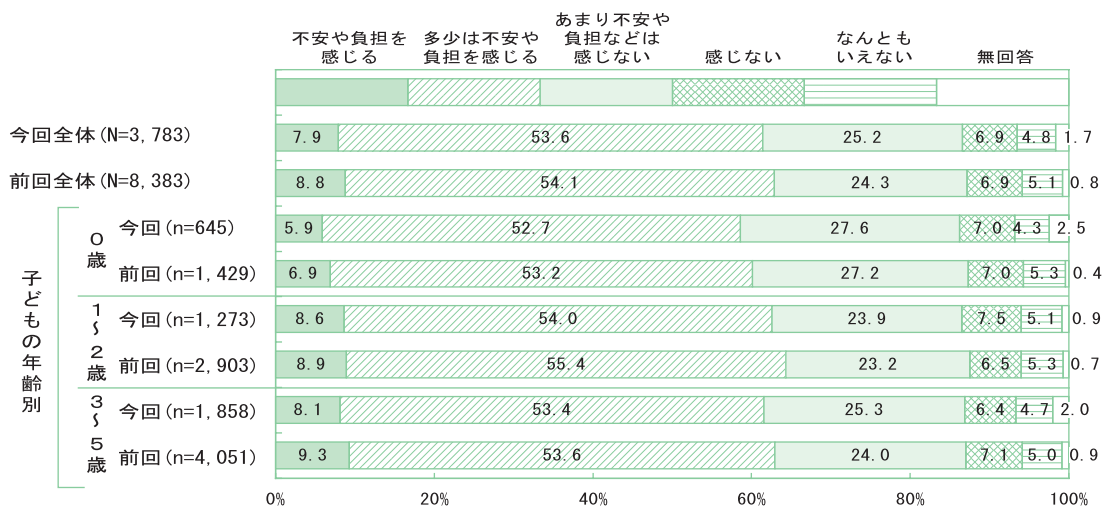
父親の子育て



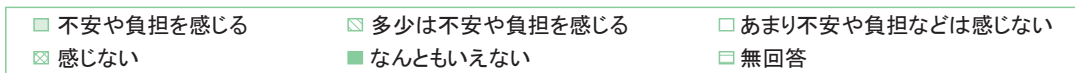
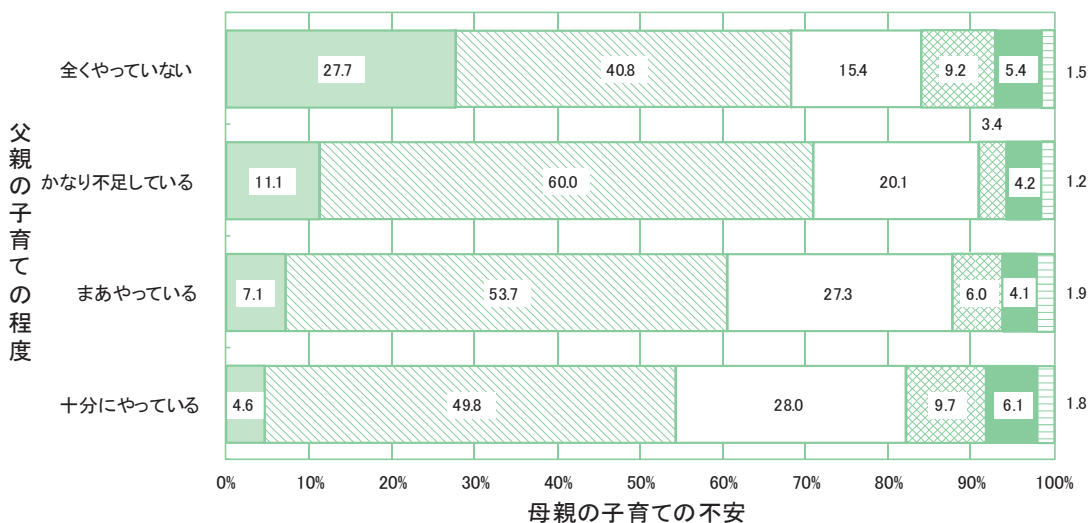
子育ての楽しさ



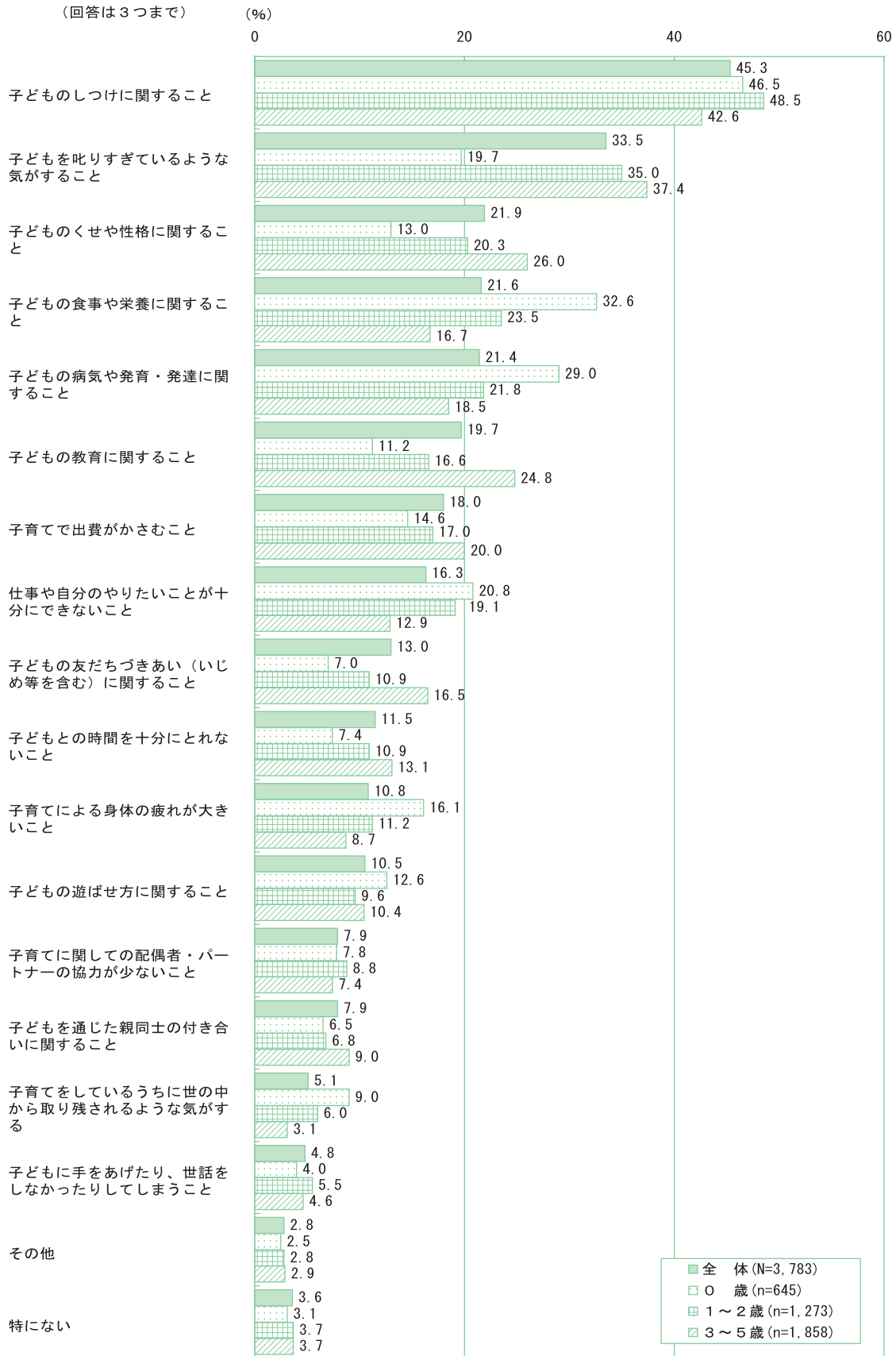
子育ての不安



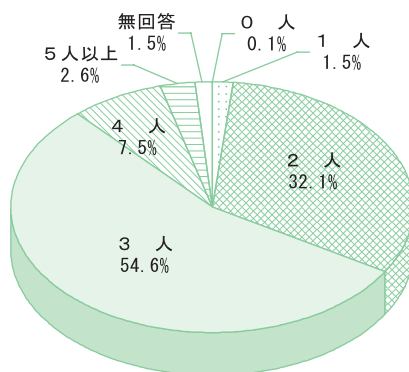
子育ての不安【父親の子育ての程度別】



子育ての悩み



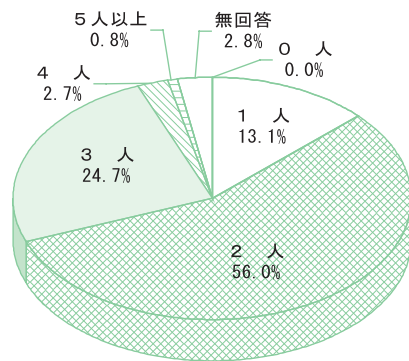
理想の子どもの数



平均
2.8人

全体 (N=3,783)

予定している子どもの数



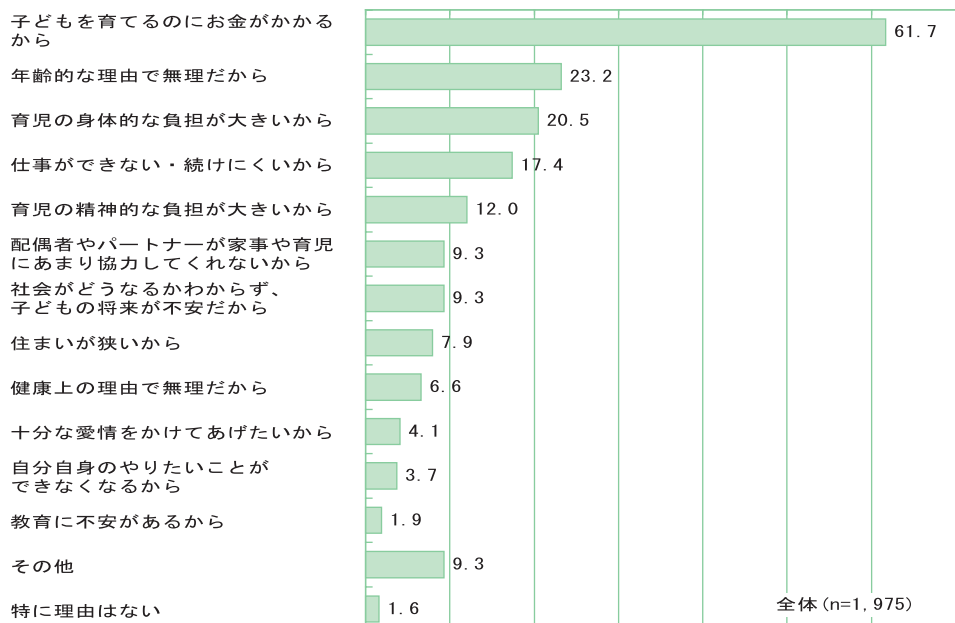
平均
2.2人

全体 (N=3,783)

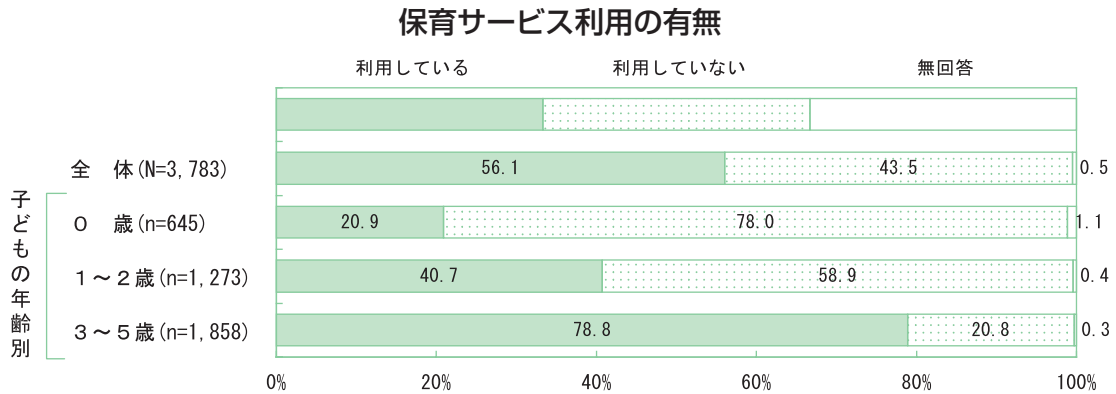
理想の子どもの数よりも実際に予定している子どもの数が少ない理由

(回答は2つまで)

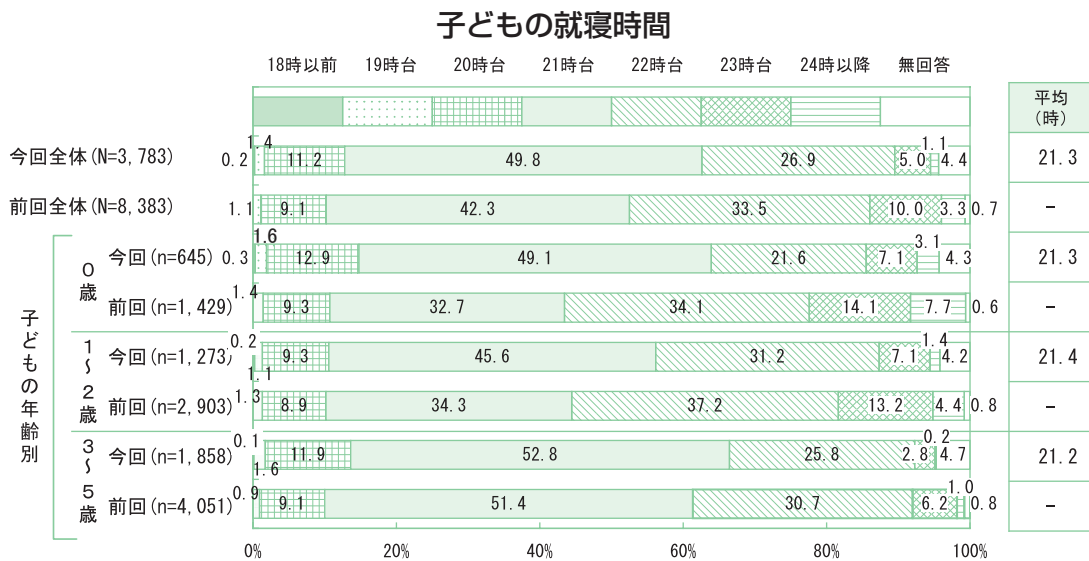
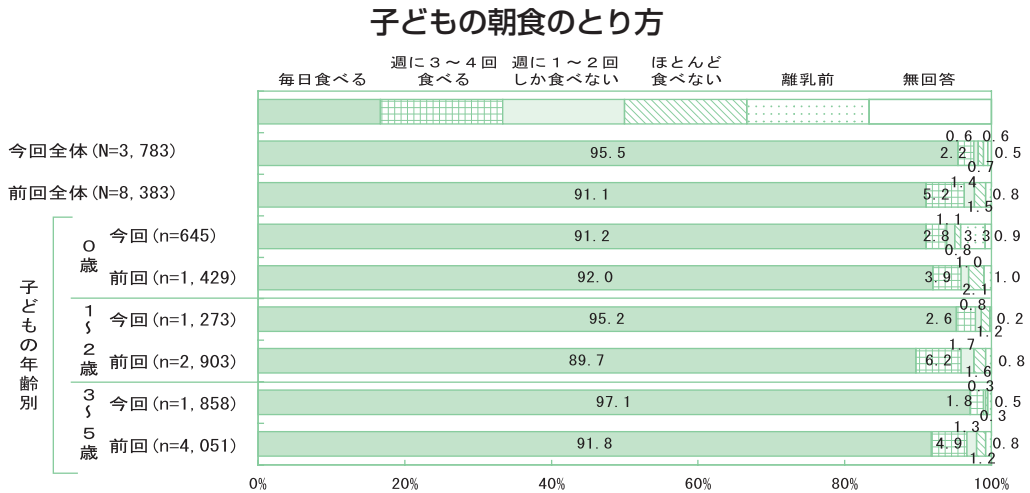
(%)



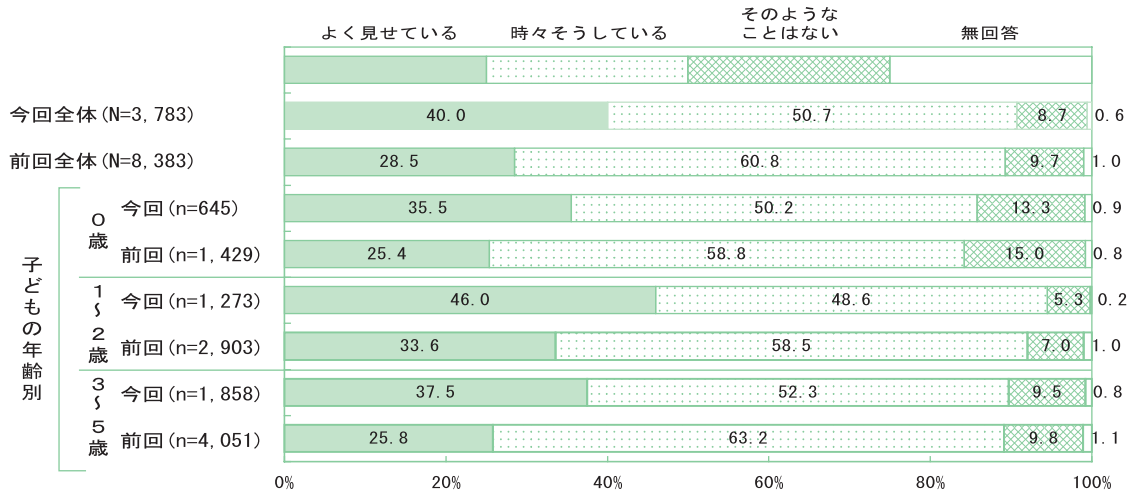
2 保育サービスの利用状況



3 子どもの日ごろの生活と居場所など



子どもにテレビやビデオを見せておくことの有無

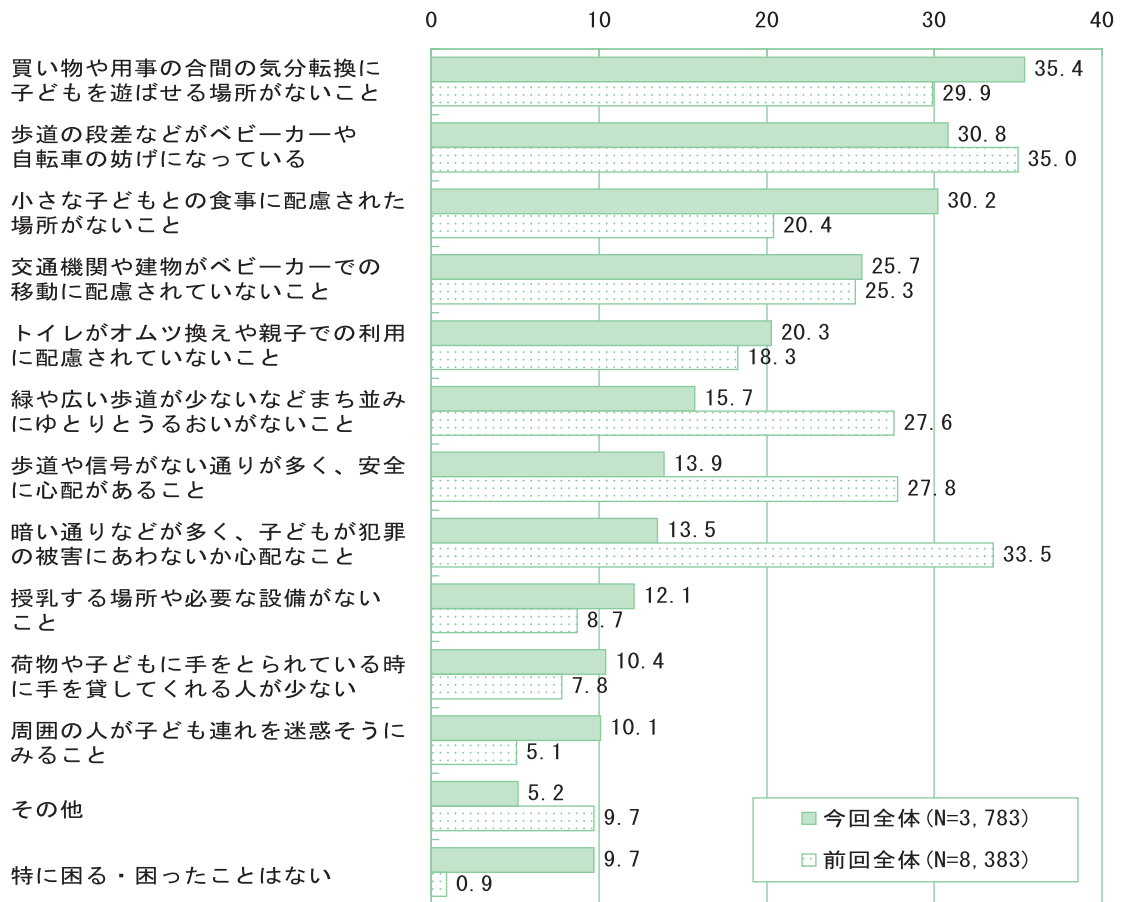


4 外出の際に困ったこと

外出する際、困ったこと

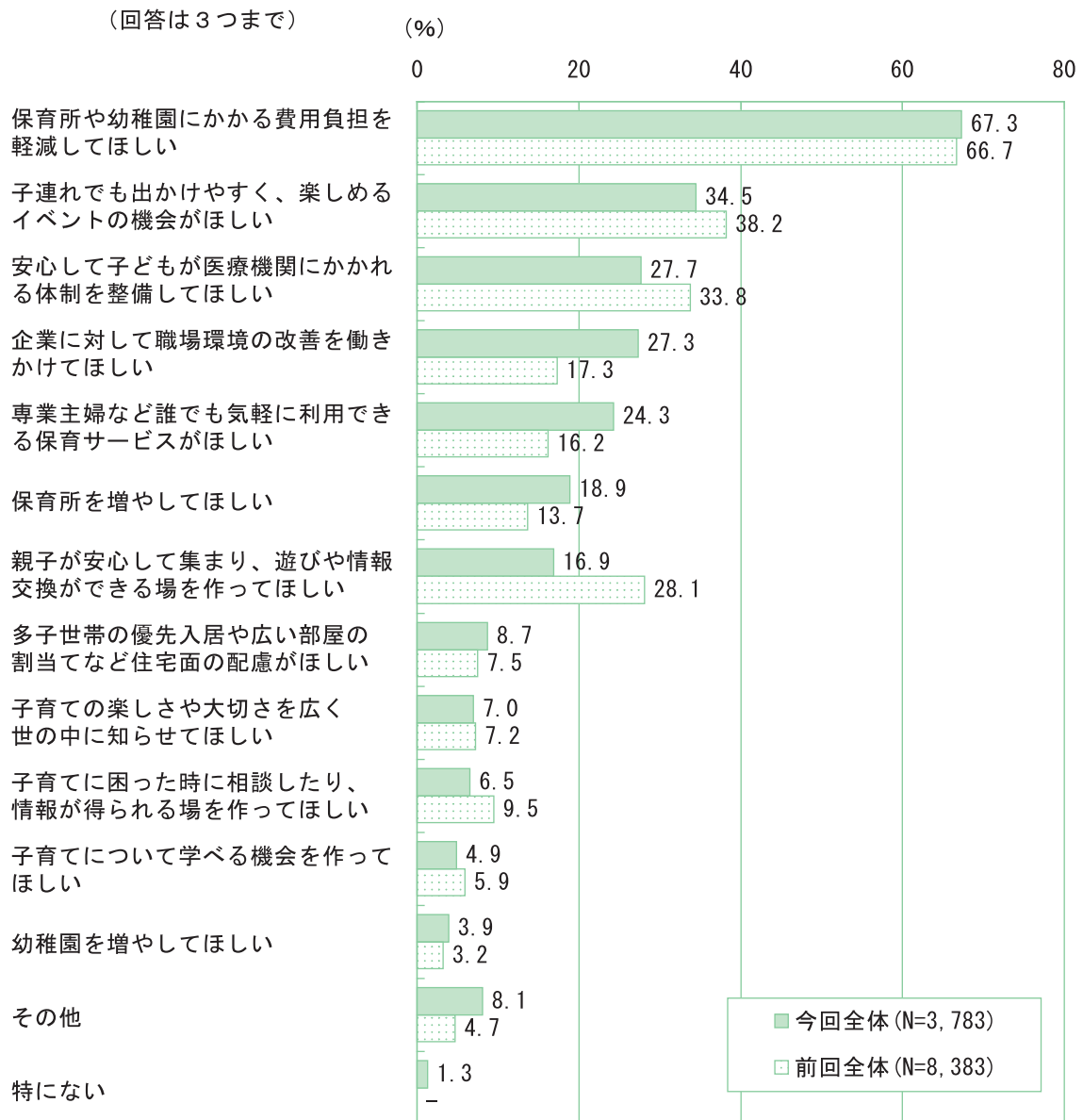
(回答は3つまで)

(%)



5 行政への要望

充実すべき子育て支援施策



3 次世代育成支援に関するアンケート調査(概要)【小学生】

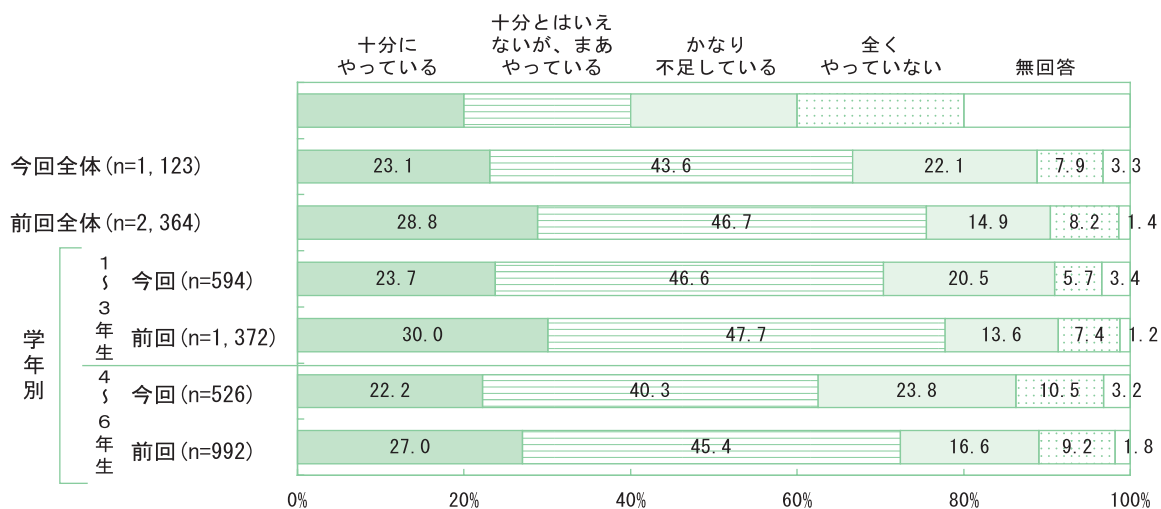
福岡市における子育てについての意識や要望、また子どもの生活や遊びの環境などについての実態を把握し、「次世代育成支援・後期行動計画」(平成22～26年度)を策定するための基礎資料を得ることを目的として実施した。

- (1) 調査地域 福岡市全域
- (2) 調査対象者 小学1年生から6年生までの子どもがいる家庭
- (3) 調査対象者数 3,000サンプル
(回収数1,235サンプル 回収率41.2%)
- (4) 抽出方法 住民基本台帳より抽出
- (5) 調査方法 郵送法
- (6) 調査期間 平成21年1月～2月

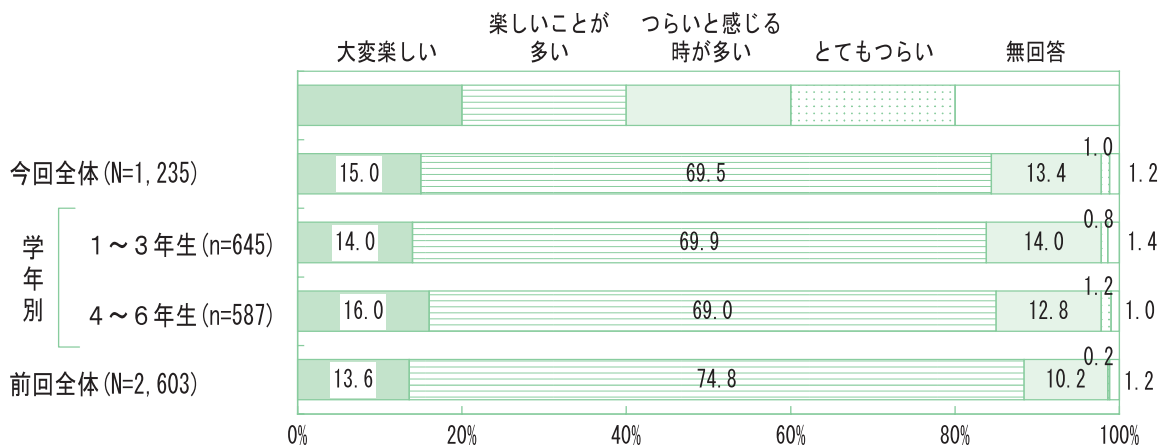
※グラフにおいて「前回」とあるのは、平成16年に実施した「次世代育成支援に関するアンケート」を指す。

1 子育てに関する意識とかかわり

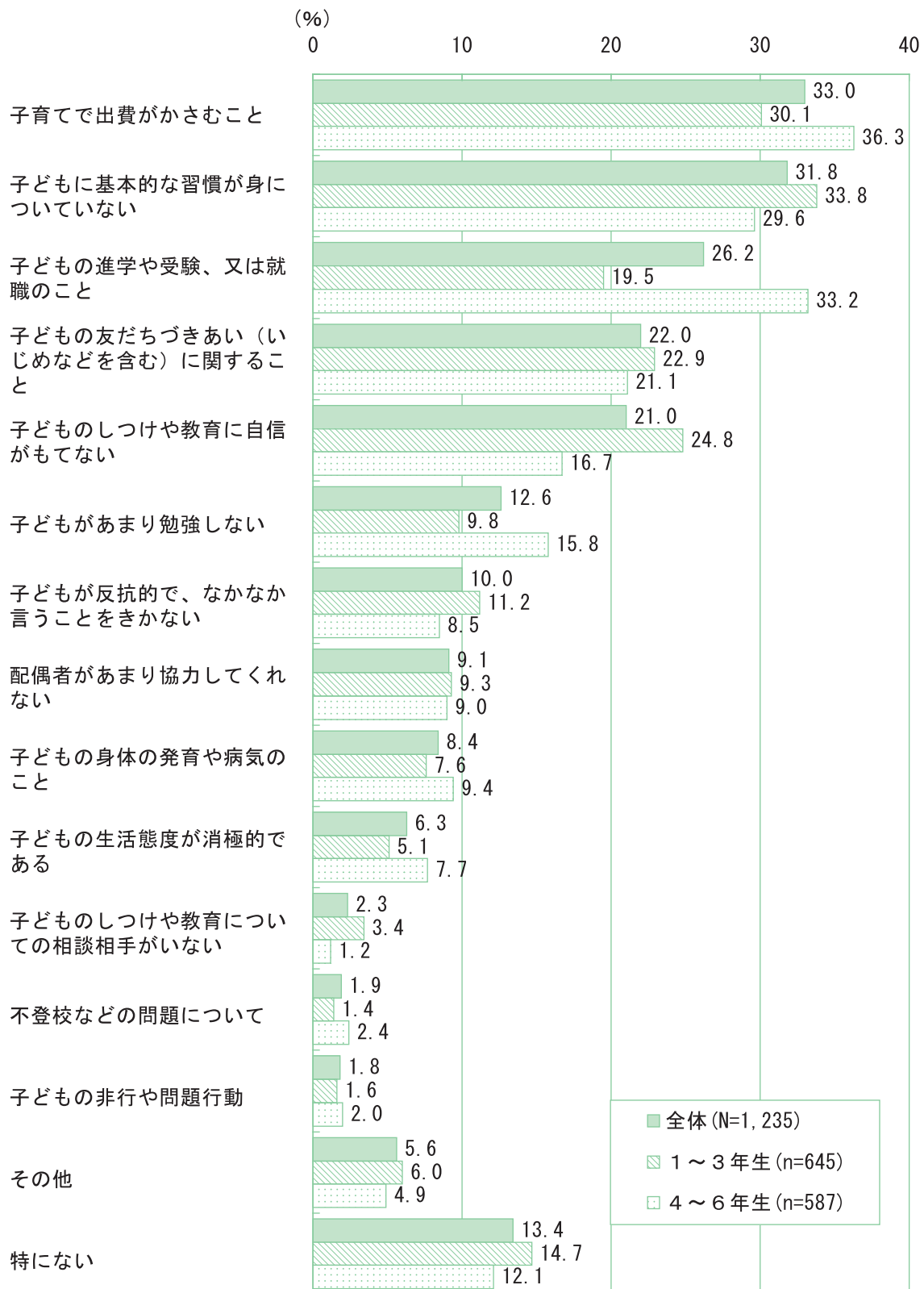
父親の子育て



子育ての楽しさ

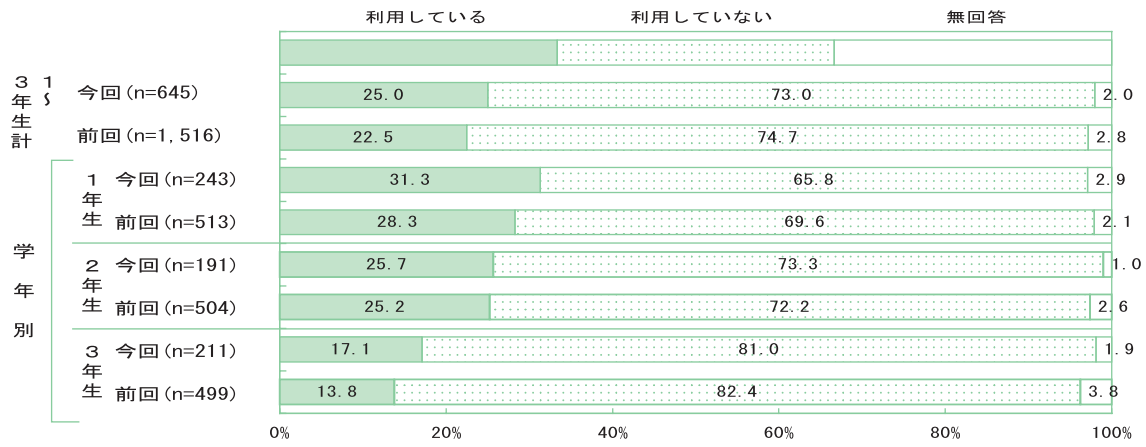


子育ての悩み

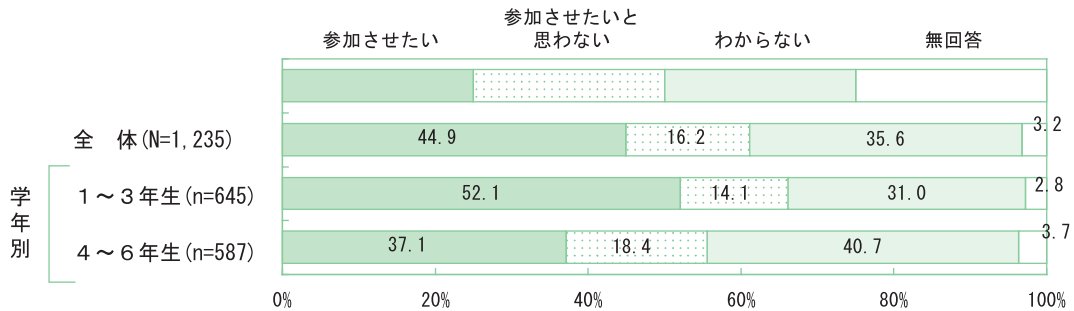


2 子育て支援ニーズと現状

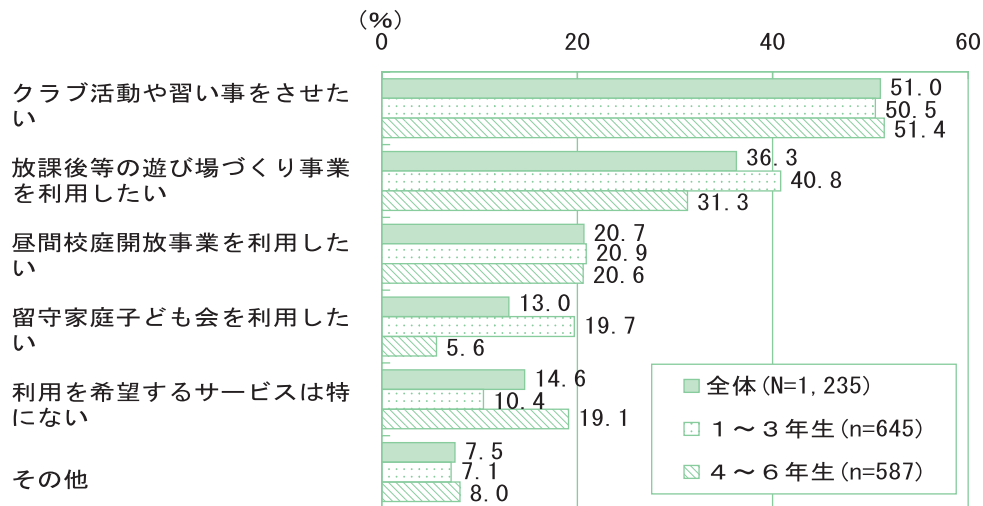
留守家庭子ども会の利用



放課後等の遊び場づくり事業の利用意向

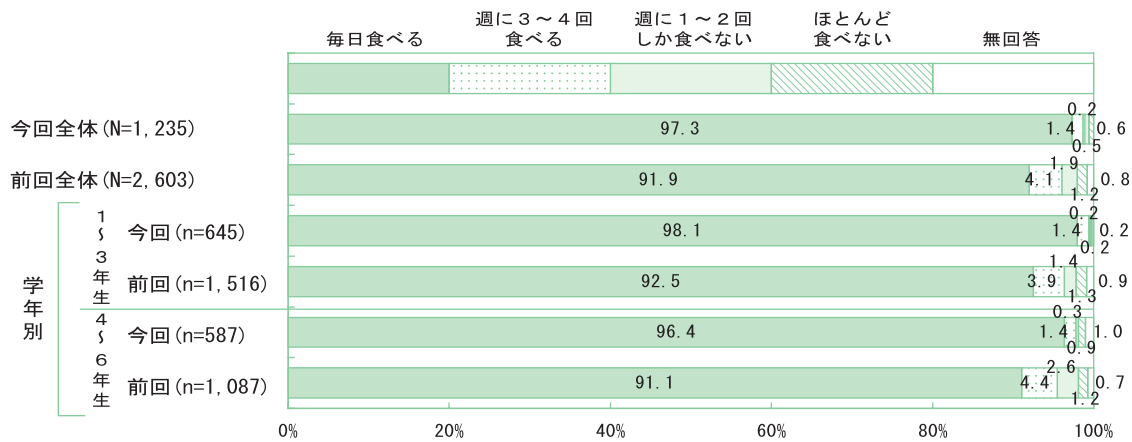


小学4年生以降の放課後の過ごし方

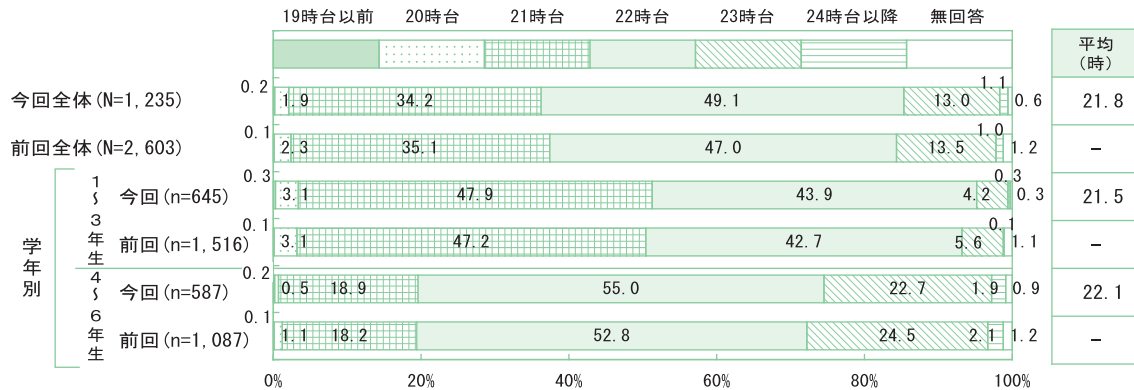


3 子どもの日ごろの生活と居場所など

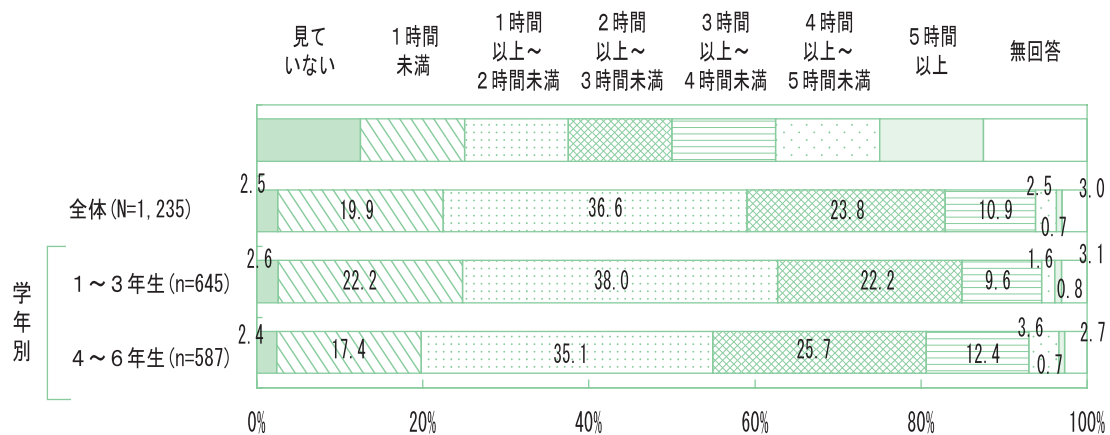
子どもの朝食のとり方



子どもの就寝時間

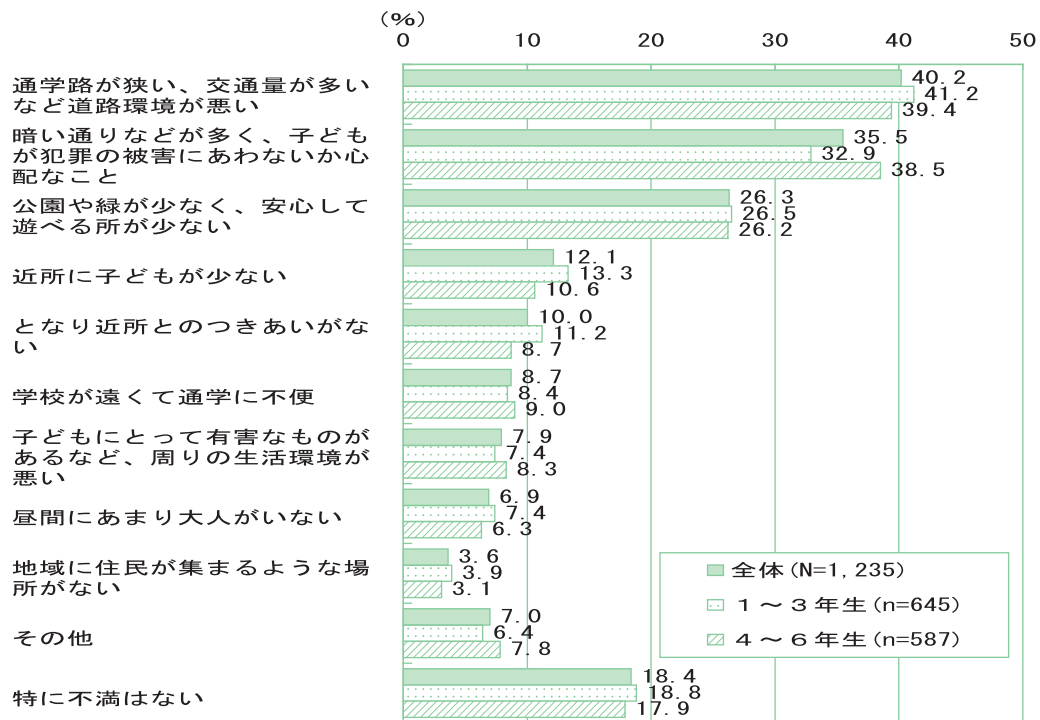


子どものテレビ・ビデオの視聴時間 (平日) (1日)



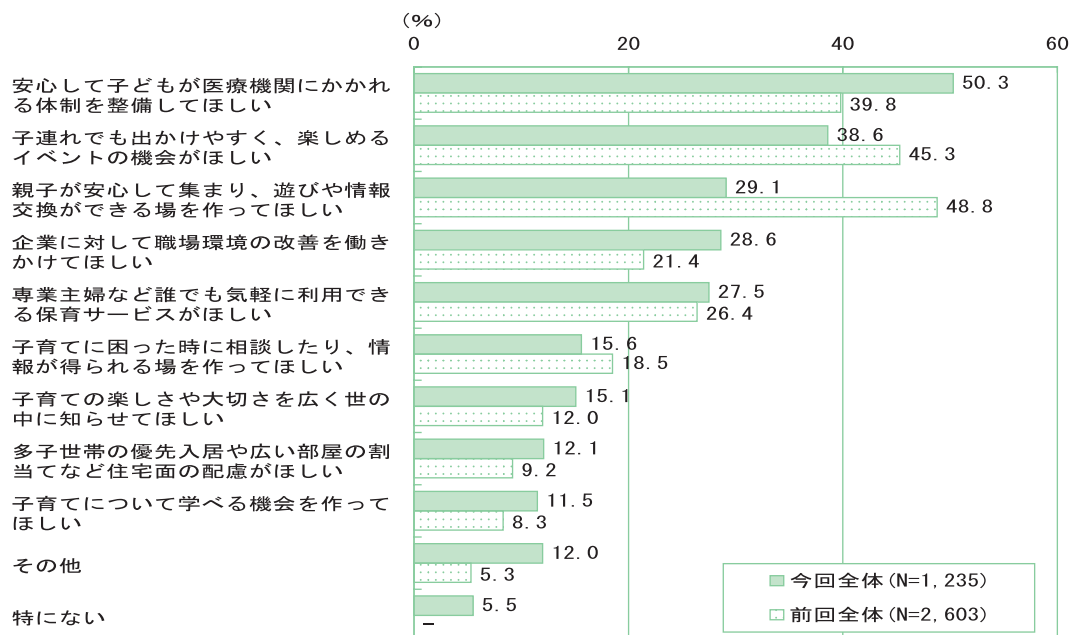
4 居住地域の子育て環境で不満なこと

居住地域の子育て環境で不満なこと



5 行政への要望

図13 充実すべき子育て支援施策について



4 次世代育成支援に関するアンケート調査(概要)【中高生等】

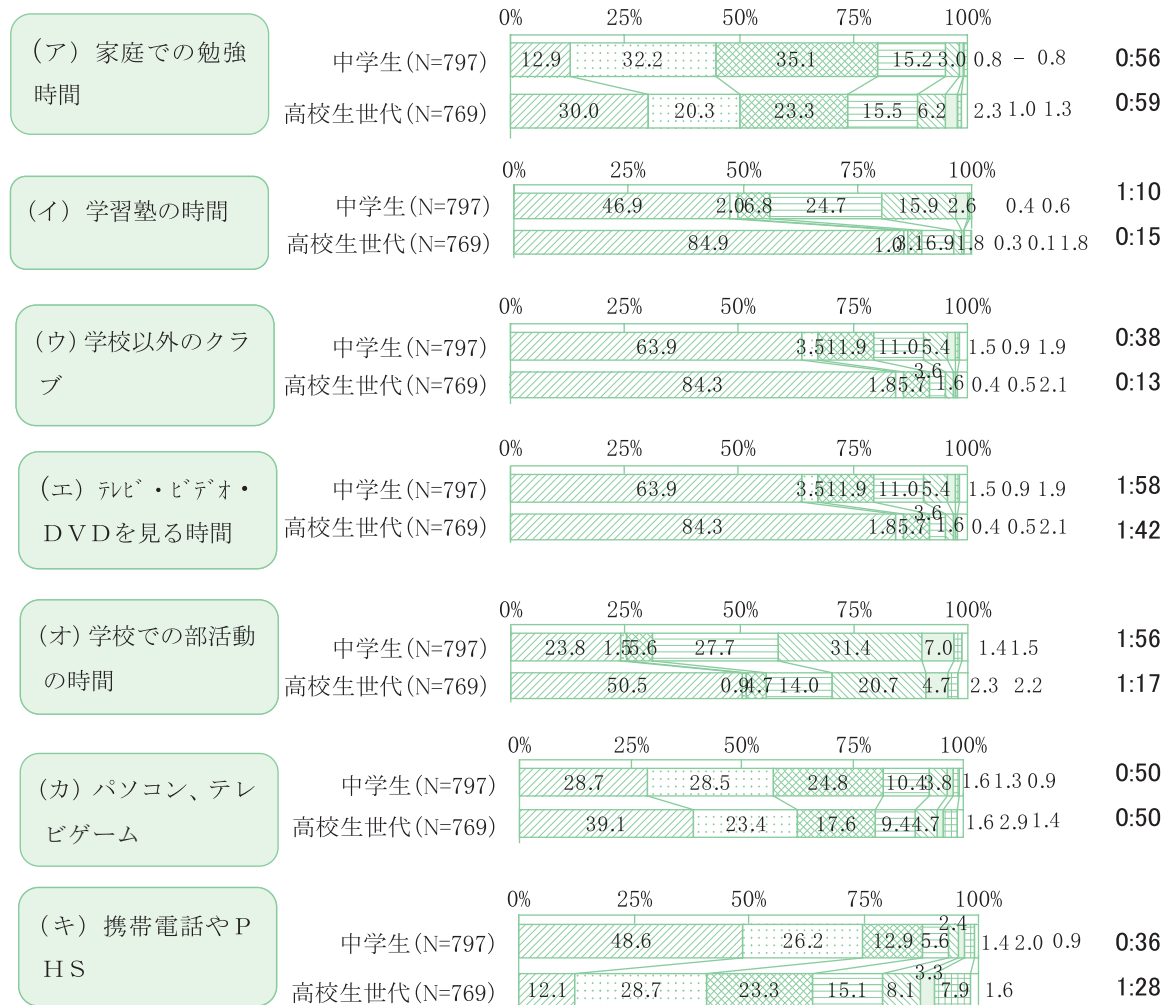
福岡市の中学生・高校生が、日ごろ家庭・学校・社会の中でどのような生活をし、どのような考えのもとに行動しているかを調査し、「次世代育成支援・後期行動計画」(平成22～26年度)を策定するための基礎資料を得ることを目的として実施した。

- (1) 調査地域 福岡市全域
- (2) 調査対象者
 - ・ 中学2, 3年生 1,000人
 - ・ 高校2, 3年生世代 1,000人
- ※回収数1,566人(中学生797人, 高校生等769人), 回収率78.3%
- (3) 抽出方法 住民基本台帳より抽出
- (4) 調査方法 調査票を郵送し、回収は調査員が行う郵送法併用の留置き法
- (5) 調査期間 平成21年5月～6月

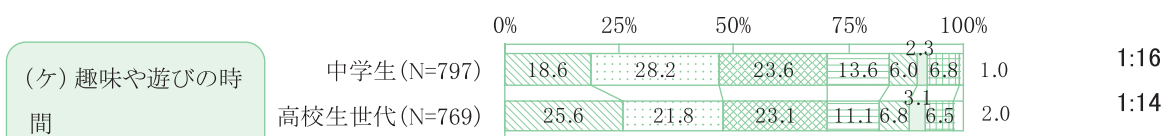
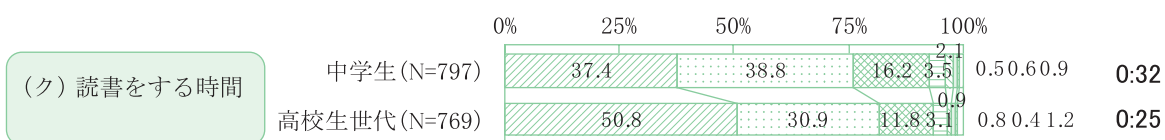
1 生活の状況

生活時間(平日)

【平均】

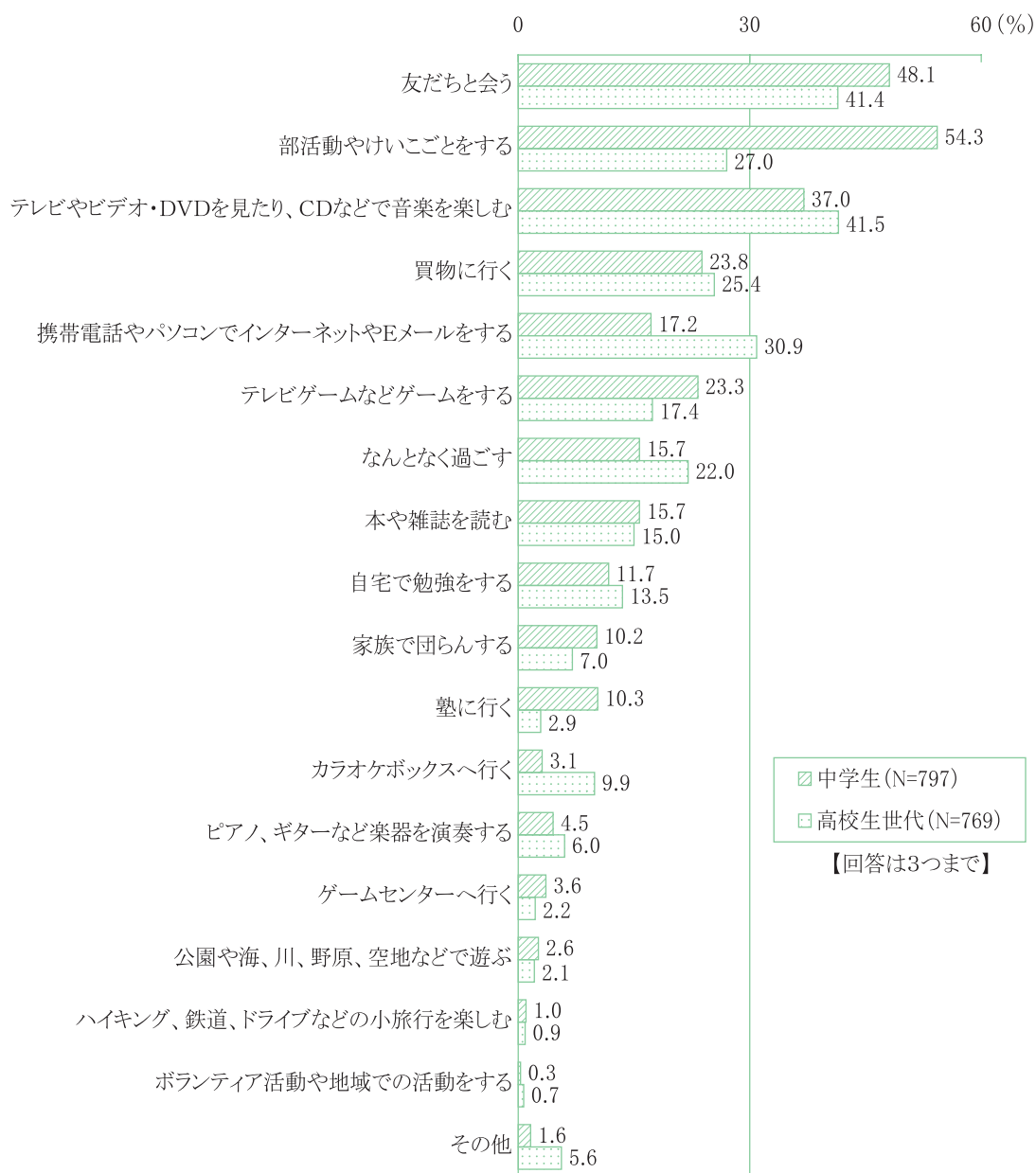


【平均】

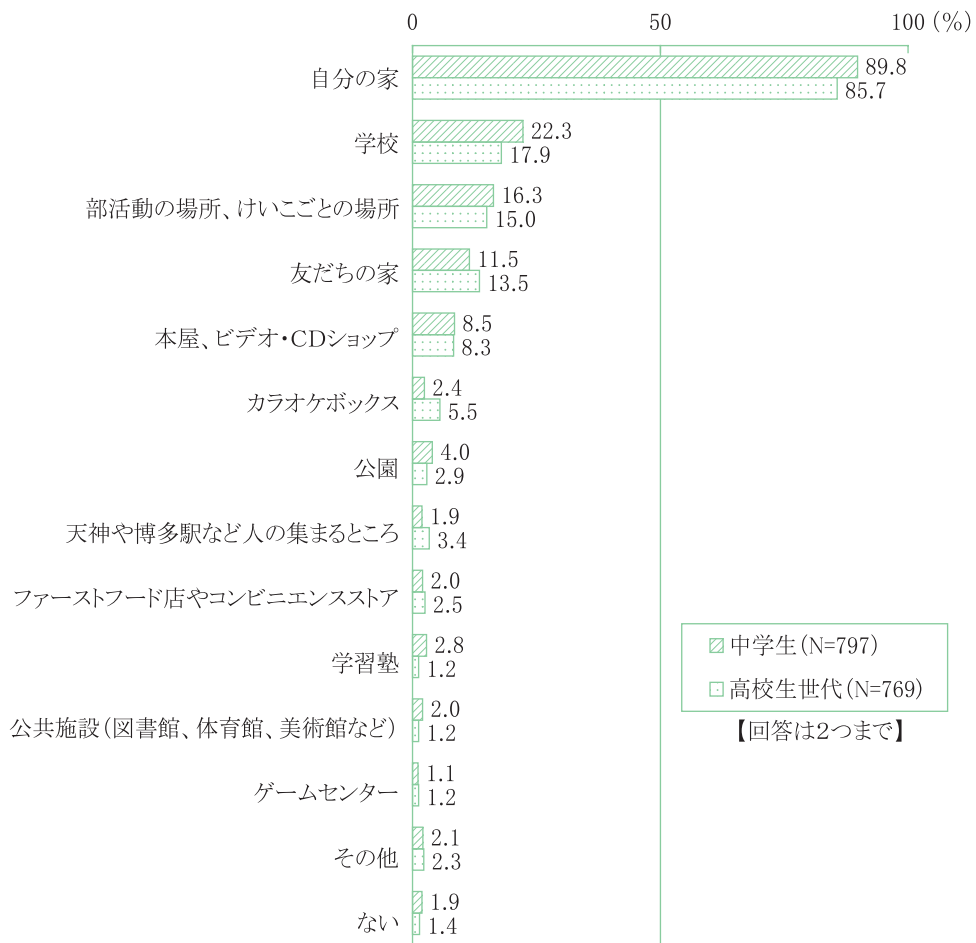


なし
 30分以内
 1時間ぐらい
 2時間ぐらい
 3時間ぐらい
 4時間ぐらい
 5時間以上
 無回答

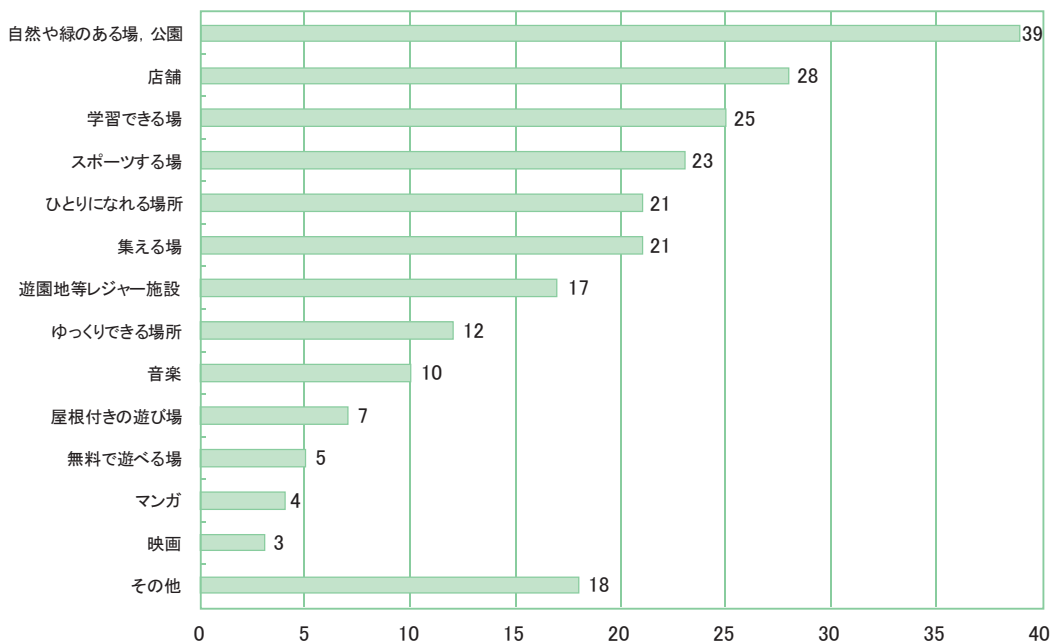
休日の過ごし方



居心地のいい場所

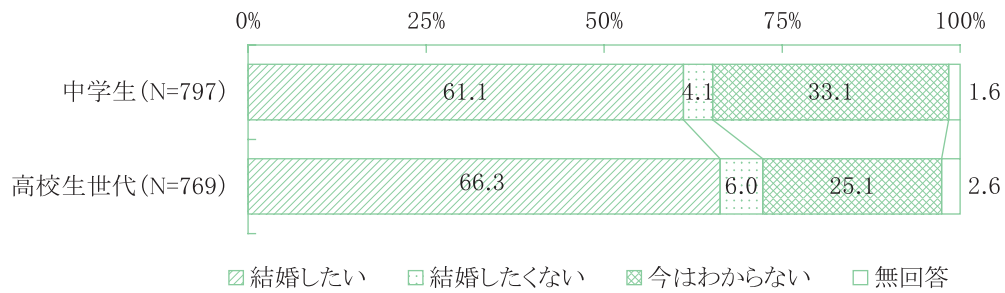


◆上記の選択肢以外で、あればいいなと思う場所（自由回答）

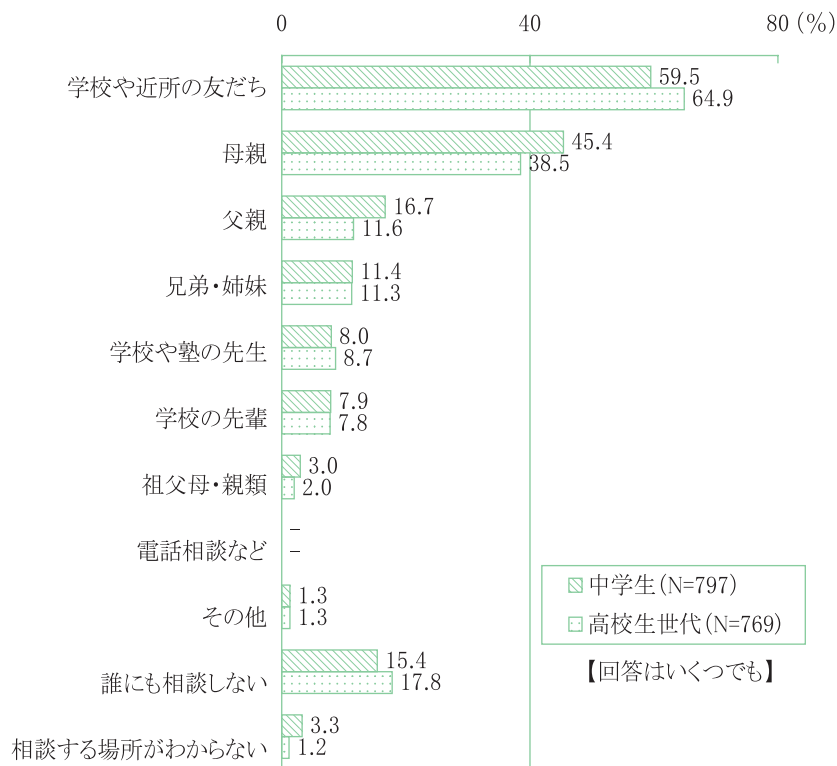


2 生活意識と心情

将来の結婚の希望

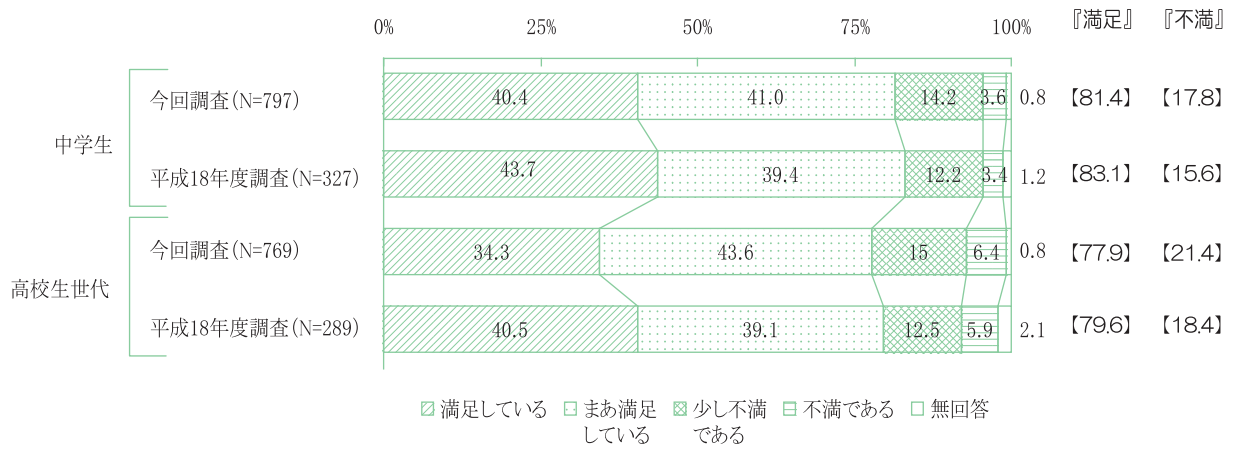


悩みや心配事の相談相手

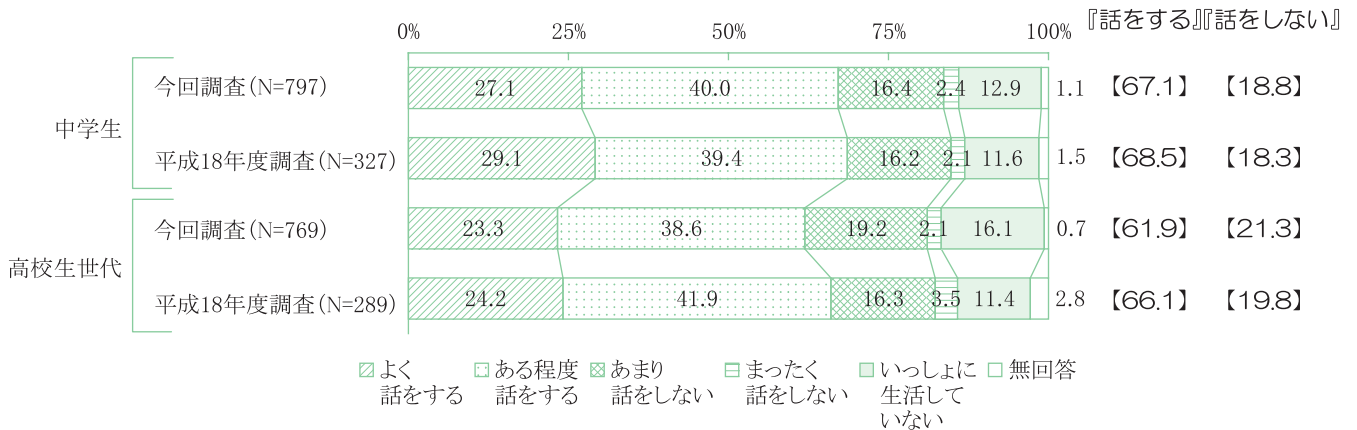


3 家庭生活

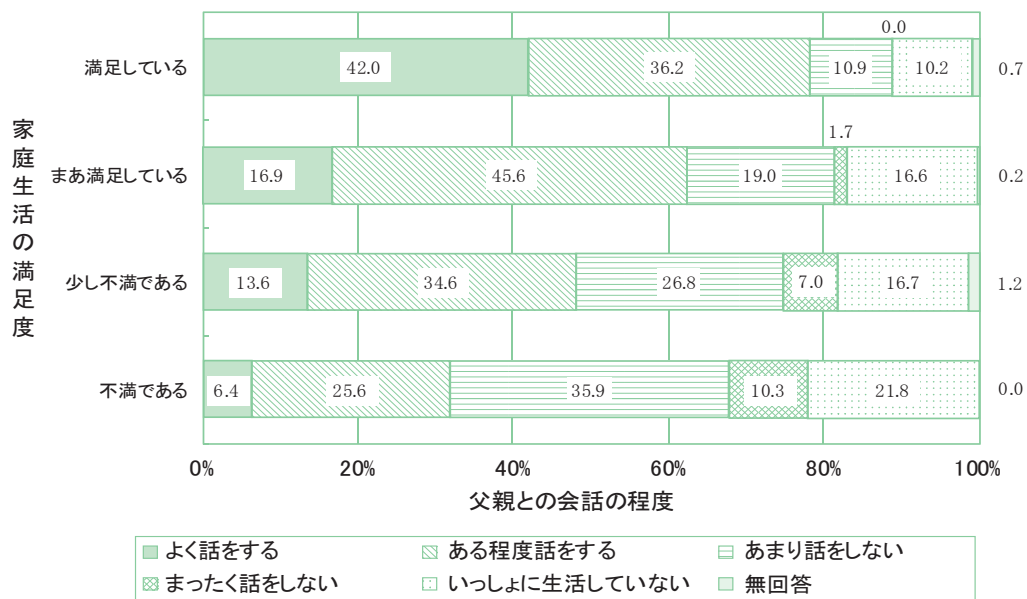
家庭生活の満足度



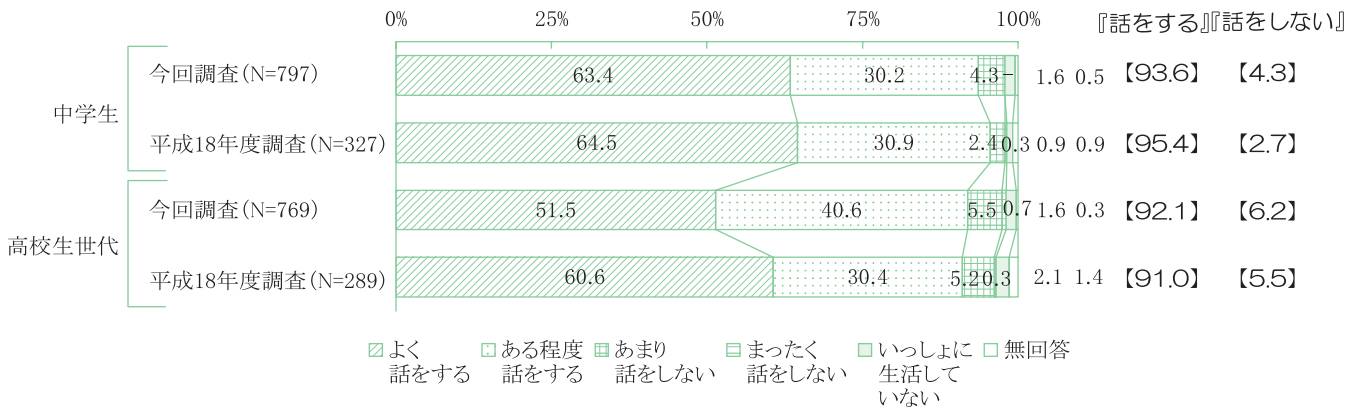
父親との会話の程度



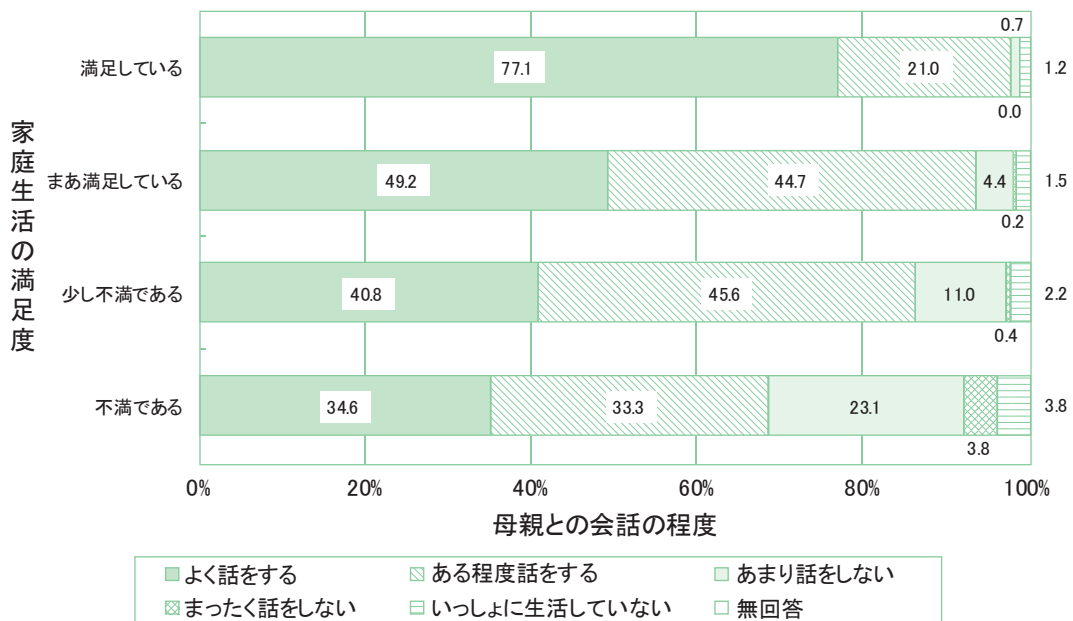
父親との会話の程度【家庭生活の満足度別】



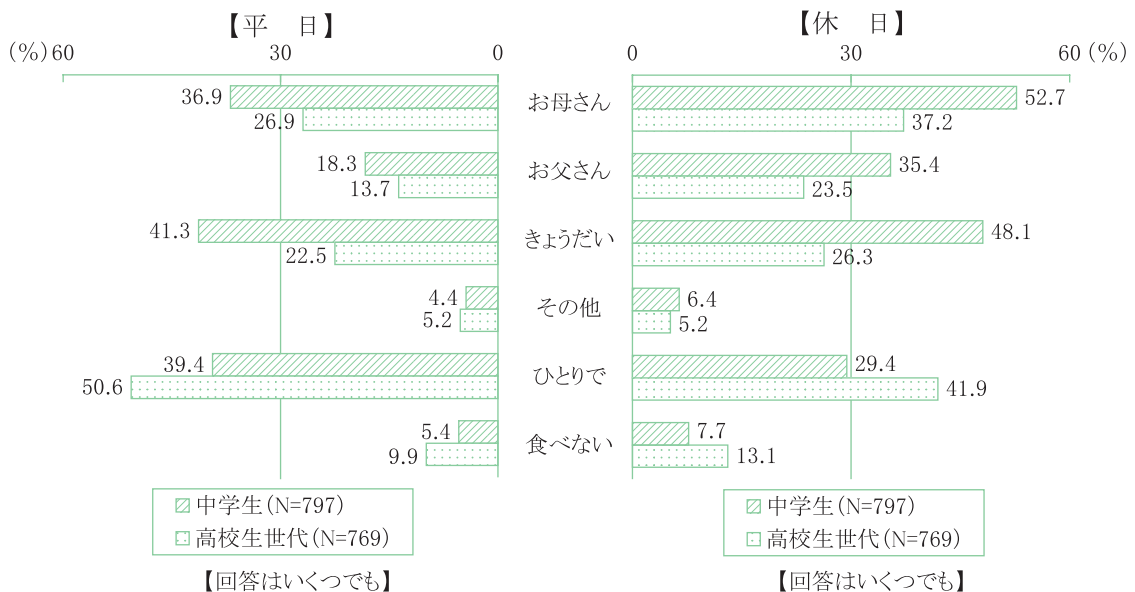
母親との会話の程度



母親との会話の程度〔家庭生活の満足度別〕



食事の状況：朝食

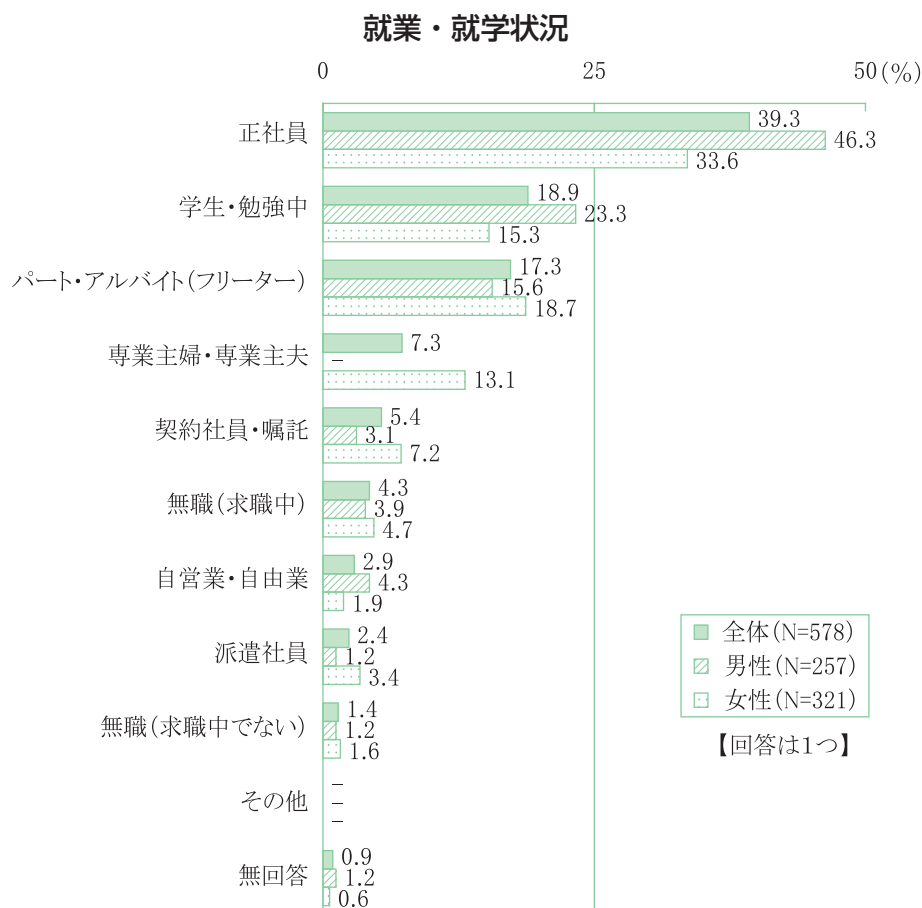


5 次世代育成支援に関するアンケート調査(概要)【青年】

福岡市の若者が、日ごろ家庭・学校・社会の中でどのような生活をし、どのような考えのもとに行動しているか等を調査し、「次世代育成支援・後期行動計画」(平成22～26年度)を策定するための基礎資料を得ることを目的として実施した。

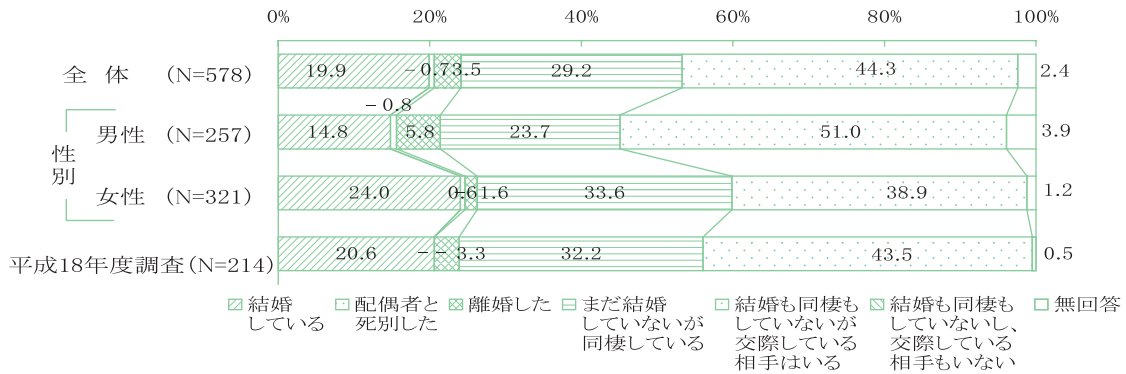
- (1) 調査地域 福岡市全域
- (2) 調査対象者 青年(18歳から30歳) 1,000人
※回収数578人, 回収率57.8%
- (3) 抽出方法 住民基本台帳より抽出
- (4) 調査方法 調査票を郵送し、回収は調査員が行う郵送法併用の留置き法
- (5) 調査期間 平成21年5月～6月

1 仕事や就学等の状況

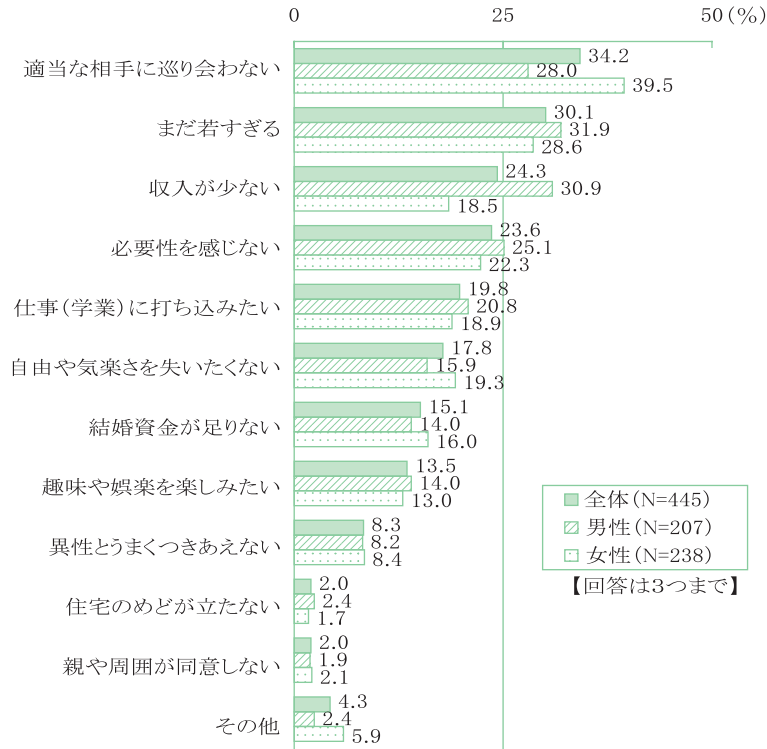


2 結婚と子育て

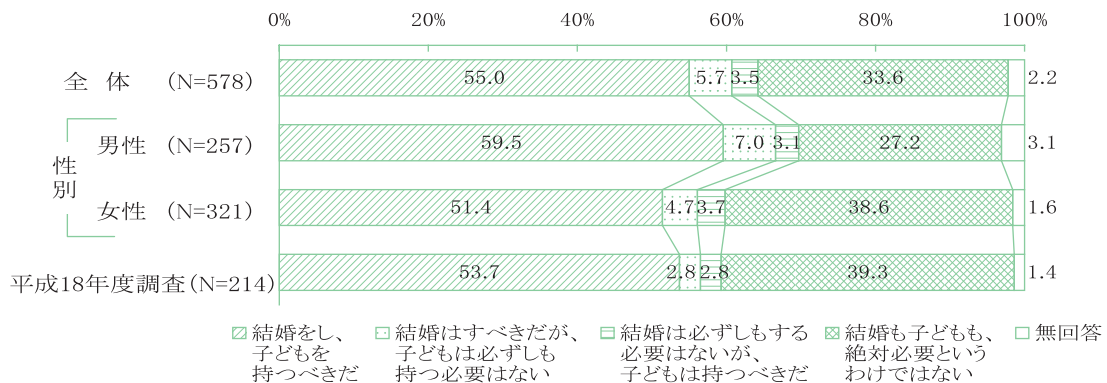
婚姻の状況



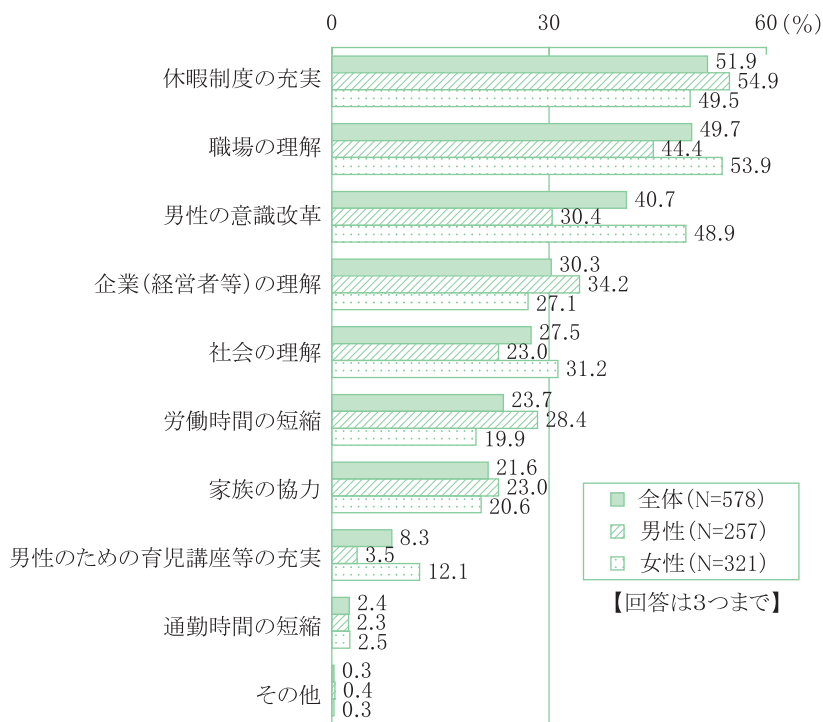
結婚していない理由



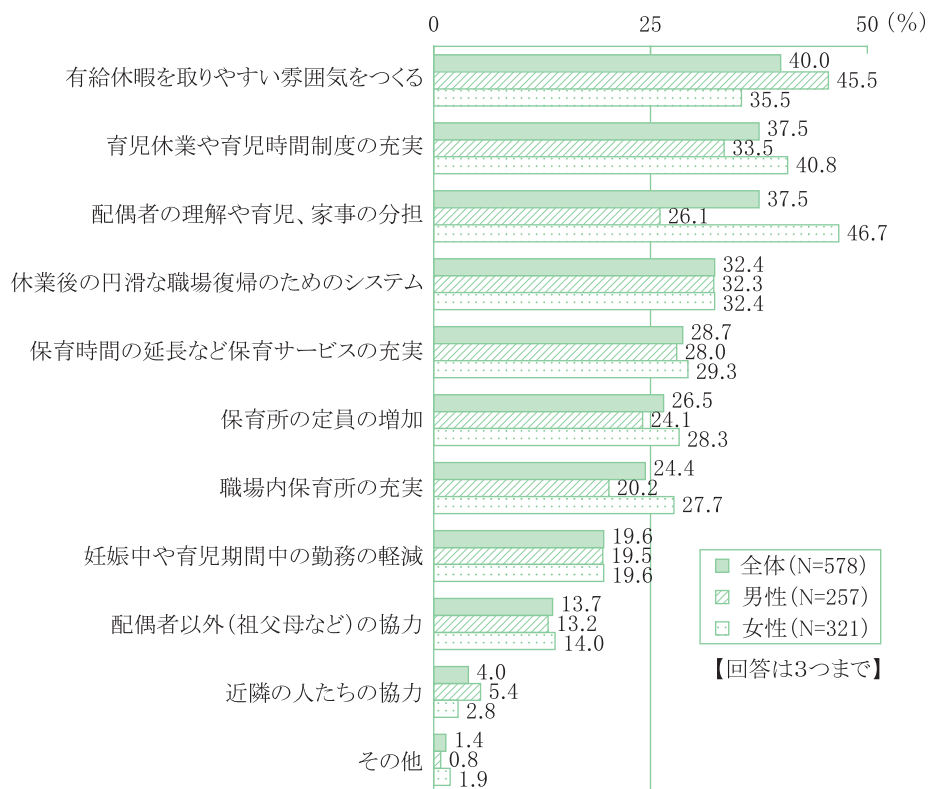
結婚や出産についての考え



男性の子育て参加に必要なこと

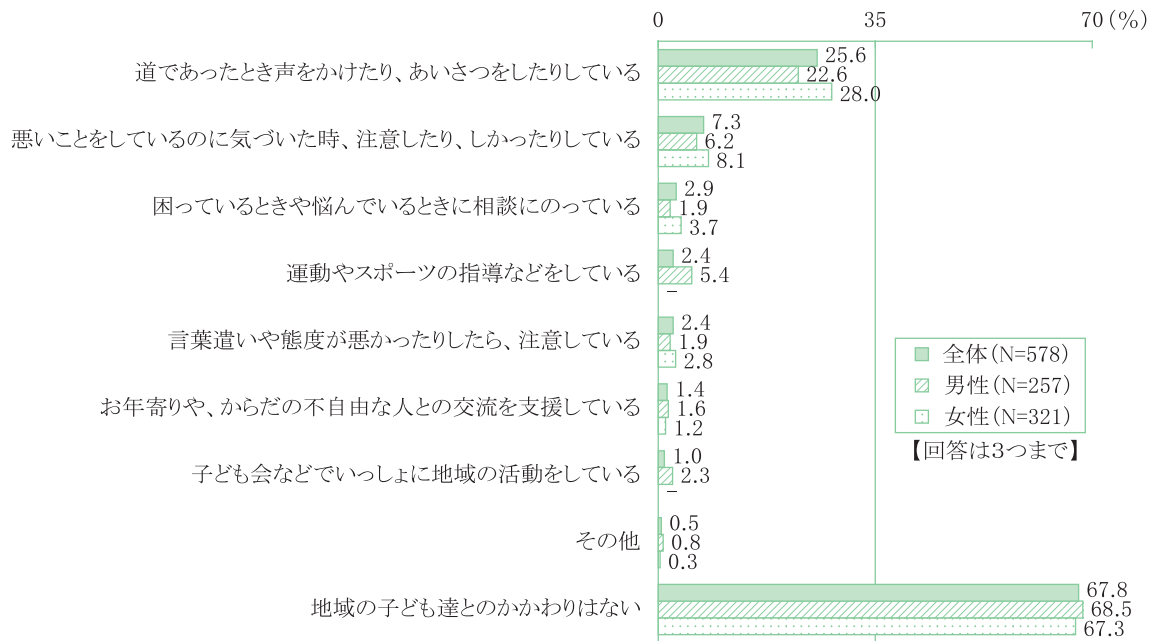


子育てと仕事の両立に必要なこと



3 地域の子どもとのかかわり

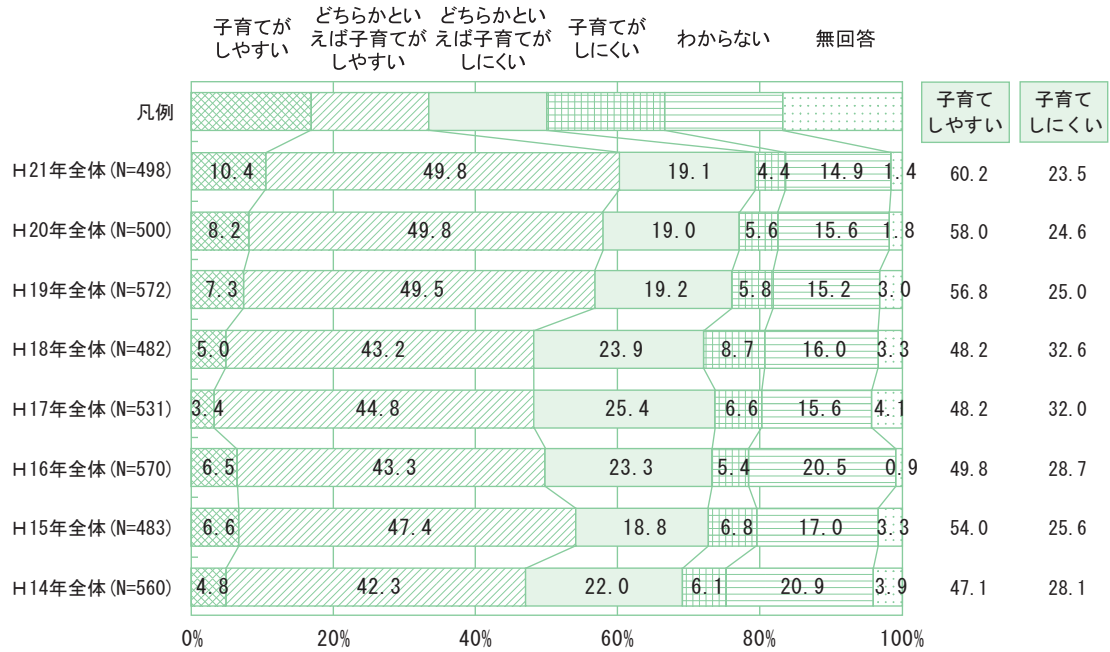
地域の子どもとのかかわり



6 福岡市新・基本計画の成果指標に関する意識調査(抄)

- (1) 調査地域 福岡市全域
 (2) 調査対象者 福岡市内に居住する満20歳以上の男女
 2,500サンプル
 回収 1,670サンプル 回収率 66.8%
 有効回収 1,648サンプル 有効回収率 65.9%
 (3) 抽出方法 住民基本台帳及び外国人登録台帳による二段階無作為抽出法
 (4) 調査方法 郵送法併用留置法
 (5) 調査期間 平成22年 1月

福岡市の子育てしやすさ (高校生以下の子どもがいる人)



參考資料



新・福岡市子ども総合計画の策定経緯

平成21年 2月	次世代育成支援に関するアンケート調査 (乳幼児及び小学生の保護者)
5月～6月	次世代育成支援に関するアンケート調査 (中学生・高校生世代・青年)
8月24日	第1回児童福祉審議会(諮問)
9月4日	次世代育成支援推進協議会総会(意見聴取)
9月9日	第1回児童福祉審議会専門委員会(審議)
9月15日	パブリック・コメント手続きによる市民意見募集 (～10月14日)
9月29日	第2回児童福祉審議会(審議)
9月29日	次世代育成支援推進協議会 子育て応援部会・青少年部会(意見聴取)
10月6日	第2回児童福祉審議会専門委員会(審議)
10月14日	第3回児童福祉審議会専門委員会(審議)
11月2日	第3回児童福祉審議会(審議)
11月2日	第4回児童福祉審議会専門委員会(審議)
11月24日	第4回児童福祉審議会(審議)
平成22年 1月18日	第5回児童福祉審議会(答申とりまとめ)
1月26日	児童福祉審議会から市長へ答申
3月	計画決定

上記のほか

- 社会的養護体制について「福岡市要保護児童の社会的養護あり方検討委員会」(児童福祉の専門家、学識経験者、弁護士、医師等で構成)を設け、先進事例の調査及び検討委員会を5回開催し、市に対する提言書をまとめていただいた。
- ひとり親への支援内容について、関係団体への意見聴取を実施した。

福岡市児童福祉審議会

児童、妊産婦及び知的障がい者の福祉に関する事項や、母子家庭の福祉、母子保健に関する事項を調査審議するほか、市長の諮問に答え、又は関係行政機関に意見を述べる機関として、児童福祉法及び福岡市児童福祉審議会条例に基づき設置。

【委員名簿】

◎委員長 ○副委員長

平成21年9月現在

氏名	役職名（選出機関の名称）	区分
安部計彦	西南学院大学准教授（人間科学部社会福祉学科）	学識経験者
石田賢二	福岡市私立幼稚園連盟会長	学識経験者
○ 一井貴子	福岡市PTA協議会副会長	学識経験者
今林秀明	福岡市議会 第2委員会委員	学識経験者
遠藤文彦	福岡市社会福祉協議会常務理事	学識経験者
大石修二	福岡市議会 第2委員会委員	学識経験者
金出公子	福岡市議会 第2委員会委員	学識経験者
熊谷敦子	福岡市議会 第2委員会委員	学識経験者
桑原義弘	福岡県警察本部生活安全部少年課長	学識経験者
進藤静生	福岡市医師会代表（小児科）	学識経験者
田中里美	福岡県弁護士会代表	学識経験者
永野繁登	福岡市保育協会理事長	児童又は知的障がい者の福祉事業従事者
◎ 針塚進	九州大学大学院教授（人間環境学研究院）	学識経験者
平田伸子	九州大学大学院教授（医学研究院保健学部門）	学識経験者
藤田芳枝	福岡市乳児院児童養護施設協議会会長	児童又は知的障がい者の福祉事業従事者
増田健太郎	九州大学大学院准教授（人間環境学研究院）	学識経験者
松崎彰信	九州大学大学院教授（九州大学病院小児科）	学識経験者
水城四郎	福岡市議会 第2委員会委員	学識経験者
山形紀子	西日本新聞社営業戦略室 Web 企画チーム担当部長	学識経験者
山口昌子	福岡市民生委員児童委員協議会副会長	学識経験者
山下洋	九州大学病院特任講師（精神科）	学識経験者
吉田悠紀子	福岡市母子福祉会代表	学識経験者

五十音順

福岡市児童福祉審議会への諮問

こ総第668号
平成21年 8月24日

福岡市児童福祉審議会
委員長 針塚 進 様

福岡市長 吉 田 宏

新・福岡市子ども総合計画案について（諮問）

福岡市においては、平成17年度に「福岡市子ども総合計画」の見直しを行い、次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画と位置づけ、総合的に次世代育成支援を集中的・計画的に推進するとともに、社会全体で子どもと子育て家庭を支援する仕組みづくりを進めてまいりました。

現在の計画を策定した後、子どもを取り巻く環境や、子育てに関する市民ニーズも変化しており、また、現在の計画の行動計画としての計画期間が平成21年度までとなっていることから、平成22年度から始まる「新・福岡市子ども総合計画」を策定することとしております。

つきましては、新・福岡市子ども総合計画案について、貴審議会のご意見を伺いたく諮問いたします。

福岡市児童福祉審議会からの答申

平成22年1月26日

福岡市長 吉田 宏 様

福岡市児童福祉審議会
委員長 針 塚 進

新・福岡市子ども総合計画案について（答申）

平成21年8月24日付けこ総第668号で諮問のありました標記の件について、本審議会では審議を行いましたので、下記のとおり答申します。

子育ては、父母その他の保護者が第一義的に責任を有するものでありますが、無限の可能性を秘めた次代の担い手である子どもの誕生を祝福し、子どもを慈しみ、守り育てることは、社会の基本的な責任でもあります。

核家族化や地域のつながりの希薄化、少子化など子育てを取り巻く環境は大きく変化しており、次代の担い手を育成する営みである子育てを、子育て家庭が安心と喜びをもって行えるよう社会全体で支援することがますます強く求められています。

このような認識のもと、子どもの最善の利益を考慮し、行政のみならず、家庭、地域、企業など地域社会を構成するすべての個人及び団体が連携し、社会全体で子育て・子育てを支援していく福岡市を目指し、施策を着実に推進していただきますようお願いいたします。

記

新・福岡市子ども総合計画案については、基本的に適切と考えます。

なお、次の意見を踏まえ、施策を進められるよう要望します。

（意見）

- 一 目標事業量の設定にあたっては、進捗状況や結果が把握できるような内容にしてください。
- 一 子どもに関する相談が複雑化、深刻化するなか、全市的な相談機関であるこども総合相談センターやより身近な区及び地域、また、学校におけるスクールカウンセラーの適切な配置等、子どもに関する相談体制を充実していただきたい。
- 一 新生児期の相談体制の充実や、乳幼児健康診査の未受診者のフォロー等を行い、虐待の未然防止に取り組んでいただきたい。

- 一 ひきこもりの児童及び保護者への支援に取り組んでいただきたい。
- 一 障がい児の保護者が障がいを早期に受容でき、より充実した支援が受けられるよう努めていただきたい。
- 一 子どもが重要な居場所である地域の公園でより自由に遊べるようになるなど、子どもの視点からの施設の整備・運営を進めていただきたい。
- 一 学校の余裕教室など既存施設の活用等を進め、地域の中での子どもの居場所を充実するとともに、子どもたちに夢を持たせるような場について検討していただきたい。
- 一 幼稚園や保育所から円滑に小学校へ上がることができるよう、行政が主導して進めていただきたい。
- 一 教員が子どもと向き合う時間を確保できるような取り組みを進めていただきたい。
- 一 予防接種の接種率の向上や、学校で得られたデータを分析のうえ小児生活習慣病の予防に取り組むなど、子どもの健康づくり対策を充実していただきたい。
- 一 待機児童の解消に向けて、児童福祉施設最低基準を遵守した保育所の整備を早急に推進していただきたい。
- 一 認可保育所への入所を希望しながら入所できず、認可外保育施設に入所している児童と、認可保育所に入所している児童との間で保育の質や保育料に関して公平性に欠ける実態がみられる。

そのため、

- ① 認可外保育施設については児童福祉施設最低基準への到達に向けた財政的支援や小規模保育所の認可の検討など、認可化に向けた取り組みを早急に行っていただきたい。
- ② 保育の必要性がある子どもたちは等しく保育サービスを受ける権利を有しており、市は認可保育所を希望しながら入所できず認可外保育施設を利用している保護者に対する支援を早急に検討していただきたい。
- ③ 認可外保育施設に入所している子どもたちの安心・安全のために、市は同施設におけるさらなる保育の質の向上のための支援の拡充などについて検討していただきたい。

なお、今後、国において保育のあり方等の検討がされていることからその動向を注視しながら検討していただきたい。

- 一 保育所におけるサービスの質の向上のためのアクションプログラムを策定し、保育サービスの質の確保に努めていただきたい。
- 一 経済情勢等が悪化しており、子育て世帯への経済的支援を拡充していただきたい。

知っていますか？「子どもの権利条約」

子どもの権利条約とは・・・
世界中の子どもが、元気に幸せに生きていけるように、
子どもの人としての権利や自由を守るために必要なことを
定めた国際的な約束です。

- 子どもの権利条約は、大きく分けて次の4つの権利を守ることを定めています。
- この条約は、18歳未満のすべての子どもを対象にしています。

生きる権利

子どもは、どのような差別も
受けずに大切にされます。
また、健やかに成長し、
あらゆる可能性を
開花させることができます。

育つ権利

子どもは教育を受け、
自由に時間をすごしたり、
遊んだりできます。

守られる権利

子どもは、あらゆる
種類の暴力などから
守られます。
また、障がいのある子どもなどは、
とくに守られます。

参加する権利

子どもは自由に意見を
言ったり、集まって
グループを作ったり、
自由な活動を行ったり
できます。

みんなでいっしょに考えましょう。

“子どもは生まれながらにして権利をもっているということを”

そしてみんなで守っていきたい

ぼくたち、わたしたち、子どもたちの未来のために



【問い合わせ先】

福岡市こども未来局

こども部 総務企画課

〒810-8620 福岡市中央区天神1丁目8-1

TEL : 092-711-4170

FAX : 092-733-5534

ホームページ「ふくおか子ども情報」
<http://www.city.fukuoka.lg.jp/kodomo/>

発行／平成22年3月